

令和 7 年第 2 回定例会審議予定表

会期日程（会期 3 日間）

日程/区分	月 日	曜日	開議時間	案 件
第 1 日 本 会 議	6 月 1 0 日	火	午前 1 0 時	開会・会議録署名議員の指名・会期の決定・諸般の報告・議案上程・提案理由の説明・議案審議・討論・採決
第 2 日 本 会 議	6 月 1 1 日	水	午前 1 0 時	一般質問・議案審議・討論・採決
第 3 日 本 会 議	6 月 1 2 日	木	午前 1 0 時	議案審議・討論・採決・閉会

令和7年第2回五木村議会定例会

目 次

第1号(6月10日)	頁
1. 議事日程	3
2. 出席議員	3
3. 欠席議員	4
4. 説明のため出席した者の職氏名	4
5. 事務局職員の職氏名	4
6. 日程第1 会議録署名議員の指名	6
7. 日程第2 会期の決定	6
8. 日程第3 諸般の報告	7
9. 日程第4 請願について	13
10. 日程第5 報告第1号 繰越明許費繰越計算について	13
11. 日程第6 報告第2号 事故繰越し繰越計算書について	13
12. 日程第7 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(税条例)	13
13. 日程第8 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて (国保税条例)	13
14. 日程第9 議案第30号 五木村固定資産評価員の選任について	13
15. 日程第10 議案第31号 教育委員会委員の選任について	13
16. 日程第11 議案第32号 五木村立義務教育学校設置条例の制定について	13
17. 日程第12 議案第33号 五木村長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について	13
18. 日程第13 議案第34号 五木村地区集会所設置条例の一部改正について	13
19. 日程第14 議案第35号 工事請負変更契約の締結について (村道日当線災害復旧工事)	13
20. 日程第15 議案第36号 工事請負契約の締結について (竹の川再建住宅整備工事)	14
21. 日程第16 議案第37号 工事請負契約の締結について (村道八重線災害復旧工事)	14
22. 日程第17 議案第38号 工事請負契約の締結について (村道空舎線災害復旧工事)	14
23. 日程第18 議案第39号 工事請負契約の締結について	

	(林道菊池人吉線災害復旧工事)	14
24. 日程第19	議案第40号 令和7年度五木村一般会計補正予算(第1号)	14
25. 日程第20	議案第41号 令和7年度五木村国民健康保険特別会計補正予算 (第1号)	14
26. 日程第21	議案第42号 令和7年度五木村ダム対策事業特別会計補正予算 (第1号)	14
27. 日程第22	質疑	33
28. 散 会		47

第2号(6月11日)

1. 議事日程	51
2. 出席議員	51
3. 欠席議員	51
4. 説明のため出席した者の職氏名	51
5. 事務局職員の職氏名	52
6. 日程第1 一般質問	53
(1) 西村久徳	53
(2) 早田吉臣	72
(3) 中村俊也	82
7. 散 会	91

第3号(6月12日)

1. 議事日程	95
2. 出席議員	95
3. 欠席議員	95
4. 説明のため出席した者の職氏名	95
5. 事務局職員の職氏名	96
6. 日程第1 議員提案第1号 五木村議会会議規則の一部改正について	97
7. 日程第2 議員提案第2号 五木村議会委員会条例の一部改正について	97
8. 日程第3 質疑(議案第40号より)	97
9. 日程第4 討論	109
10. 日程第5 採決	111
11. 日程第6 議員派遣について	114
12. 日程第7 閉会中の継続審査・調査について	114

13. 閉 会	114
---------------	-----

第2回五木村議会定例会会議録

令和7年6月10日（火）開会

（第1日）

五 木 村 議 会

令和7年第2回五木村議会定例会（第1号）

令和7年6月10日

午前10時00分開会

於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 請願について
- 日程第5 報告第1号 繰越明許費繰越計算について
- 日程第6 報告第2号 事故繰越し繰越計算書について
- 日程第7 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（税条例）
- 日程第8 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（国保税条例）
- 日程第9 議案第30号 五木村固定資産評価員の選任について
- 日程第10 議案第31号 教育委員会委員の選任について
- 日程第11 議案第32号 五木村立義務教育学校設置条例の制定について
- 日程第12 議案第33号 五木村長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第34号 五木村地区集会所設置条例の一部改正について
- 日程第14 議案第35号 工事請負変更契約の締結について
（林道日当線災害復旧工事）
- 日程第15 議案第36号 工事請負契約の締結について
（竹の川再建住宅整備工事）
- 日程第16 議案第37号 工事請負契約の締結について
（林道八重線災害復旧工事）
- 日程第17 議案第38号 工事請負契約の締結について
（林道空舎線災害復旧工事）
- 日程第18 議案第39号 工事請負契約の締結について
（林道菊池人吉線災害復旧工事）
- 日程第19 議案第40号 令和7年度五木村一般会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第41号 令和7年度五木村国民健康保険特別会計補正予算
（第1号）
- 日程第21 議案第42号 令和7年度五木村ダム対策事業特別会計補正予算

(第1号)

日程第22 質疑

日程第23 討論

日程第24 採決

日程第25 議員派遣について

日程第26 閉会中の継続審査・調査について

2. 出席議員は次のとおりである。(7名)

1番 園 田 良 治 君

2番 早 田 吉 臣 君

3番 中 村 俊 也 君

4番 川 邊 正 美 君

5番 田 山 淳 士 君

7番 西 村 久 徳 君

8番 岡 本 精 二 君

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(10名)

村 長 木 下 丈 二 君

総務課長 竹 村 文 秀 君

ダム対策課長 土 肥 整 二 君

政策調整監 山 下 俊 彦 君

保健福祉課長 高 田 孝 浩 君

住民税務課長 大 岩 留 美 君(兼務)

産業振興課長 土 肥 博 司 君

建設課長 黒 木 光 重 君

会計管理者 大 岩 留 美 君

教 育 長 西 龍三郎 君

教育課長 山 尾 浩 二 君

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名(1名)

議会事務局長 木 野 徹 也 君

開会 午前9時58分

—————○—————

○議長（岡本精二君） 起立、礼、おはようございます。着席。

開会前でございますけれども、私のほうから御挨拶をいたしたいと思っております。私たちの任期については、令和3年8月4日から令和7年8月3日まででございます。今期第12回目になる定例会が開会をされますけれども、最後の定例会を迎えることになりました。それぞれ議員の皆さん方も、今期については令和2年7月豪雨の国・県がいろいろと犠牲になる五木村に対して御相談ごとがあったと思うわけでございます。私たち、今期令和3年8月から議員として住民の皆さんから託された仕事をしておるわけでございますが、その間、私なりに振り返ったときに7月豪雨の災害で11月には蒲島知事が流水型ダムの要望を国に対して行っております。それが1つの火種となりいろいろと球磨川流域との協議会というのが発足され、12市町村の受益町村で協議会でいろいろな議論がなされております。私なりに振り返ったときに、犠牲になる五木村に対して、そのことを一言もなかったと思います。ただ事後の報告であったと思います。これら等については、やはり、もう過去のことと済んだわけでございますが、河川整備計画を令和4年8月には計画設定をし、河川整備計画の中の球磨川の支流で川辺川流水型ダムを建設するというのが位置づけされてきております。私たちは五木村をこのままではいけないということで、ひかり輝く新たな五木村振興計画というものを令和4年から令和5年にかけて、執行部の皆さん方も一緒になり協議をさせてきました。令和5年に国・県・村でこれからのひかり輝く五木村振興計画、令和5年から9年、第1期計画を進めるというようなことで進んできておりますが、令和6年には木下村長、4月21日に、流水型ダムを前提とした村づくりに変更されております。ちょうど2年目を迎えております。非常にこういった面で私たち議会も国・県に要望をいたしてきておりますが、何と言っても五木村の振興です。振興をこれからも皆さんの力で、少ない中で頑張ってきましたけれども、令和7年になり、3月の定例会を前にして突然藤本議員が亡くなられた。非常に残念でございます。五木村はこれから少ない議会議員の中でやっていかなければならないということでございましたけれども、これは致し方ないと思うわけでございますが、私たちの任期もあと1か月ちょっとでございます。その間、最後の定例会でございますので、皆様のそれぞれのお考えを、明日、一般質問等もでございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

長くなりましたが、6月定例会についての挨拶とさせていただきますが、最後でございますけれども、藤本議員に対し、執行部、議会議員、黙禱をささげたいと思いますので、事務局長の指示によりお願いを申し上げます。

○議会事務局長（木野徹也君） 御起立ください。黙禱。

[黙禱]

○議会事務局長（木野徹也君） お直りください。着席ください。

○議長（岡本精二君） 大変御協力ありがとうございました。

これより令和7年第2回五木村議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岡本精二君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、5番 田山議員、7番 西村議員を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（岡本精二君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

議会運営委員長長の報告を求めます。3番、中村委員長。

○3番（中村俊也君） それでは、議会運営委員会の報告をいたします。

去る6月3日火曜日午前9時から、議員控室において議会運営委員会を開催をしております。今回の6月定例会提出案件について、村長、総務課長より説明を受けております。

執行部の提出案件につきましては、報告2件、承認2件、人事案件2件、条例の制定1件、条例の一部改正3件、工事請負変更契約の締結1件、工事請負契約の締結4件、補正予算3件の計18件でございます。

以上の案件を議会運営委員会で検討した結果、お手元に配付をしました会期日程であります。第1日目を、本日6月10日に開会をいたしまして、諸般の報告、議案の上程に伴う提案理由及び議案内容の説明、議案審議を予定をしております。第2日目の6月11日は、一般質問、議案審議、討論、採決を予定をしております。一般質問につきましては、3名の方から通告書が提出をされております。質問及び答弁については、簡潔明瞭をお願いいたします。

第3日目の6月12日は議案審議、討論、採決、閉会という3日間の会期で、当委員会では決定をしております。

また、お手元に配付をされております請願文書表のとおり、球磨郡医師会及び人吉市医師会から、議員紹介により請願が出されて受理されております。これについては、総務常任委員会へ審査、調査を付託することを決定をしておりますのでよろ

しくお願いをします。

以上、会期の決定につきましては、議会運営委員会で決定をしたとおり、お取り計らいいただくようお願いをし、議長に報告をいたします。

以上です。

○議長（岡本精二君） お諮りします。委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 異議なしと認め、会期は本日6月10日から6月12日までの3日間と決定いたしました。

—————○—————

日程第3 諸般の報告

○議長（岡本精二君） 日程第3 諸般の報告を行います。

例月出納検査の報告を求めます。5番、田山監査委員。

○5番（田山淳士君） それでは、例月現金出納検査の報告をいたします。

五監11号、令和7年5月22日。

五木村長 木下丈二様

五木村議会議長 岡本精二様

五木村監査委員 牛草敏憲

五木村監査委員 田山淳士

例月現金出納検査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第235条の2第1項の規定により例月現金出納検査を実施したので、同条第3項の規定により、その結果に関する報告を提出します。

記

1、検査の対象、会計管理者の権限に属する現金の出納及び保管。

2、検査現在期日、令和7年4月末日。

3、検査実施日、令和7年5月22日。

4、検査の結果及び意見、検査現在期日における歳計現金、一時借入金、基金、歳計外現金の保管状況は別紙のとおりで、預金通帳、保管現金を現金出納簿等と照合した結果、全て符合し、誤りなく適正に処理されていることを確認した。

また、出納事務については、現金出納に係る諸帳簿及び証拠書類を関係帳票と照合した結果、別紙「収支計算書」の計数に誤りなく、何ら不正非違の点も見受けられず、適正に処理されていることを認めた。

なお、参考までに検査現在期日における現金現在高は次のとおりである。

歳計現金2億472万7,848円でございます。一時借入金はゼロ、基金32億5,064万6,

948円、歳計外現金4,628万9,675円、現金現在高35億166万4,471円でございます。

次のページにですね収支計算書、これは令和6年と7年分が入っていますので目を通していただきたいと思います。

その次のページに、歳計内現金の管理状況が載っております、次のページは基金の管理状況が資料に載っております。これは銀行の預金ですね、肥後銀行、ゆうちょ銀行、振替預金含めまして合計で4億7,387万3,002円でございます。

次のページに、基金の保管状況を載せております。これも合計だけ申し上げたいと思いますが、基金が32億5,064万6,948円でございます。

あとは一番最後のページにですね前のやつが載っております、令和7年3月分と4月分の監査の報告が載っておりますので目を通していただきたいと思います。

以上で終わります。

簡易水道事業とですね、農業集落排水事業の報告もいたします。

まず、最初に、簡易水道事業について、例月現金出納検査の結果に関する報告の提出について。文書は同じですので、結果だけ報告してよろしいですか。

歳計外現金5万30円、基金ゼロ、預金残金1,618万6,472円、預金現在高1,623万6,502円でございます。

あとは目を通していただきたいと思いますが、最後のページ、これも同じく、令和7年4月分と4月22日の日付で報告が2枚載っておりますので、御覧ください。

もう1件、続きまして、農業集落排水事業の報告をいたします。

例月現金出納検査の結果に関する報告についてということで、これもですね検査の結果だけ報告しましょうか。

検査現在期日における歳計現金、一時借入金、基金、預金残高の保管状況は別紙のとおり、預金通帳、保管現金を現金出納簿等と照合した結果、全て符合し、誤りなく適正に処理されていることを確認した。

また、出納事務については、現金出納に係る諸帳簿及び証拠書類を関係帳票と照合した結果、別紙の計数に誤りなく、何ら不正非違の点も見受けられず、適正に処理されていることを認めた。

なお、参考までに検査現在期日における現金現在高は次のとおりである。

歳計現金1万3,600円、預金残高913万6,406円、現預金現在高915万6円でございます。その内訳は、裏のほうの3ページに書いてございます。

それと、また、最後のページに、4月22日にやりました集落排水事業の報告書を2枚付けておりますので御覧ください。

以上で報告を終わります。

○議長（岡本精二君） 次に、人吉球磨広域行政組合議会の報告を求めます。7番、西

村議員。

○7番（西村久徳君） それでは、広域行政組合の行政報告をいたします。

令和7年度第1回人吉球磨広域行政組合議会定例会。これは2日目ということでございますが、令和7年3月25日午前10時から、人吉球磨クリーンプラザ大会議室で開催されました。

まず、議案第1号から議案第5号の条例案件と、議案第7号及び議案第8号の当初予算7件について、事務局長から補足説明を受け、議案ごとに質疑、採決を行いました。

まず、日程第1、議案第1号、人吉球磨広域行政組合新ごみ処理施設建設検討委員会設置条例の制定についてでございます。

議案第2号、人吉球磨広域行政組合給与条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案第3号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございます。

議案第4号、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。

議案第5号、人吉球磨広域行政組合人吉球磨ふるさと市町村圏計画基本構想の議会の議決に関する条例及び人吉球磨広域行政組合人吉球磨ふるさと市町村圏計画策定審議会設置条例を廃止する条例の制定についてでございます。

議案第7号、令和7年度人吉球磨広域行政組合一般会計予算。

この6件については、質疑のあと、簡易採決を行い、原案どおり可決しました。

日程第7では、議案第8号、令和7年度人吉球磨広域行政組合一般会計経費の負担金の総額は、議決の特例に関わるため、質疑のあと、起立採決を行い、全員起立、原案どおり可決をいたしました。

日程第8、新ごみ処理施設建設に関する調査特別委員会委員長報告については、議会での朗読を省略し、報告書のとおり会議録に掲載することが諮られ、了承されました。

日程第9、委員会の閉会中の継続審査については、議会運営委員長及び新ごみ処理施設建設に関する調査特別委員長申出のとおり了承されました。

以上で、定例会2日目の審議を終了し、議会を閉会いたしました。

次に、令和7年第2回人吉球磨広域行政組合臨時会が、令和7年5月28日午後2時から、人吉球磨クリーンプラザ大会議室で開催されました。

日程第1、議席の指定では、相良村議会改選により、新たに選出された川邊一徳

議員の議席を14番、古川渉議員の議席を15番に議長から指名をされました。加えて、新ごみ処理施設建設に関する調査特別委員会の委員に指名されました。

日程第2、会議録署名議員の指名では、2番、牛塚孝浩議員（人吉市）、3番、宮崎保議員（人吉市）が指名されました。

日程第3、会期の決定では、田代利一議会運営委員長（球磨村）の報告の後、会期は5月28日の1日間と決定しました。

日程第4、議会運営委員の選出では、欠員となっている委員1人を下球磨地区の議員から選出し、7番、吉田眞二議員（錦町）が議長から指名されました。

議案第9号及び同意第2号の2件について、代表理事から提案理由の説明を、事務局長から補足説明を受け、議案ごとに質疑、採決を行いました。

日程第5、議案第9号、令和7年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算（第1号）は、質疑のあと、簡易採決を行い、原案のとおり可決しました。

日程第6、同意第2号、監査委員の選任につき同意を求めることについては、質疑のあと、簡易採決を行い、原案のとおり同意しました。

日程第7、議員の派遣については、議員補充及び任期満了に伴う改選により、新たに選出された組合理議員（多良木町、相良村、五木村）の組合施設視察研修と全議員による先進地視察研修を行うことが決定しました。

最後に、組合理議会会議規則第43条の規定により、議決された事件についての条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することが決定し、閉会しました。

以上です。

○議長（岡本精二君） 次に、人吉下球磨消防組合理議会の報告を求めます。4番、川邊議員。

○4番（川邊正美君） おはようございます。それでは、令和7年5月第2回人吉下球磨消防組合理議会臨時会の会議結果の報告をいたします。

日時、令和7年5月19日月曜日、午前11時に開会をしております。

場所、人吉下球磨消防組合理消防本部会議場でございます。

出席者、議員が8名、執行部より管理者が6名、職員が7名、事務局から2名の出席になっております。

会議結果です。日程第1、仮議席について。臨時議長から着席の議席を指定をされております。

日程第2、議長の選挙について。4月の相良村議会の改選により、前議長であった相良村選出の永田博人議員の任期満了に伴い、構成市町村議会議員で構成する消防組合理議会において議長が空席となったため、選挙が必要になったものです。指名推選により、錦町選出の竹田農利人議員が選出されました。

日程第3、議席の指定では、下に書いてありますように、1番、黒木正照議員（相良村選出）から、8番の竹田農利人議員（錦町選出）の順番に議席を指定をされました。

日程第4、会期の決定、令和7年5月19日（1日間）と決定をしております。

2ページをお願いします。

日程第5、会議録署名議員の指名、4番、西孝恒議員（山江村）、5番、東純一議員（球磨村）をそれぞれ指名をされております。

日程第6、報告第1号、令和6年度人吉下球磨消防組合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

令和6年度中央署高規格救急自動車整備事業及び消防本部中央消防署庁舎移転事業に係る経費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告されたものです。

内容につきましては、下のほうに詳しく書いてありますので、あとで目を通していただければと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（岡本精二君） 次に、行政報告を求めます。木下村長。

○村長（木下文二君） おはようございます。それでは、行政報告を申し上げます。

本日、令和7年第2回定例会を招集いたしましたところ、御多用の中、議員の皆様にご出席いただき誠にありがとうございます。

今回は、令和7年度の最初の定例会開催となります。新たな執行体制のもと、役場一丸となって村民の福祉向上、課題解決に取り組んでまいり所存であります。

また、議員各位におかれましては、8月3日の任期満了を前に、これまで4年間、五木村の発展に御尽力を賜り、村の安泰を願う情熱をもとに、議会、執行部、真摯な議論を重ね、多くの課題を乗り越えてくることができました。議員各位の御指導、御鞭撻に感謝を表するとともに、今後の御活躍、御健勝を心より御祈念申し上げます。

それでは、3月28日の臨時会以降の行政執行の主なものにつきまして、御報告いたします。

4月1日に、いつき保育園の入園式が行われ、新しい園児1名を迎えました。

4月8日には五木中学校、9日には五木東小学校で入学式が行われ、中学生2名、小学生5名が、大きな希望を胸に新たな学校生活をスタートさせました。また、9日午後には、人吉高校五木分校で入学式が行われ、新たに8名の新入生が温かく迎えられました。

4月19、20日の二日間、道の駅子守唄の里五木、物産館のリニューアルオープン

に伴い、オープニングセレモニーや記念イベントを行いました。日常生活用品のコーナーも新設され、心待ちにされていた村民の方をはじめ、多くの方にお立ち寄りいただきました。

4月20日、熊本県主催により「川辺川（宮園周辺地域）の川づくりと用地測量着手に関する説明会」が宮園交流館で開催されました。多くの地域の皆様に出席をいただき、宮園地区の治水対策や環境整備に伴う川づくりについて、進捗状況や今後の用地測量の着手に向けた説明がありました。川辺川上流域の安全・安心と地域づくりに向けた取組を、地域の皆様のお声を聞きながら国・県と連携し、取り組んでまいります。

4月21日、日産自動車と電気自動車を活用した脱炭素化及び強靱化に関する連携協定を締結しました。これは、環境対策や防災・災害対策等の課題解決に資する取り組みであります。

また、今年度から、新たに村独自の電気自動車購入補助制度を創設するなど、引き続きゼロカーボンの取組を進めてまいります。

4月27日には、「五木の春 新緑祭り」が子守唄公園周辺にて開催され、今年は過去最高の来場者におこしいたいただき、大勢の観光客で賑わいを見せておりました。

5月8日、佐賀市で九州地区道路利用者会議定時総会に出席してまいりました。

5月13日、東京都文京区と熊本県と五木村で、J-クレジットの協定を締結いたしました。この協定は、2033年までの8年間、五木村の森林が削減するCO₂のクレジットのうち、文京区が毎年500トン分購入いただけるものであり、今後、売却で得た収入を森林整備や林業振興に充てることにより、豊かな恵みを生かした持続可能な産業と雇用の創出に取り組んでまいります。

5月18日、保育園、小学校、中学校、人吉高校五木分校の合同大運動会が開催されました。今年は雨のために1日順延となりましたが、「万里一空～keep trying～」のスローガンのもと、子どもたちの成長した姿を見ることができました。

5月20日から6月2日にかけて、村内5会場で行政座談会を開催し、村民の皆様に振興計画を御説明するとともに、皆様からの御意見や地区の課題等をお伺いいたしました。各地区でいただいた御意見をしっかりと受け止め、今後の村づくりに生かしてまいります。

5月24日、人吉球磨歯科医師会発足式に出席してまいりました。

5月27日、ゼンリンと、災害時支援協定を締結いたしました。防災・減災を支援する取組として、インターネットで閲覧できる地図や災害時に活用可能な備蓄用地図を提供いただきました。今後も、村民の安心・安全な暮らしを守るため、引き続き防災体制の整備など防災力強化に取り組んでまいります。

5月29日、上京し、全国治水砂防協会総会に出席いたしました。同日午後から、議会の皆様と共に、地元選出国會議員及び財務省を訪問し、また、翌30日は国道交通省、熊本県の木村知事を訪問し、ひかり輝く新たな五木村の早期実現に向けた地域振興に関する要望活動を行ってまいりました。国におかれては、藤巻水管理・国土保全局長をはじめとした関係部局、県におかれては、木村知事のほか、両副知事、関係部長にも御対応いただき、村の要望をしっかりと受け止めていただいたものと認識しております。

6月2日、五木村防災会議を開催しました。気象庁の発表では、6月8日に、熊本県を含む九州北部地方が梅雨入りいたしました。改めて各関係機関と情報共有を密にしながら、防災体制の整備や災害の備えに万全を期してまいります。

6月4日、上京し、水源地域未来会議に出席してまいりました。

6月5日、球磨川流域治水協議会に出席してまいりました。

6月7日、東京で3回目となる東日本五木ふるさと会の総会及び交流会を開催いたしました。五木村出身者や五木村にゆかりのある方々の親睦を深めるよい機会となりました。

以上、行政報告とさせていただきます。

—————○—————

日程第4 請願について

○議長（岡本精二君） 日程第4、請願について、議題とします。

先ほど議会運営委員長の報告のとおりありまして、総務常任委員会に付託しましたので、報告をいたします。

—————○—————

日程第5 報告第1号 繰越明許費繰越計算について

日程第6 報告第2号 事故繰越し繰越計算書について

日程第7 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（税条例）

日程第8 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（国保税条例）

日程第9 議案第30号 五木村固定資産評価員の選任について

日程第10 議案第31号 教育委員会委員の選任について

日程第11 議案第32号 五木村立義務教育学校設置条例の制定について

日程第12 議案第33号 五木村長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

日程第13 議案第34号 五木村地区集会所設置条例の一部改正について

日程第14 議案第35号 工事請負変更契約の締結について
（林道日当線災害復旧工事）

日程第15 議案第36号 工事請負契約の締結について
(竹の川再建住宅整備工事)

日程第16 議案第37号 工事請負契約の締結について
(林道八重線災害復旧工事)

日程第17 議案第38号 工事請負契約の締結について
(林道空舎線災害復旧工事)

日程第18 議案第39号 工事請負契約の締結について
(林道菊池人吉線災害復旧工事)

日程第19 議案第40号 令和7年度五木村一般会計補正予算(第1号)

日程第20 議案第41号 令和7年度五木村国民健康保険特別会計補正予算
(第1号)

日程第21 議案第42号 令和7年度五木村ダム対策事業特別会計補正予算
(第1号)

○議長(岡本精二君) 次に、日程第5、議案に入りますが、議案名につきましては事務局長に朗読をさせます。

○議会事務局長(木野徹也君) それでは、議案名を朗読いたします。

日程第5、報告第1号、繰越明許費繰越計算書について、日程第6、報告第2号、事故繰越し繰越計算書について、日程第7、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて、日程第8、承認第2号、専決処分の承認を求めることについて、日程第9、議案第30号、五木村固定資産評価員の選任について、日程第10、議案第31号、教育委員会委員の選任について、日程第11、議案第32号、五木村立義務教育学校設置条例の制定について、日程第12、議案第33号、五木村長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、日程第13、議案第34号、五木村地区集会所設置条例の一部改正について、日程第14、議案第35号、工事請負変更契約の締結について、日程第15、議案第36号、工事請負契約の締結について(竹の川再建住宅整備工事)、日程第16、議案第37号、工事請負契約の締結について(林道八重線災害復旧工事)、日程第17、議案第38号、工事請負契約の締結について(林道空舎線災害復旧工事)、日程第18、議案第39号、工事請負契約の締結について(林道菊池人吉線災害復旧工事)、日程第19、議案第40号、令和7年度五木村一般会計補正予算(第1号)、日程第20、議案第41号、令和7年度五木村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)、日程第21、議案第42号、令和7年度五木村ダム対策事業特別会計補正予算(第1号)。

以上でございます。

○議長(岡本精二君) これより提案理由の説明を求めます。木下村長。

○村長（木下文二君） それでは、提案理由を申し上げます。提案いたしております議案について御説明いたします。

今議会へ提案いたします議案は、報告案件 2 件、専決処分の承認案件 2 件、人事案件 2 件、条例の制定案件 1 件、条例の一部改正案件 2 件、工事請負契約及び変更案件 5 件、補正予算案件 3 件の計 17 議案であります。

報告第 1 号は、一般会計において令和 6 年度から繰り越しをいたしました繰越明許費の計算書を報告するものであります。

報告第 2 号は、一般会計において令和 6 年度繰越明許費に係る経費を繰り越すといたしました事故繰越しの計算書を報告するものであります。

承認第 1 号及び承認第 2 号は、専決処分の承認をお願いするものであります。

議案第 30 号「五木村固定資産評価員の選任について」は、令和 7 年 4 月 1 日付の人事異動に伴い、新たに固定資産評価員を選任することについて議会の同意をお願いするものであります。

議案第 31 号「教育委員会委員の選任について」は、教育委員の任期途中で辞職に伴い、委員の選任について議会の同意をお願いするものであります。

議案第 32 号「五木村立義務教育学校設置条例の制定について」は、令和 8 年 4 月開校予定の義務教育学校の設置に伴い、新たに条例を制定するものであります。

議案第 33 号「五木村長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について」は、村長等の給与について、昨今の物価高騰や公務員の給料アップ等を鑑み、下球磨 3 村と同程度の金額に見直しを行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第 34 号「五木村地区集会所設置条例の一部改正について」は、村が管理している集会施設の名称及び位置について、現在の行政区に添った名称及び現状の地籍にあった地番に改めることに伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第 35 号「工事請負変更契約の締結について」、並びに議案第 36 号、議案第 37 号、議案第 38 号及び議案第 39 号「工事請負契約の締結について」は、いずれも契約締結に当たり、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

議案第 40 号「令和 7 年度五木村一般会計補正予算（第 1 号）」は、既決予算に歳入歳出それぞれ 4,250 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算それぞれの総額を 41 億 1,402 万 9,000 円とするものであります。

主な歳出といたしまして、人事異動に伴う人件費のほか、人吉高校五木分校通学支援事業費や、ガバメントクラウド利用料などを計上しております。

議案第 41 号「令和 7 年度五木村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）」は、既決予算に歳入歳出それぞれ 23 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算それぞれの総額

を1億3,750万6,000円とするものであります。

国保システムの改修業務委託料を計上しております。

議案第42号「令和7年度五木村ダム対策事業特別会計補正予算（第1号）」は、既決予算に歳入歳出それぞれ187万円を追加し、歳入歳出予算それぞれの総額を244万7,000円とするものであります。

高野代替土地売却収入分を、ダム対策事業基金に積み立てることとし、増額しております。

以上でございます。これらの議案の詳細につきましては、職員から説明いたしますので、御審議の上、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（岡本精二君） ここで暫時休憩をいたします。午後1時から再開をします。よろしくお願ひします。

—————○—————

休憩 午前10時47分

再開 午前11時02分

—————○—————

○議長（岡本精二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、報告第1号から報告第2号までの説明を求めます。竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） それでは、まず、報告第1号のほうから御説明申し上げます。

繰越明許費繰越計算書について。令和6年度五木村一般会計補正予算（第8号）第2表の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するということで、裏面にも財源内訳等を書いてありますけども、皆さんお手元にですね総務課の資料もペーパーで配っております。そちらの方を御覧いただきたいと思います。

1枚おめくりいただいて、1ページなんですけど、報告第1号、繰越明許費繰越計算書についてということで、先ほどの裏面のものをですね費目ごとに分けております。こちらのほうで説明したいと思います。

まず、総務費ですが、くま川鉄道経営安定化補助金から村有林素材生産間伐事業まででございますけども、まず、総務費計で総事業費が2,120万1,000円、翌年度繰越額が1,836万円。財源的にですねその他の財源が1,796万4,000円ありますけども、これは木材の売却収入でございます。民生費で社会福祉費、低所得世帯支援給付金事業ということで事業費が560万5,000円、翌年度繰越額386万9,000円ということで、財源的に国庫支出金と一般財源となっております。その下が、衛生費の保健衛生費で、下谷地区簡易水道事業改修事業外1件でございますけども、総事業費が7,750

万円、翌年度繰越が5,300万円、財源的に県支出金が3,200万円、地方債が2,070万円、これは過疎債でございます。その他で30万円が上がっておりますけれども、これが地元の負担金です。中央付近、農林水産業費の林業費で、林業担い手外国人受入実証事業業務委託料から、先ほど嶽線改良事業まで、総事業費が5,296万1,000円、翌年度繰越が4,817万4,000円、財源的に県支出金が1,796万8,000円です。その他の財源で30万円と2,702万6,000円ありますけれども、30万円が林業基金から出ております。2,700万円のほうが木材の売払収入です。

次に、商工費の商工費で、いつきちゃん商品券事業から道の駅物産館仮店舗設置業務委託料までですけれども、総事業費が4,325万円、翌年度繰越額が4,157万6,000円です。財源的に国庫支出金が814万6,000円、県支出金が1,850万円、これは振興基金を充てております。それから一般財源が合計しまして763万円となっております。商工費です。

次に、土木費の道路橋梁費で村道折立線道路改良工事が事業費が3,100万円、翌年度繰越額が2,704万円、国庫支出金が1,510万4,000円、地方債、過疎債ですけれども1,100万円、一般財源が93万6,000円となっております。

次に、教育費でございますが、中学校費の五木中学校校舎改修設計業務委託料ということで事業費が4,403万4,000円、翌年度繰越額が3,125万円ということで、地方債が2,350万円、その他が775万円ということで、地方債は教育債、学校教育施設等整備事業債というものを充てております。775万円は公共施設整備事業債を充てております。

最後になりますけれども、災害復旧費の農林水産施設災害復旧費から公共土木災害復旧費ですけれども、林道菊池人吉線外10件が、総事業費が8億8,893万9,000円、翌年度繰越額が6億7,880万5,000円ということで、主に県支出金で6億5,649万6,000円となっております。あとは地方債です、一般財源ということです。災害復旧費だけの件を見ますと、総事業費が10億4,393万9,000円、翌年度繰越額が8億1,428万1,000円、国庫支出金が1億2,517万2,000円、県支出金が6億5,649万6,000円、地方債が2,600万円、一般財源が661万3,000円です。

先ほどの総務費から災害復旧まで、合計しますと総事業費が13億1,949万円、翌年度繰越額が10億3,755万円、国庫支出金が1億5,223万2,000円、県支出金が7億2,596万4,000円、地方債が8,850万円、その他の財源が5,334万円で、一般財源が1,851万4,000円となります。

続きまして、次のページに報告第2号を付けておりますけれども、報告第2号、事故繰越し繰越計算書について。地方自治法施行令第150条第3項の規定により、令和6年度五木村事故繰越し繰越計算書を次のとおり報告するというので、先ほど

の資料の2ページに書いております。報告第2号でございますが、全部は読みませんが、後ほど読んでいただきたいと思います。事故繰越しとはということで書いております。事故繰越しをする場合の要件ということで、年度内に支出負担行為がされていること、避け難い事故等によりまして真にやむを得ない、年度内に支出を終わらなかった場合などということで、財務省の繰越制度ガイドブックというところから出典をしておるところです。本来としては、真ん中の表ですけれども、災害復旧費の公共土木災害復旧費で、村道白蔵線地すべり災害復旧事業ということで、支出負担行為が7億5,600万円です。翌年度繰越額が7億109万円。財源的には全て国庫支出金でございます。

以上で、報告第1号及び第2号の説明を終わります。

○議長（岡本精二君） 次に、承認第1号から承認第2号までの説明を求めます。大岩住民税務課長。

○住民税務課長（大岩留美君） それでは、それぞれ御説明申し上げます。

まず、承認第1号、専決処分の承認を求めることについてです。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

次をお願いします。

専決第1号、専決処分書。

地方自治法第179条の第1項の規定により、別紙のとおり専決する。

令和7年3月31日でございます。

専決処分は、五木村税条例の一部を改正する条例でございます。

専決の理由を申し上げます。地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律等関係政令及び省令が令和7年3月31日に公布され、令和7年4月1日から施行されることに伴い、五木村税条例の一部を改正する必要があるため、専決処分を行うものでございます。

次をお願いします。五木村税条例の一部を改正する条例。五木村税条例の一部を次のように改正する。

改正の概要につきまして、資料を御用意しているところです。こちらの3枚分を御用意しております。タブレットのほうにも記載しておりますので、タブレットのほうが見やすいかもしれません。今回の改正の内容につきましては、第18条から第139条の3と附則までございますが、資料により、主なものを説明いたしますので、お手元に資料をお願いいたします。紙の資料でしたら、最後のページ、こちらのほうでよろしく申し上げます。もしくはタブレットのほうにも載せております。まず、条例34条の2、個人住民税関係でございます。まず、1つ目が、給与所得控除の見

直しで最低補償額を現行55万から10万円引き上げ、65万円に改正するものでございます。

2つ目が、特定扶養控除の所得要件拡充で、現行の103万円から123万円に増額改正するものでございます。また、新たに、特定親族特別控除を増設し、給与収入に応じて45万から3万円まで軽減し、控除するものでございます。この特定親族控除対象者は、19歳以上23歳未満の同一生計の親族となっております。

3つ目が、扶養親族等に係る所得要件の引き上げにより、現行の48万から10万円引き上げ、58万円に改正するものでございます。

次に、第82条、軽自動車税種別割関係でございます。排気量125cc以下で最高出力50cc相当以下に制御したバイクを、新基準原付バイクと区分し、現行と同じく年額2,000円としたものでございます。

次に、附則第16条の2の2、たばこ税関係でございます、加熱式たばこの課税方式の見直しでございます。平成30年10月から、段階的に移行させておりましたが、加熱式たばこは紙巻きたばこよりも税負担の水準が低いため、課税の適正化を図るため、令和8年4月1日に施行されるものでございます。

以上、承認第1号について御説明いたしました。

続きまして、承認第2号についてでございます。資料のほうをお願いいたします。

承認第2号、専決処分の承認を求めることについてでございます。地方自治法第179条の第1項の規定によって別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

次をお願いします。専決第2号、専決処分書。

地方自治法第179条の第1項の規定により別紙のとおり専決する。

令和7年3月31日付でございます。

専決処分は、五木村国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

専決の理由を申し上げます。地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律等関係政令及び省令が令和7年3月31日に公布され、令和7年4月1日から施行されることに伴い、五木村国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるため専決処分を行うものでございます。

次をお願いします。五木村国民健康保険税条例の一部を改正する条例。五木村国民健康保険税条例の一部を、次のように改正する。

改正文を読み上げます。第2条第2項但し書き中「65万円」を「66万円」に改め、同条第3項但し書き中「24万円」を「26万円」に改める。

第23条第1項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同項第2号中「29万5,000円」を「30万5,000円」に改め、同項第3号中「54万5,000

円」を「56万円」に改めるものでございます。

見やすいように、別紙のとおり資料をお配りしております。先ほど承認第1号でお配りしているものですが、ページの一番最後のほうに載せております。そちらのほうに国民健康保険税条例の一部を改正する条例ということで、表のほうをつくっておりますので、こちらが見やすいかと思います。後ほど御覧いただければと思います。

承認第2号については、最後に、附則といたしまして、この条例は令和7年4月1日から施行するとし、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるといたしております。

承認第2号について、説明を終わりました。

以上、承認第1号、承認第2号についての説明を終わります。よろしくお願いいたしますします。

○議長（岡本精二君） 議案第30号、議案第31号までの説明を求めます。木下村長。

○村長（木下丈二君） それでは、議案第30号の説明を申し上げます。

五木村固定資産評価員の選任について。次の者を五木村固定資産評価員に選任したいので、議会の同意を求めるものでございます。

氏名、大岩留美。現住民税務課長兼会計管理者でございます。

住所、生年月日等についてはお示しのとおりでございます。

提案理由。令和7年4月1日付人事異動に伴い、新たに固定資産評価員を選任するため、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を得るものでございます。

どうかよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第31号、教育委員会委員の選任について。教育委員会の委員に次の者を選任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

氏名、松井恵美。現保護者としてPTA活動をされております。

住所、生年月日等についてはお示しのとおりでございます。

提案理由。教育委員の任期途中での辞職に伴い、新たに教育委員を選任する必要があるというものでございます。

どうかよろしくお願いいたします。

○議長（岡本精二君） 議案第32号の説明を求めます。山尾教育課長。

○教育課長（山尾浩二君） それでは、議案第32号の御説明をさせていただきます。

議案第32号、五木村立義務教育学校設置条例の制定について。

五木村立義務教育学校設置条例を次のように定める。

設置。第1条、学校教育法第38条ただし書き（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、五木村に義務教育学校を設置する。

名称及び位置。第2条、義務教育学校の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称、五木村立五木学園。

位置、第1校舎、熊本県球磨郡五木村甲字田口2913番地1。こちらにつきましては、現在の五木中学校の校舎の場所となっております。

次に、第2校舎、熊本県球磨郡五木村甲字松本3374番地51。こちらにつきましては、現在の小学校の校舎ということで、こちらにつきましては校舎が完成するまで校舎分離型ということでしばらく活用しますので、一応第2校舎という形で記載させていただきます。

次に、委任。第3条、この条例に定めるもののほか、必要な事項は、五木村教育委員会が別に定める。

附則。施行期日。1、この条例は、令和8年4月1日から施行する。

五木村立学校条例の廃止。2、五木村立学校条例は、廃止する。

提案理由につきましては、五木村立義務教育学校設置条例を制定するに当たり、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要があるということで提案するものでございます。

また、議員の皆様にお配りしてあります教育委員会の資料のほうを御覧いただければと思います。教育委員会資料の1ページのほうをお開きいただければと思います。校名の選定及び決定につきましては、先日の6月4日、全員協議会のほうで御説明させていただきました内容でございます。新校名の公募につきましては、3月に公募をさせていただいたというところでございます。応募総数が41点、新校名案につきましては、同じものを除いて35点となっております。段階的に選考を行いまして、一次、二次、最終選考を経て、この校名案を選定したというところでございます。

選定理由につきましては、中ほどに書いておりますけども、学校関係者の投票により圧倒的な支持があったというものと、あと、地域の名前である五木をきちんと入れることで、対外への認識をさせることと、シンプルでわかりやすいものにしたというものを上げております。また、校章、校歌などデザイン、歌詞になじみやすいものを選定したということで理由としております。

校名につきましては、定例教育委員会のほうに提案をしまして、5月22日に承認をいただいております。また、今回の関連する条例につきましては、今議会のほうに提案しまして、承認いただきましたら県のほうに設置届のほうを提出を7月頃に予

定をしたいというところでございます。

最後に、今回の議案の上程理由ということで下に書いておりますけども、令和8年4月開校予定の義務教育学校に伴う新校名の早期決定を行うことですね、今後必要な校旗、校章、制服、校歌など円滑に準備をできるよう着手するために今回上げさせていただいておるというところでございます。

また、2つ目が、県に届けることで、来期の教職員等の人事も、今年の夏以降から動きがあるということもありますので、早めの周知を図るということも理由として判断したため、今回提案するものでございます。

よろしくお願いいたします。以上、説明を終わります。

○議長（岡本精二君） 次に、議案第33号の説明を求めます。竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） それでは、議案第33号の御説明を申し上げます。

五木村長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について。

五木村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。若干読ませていただきます。

五木村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例。第1条、五木村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。別表第1「67万6,000円」を「74万4,000円」に、「53万4,000円」を「57万3,000円」に、「48万円」を「51万4,000円」に改める。

附則、施行期日ですが、この条例は令和7年8月1日から施行する。

提案理由でございますけれども、先ほど村長の提案理由でもありましたとおり、昨今の物価高騰等は皆さんも御承知と思います、物価高騰や企業、社員ですけれども、あるいは公務員の給料アップ等を鑑み、下球磨3村、相良村、山江村、球磨村と同程度の金額に見直すため条例の一部を改正する必要があるために提案するもので、全員協議会で御説明しましたが、報酬等審議会でも、この案で村長のほうに答申をされているところです。

先ほどお配りした総務課の横の資料のですね2ページ目の一番下に今日、書いております、下の枠ですね、文言的には一緒なんですけど、村長が67万6,000円が改定で74万4,000円、従前差として6万8,000円、副村長が53万4,000円が57万3,000円、従前差3万9,000円、教育長が48万円から51万4,000円となって、従前差3万4,000円というものでございます。

以上をもちまして、議案第33号の御説明を終わります。

○議長（岡本精二君） 次に、議案第34号の説明を求めます。山尾教育課長。

○教育課長（山尾浩二君） それでは、議案第34号の御説明をさせていただきます。

議案第34号、五木村地区集会所設置条例の一部改正について。五木村地区集会所

設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

内容につきましては、教育委員会の資料を見ていただければ、わかりやすく書いて下りますので、そちらの方を御覧いただければと思います。資料は5ページになります。

村の管理する地区集会所につきまして、資料の表のとおりになっております。左側に現行の内容、右側に改正する内容というところで記載させていただいております。

今回改正する内容としまして、まず、下谷地区につきましては、当初、集会所を建設するときに、地区名が板木地区集会所という名称で建設を行っていたということで、現行の行政区にあった名称に変更するということで、今回、下谷地区集会所に変更するものでございます。また、それぞれの集会所におきまして、九折瀬地区、あと白岩戸地区につきましては、地区集会所というような名称ではなく多目的集会所とか生産活動準備拠点施設とかそういった名称になりますので、今回、統一して地区集会所に名称を変更したというものでございます。

それと、地番におきましては、地籍調査が確定したところについて修正をし、変更を行うという形にしております

こういった形で今回、条例を改正させて、全体的に見直しを行っているというところでございます。

説明につきましては、以上になります。

○議長（岡本精二君） 次に、議案第35号から議案第39号までの説明を求めます。黒木建設課長。

○建設課長（黒木光重君） おはようございます。それでは、議案第35号から議案第39号まで御説明いたします。

議案第35号、工事請負変更契約の締結について、次のとおり工事請負変更契約を締結する。

- 1、契約の目的。林道日当線災害復旧工事。
- 2、契約金額。当初5,593万5,000円。変更6,067万3,405円。増額473万8,405円。
- 3、契約の相手方。球磨郡五木村甲4951。有限会社丸一産業、代表取締役、猪熊龍浩。

提案理由です。地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、当該契約は議会の議決に付する必要がある。これが、この議案を提出する理由であります。

参考事項でございますが、工期は令和7年6月30日までとするということです。

今回の変更内容を若干御説明いたしたいと思います。建設課の資料、今回、紙で

A 3版でお配りさせていただいているところです。2ページをお開きください。

災害復旧工事でございますので申し上げますと、これも令和4年の台風14号で被災した箇所でありまして、ちょうど1年前の6月定例会で議決いただいた工事でございますが、そのときの工事の概要がですね復旧延長が95メートル、工種としましては擁壁工、植生基材吹付工、アスファルト舗装工、仮設工ということでございましたが、今回の変更理由でございます、写真が右に左から3枚掲載してございますけれども、現場着手後の降雨により、のり面上部が拡大崩壊いたしました。そのことに起因して工事数量の増大になったところでございますが、数量が増になった工事を施工中、ラス網設置が完了した、真ん中の写真でございますけれども、これがさらに崩壊したと、表層崩壊が発生して、設置したラス網も流出したということでございます。その結果、まずは拡大崩壊の面積の拡大、表層崩壊の土砂的な数量が増となったことでございます。

続きまして、議案第36号でございます。工事請負契約の締結について御説明いたします。次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1、契約の目的。竹の川再建住宅整備工事。
- 2、契約の方法。随意契約。
- 3、契約金額。1億3,330万9,000円でございます。

契約の相手方。熊本市南区城南町舞原195番地22。株式会社エバーフィールド、代表取締役、久原英司。

提案理由です。地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、当該契約は議会の議決に付す必要がある。これが、この議案を提出する理由でございます。

参考事項としまして、工期は議会の議決を得た日から令和8年2月27日までとする。

随意契約でございますので、次ページのですね入札経緯表を御説明したいと思っております。こちらは、契約の相手方を選定した理由について申し上げたいと思っております。入札経緯表ではございますけれども、これは随意契約理由書でございます。1番から8番までは、先ほど申し上げたとおりでございますして、10番のですね随意契約において契約の相手方を選定した理由というところを若干御説明いたしたいと思っております。法律的にいいますと、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づいて選定したものでございますけれども、作文がいっぱいございますけれども、まず、上段の5行ぐらいはですね、竹の川の住宅整備の意義について、まずは書かせていただいているものでございます。若干申し上げますと、御承知のとおり、竹の川地区における住宅かさ上げ事業に伴い一時的に宅地かさ上げ対象者の仮住まいが必要であ

ると。対象者の負担軽減及びコミュニティ維持の観点から整備するというところでございます。

それにつきまして、今度は中段のほうは日程を考慮し、建設に即時可能で、かつ財源的に有利である復興基金を活用したいということを書いております。竹の川の工事、宅地かさ上げを県のほうで行っていただきますので、また県の事業も含めたところで、人吉のですね村山公園の仮設住宅のほうを活用する事業でございます。その旨を記載しているところでございます。木造仮設住宅の移設に当たっては、県の球磨川流域復興基金交付金事業を活用することとしており、木造仮設住宅で使われていた構造材を最大限に活用し最も経済的な設計をした上で利活用率80%以上ということで、県の事業の要件を満たしているということを、まずは書かせていただいているところです。

最後のほうでございますけれども、なぜエバーフィールドなのかの記載でございます。今回、契約相手方と予定しているエバーフィールドは、移設予定の木材仮設住宅、人吉でございますけれども、そちらのほうを設計・建設し、また、所有権を有し県にリースを行っている事業者でございます。そのため、木材仮設住宅の使用部材や構造を把握しており、解体した部材を有効に活用することができ、限られた工期の中で解体から整備までの工程管理を確実に履行し、かつ、交付金事業の要件を満たす施工に期待ができる唯一の業者でございます。

同じように、今回、随意契約で住宅を整備している事業をしているところは、同様の形態としては八代市さん、人吉市さん、津奈木町さん、相良村さん、球磨村さん、山江村さんということでございます。通常より少ない手出しで、そういう住宅が整備できるものということです。

続きまして、それではどういう住宅を造るのかということも若干説明させていただきたいと思います。建設課の資料3ページでございます。まず、平面図でございますが、場所のほうは御存じだと思いますけれども、五木湯前線がありまして、マダラ小屋の位置が瓦の1と書いてあるところでございます。そこの農地のほうを造成しまして、4棟整備するものでございます。若干造成にしましては少し盛り土が出てくるところでございますけれども、まずスケジュール表を見ていただきたいと思います。右下に書いてございます。熊本県の宅地かさ上げ事業ということで、こちらのほうは随時進められているところでございますけれども、令和7年度1月からかさ上げ工事に入られるということでございますけれども、下段の対象住民の方、竹の川の方たちにおかれましては、令和7年度3月に仮移転をする必要があるということで、今回、住宅整備を進めているところでございます。若干五木村の、下の下段ですけれども、一応今年度予算で認められたということで計上できたということで農地転用

申請等々、今回、議会前に用地の売買契約も含めて仮契約を締結しているところでございます。

また、この住宅の整備につきましては、外構工事も含めて下ります。概要図にあるように、スロープを造って駐車場等も整備することになります。樹木伐採撤去も入ってございます。測量設計管理費も入ってございます。また、人吉の仮設団地の解体工事も含めた金額でございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。今回、住宅の平面図のほうを付けさせていただいております。1号棟、3号棟、4号棟につきましては、この図面のとおりでございます。3LDKでございます。3家族から4家族でございます。

続きまして、次のページがその立面図でございます。横から見た図はこのようになります。

次、めくっていただきまして、2号棟、こちらのほうも3LDKでございます。

次、めくっていただきまして、これも2号棟の立面図ということでございまして、なぜ、種類が若干違うのかというのは、利用する仮設住宅の材料次第ということでですねこういう設計になっておるところでございます。

今回、随契いたしました1億3,300万、こちらのほうの財源といえますか、工事費について補助金のお話を若干させていただきたいと思います。先ほど言いました球磨川流域の交付金を使うわけでございますけども、一言で申し上げますと、1億3,330万9,000円のうち、75%が補助金となる予定でございます。率で言いますと、3分の2が補助金で来る予定でございます。通常より少ない手出しで村有住宅が整備可能でございます。

続きまして、議案第37号の御説明をいたします。議案第37号、工事請負契約の締結について、次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1、契約の目的。林道八重線災害復旧工事。
- 2、契約の方法。指名競争入札に付し落札契約。
- 3、契約の金額。1億1,803万円でございます。

4、契約の相手方。球磨郡多良木町多良木32-3。成松建設株式会社、代表取締役、成松洋里。

提案理由でございますが、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、当該契約は議会の議決に付す必要がある。これが、この議案を提出する理由でございます。

工期のほうは参考事項に書いてありますとおり令和8年3月20日までとする。

入札経緯については、別紙の入札結果表を後ほど御確認いただければと思います。

工事について、概要説明をさせていただきます。こちらは建設課資料の4ページ

でございます。

林道八重線災害復旧工事でございますが、こちらも令和2年7月豪雨により被災したものでございますが、さらに令和4年の台風14号により、さらに拡大崩壊しているものでございます。手前のほうにですね、同じような工事をやっと終わったところでございますけど、そこも同様に、令和2年7月、令和4年の台風で拡大しているところございまして、ようやく今回、八重線の最後の大きい工事のほうを着手することができたところです。工事概要としましては、復旧延長38メートル、軽量盛土工524.1立米、鉄筋挿入工約181.1メートル、ヒューム管5.2メートル、ガードレール33メートル、構造物撤去工65.1立米でございます。

今回、写真にございますように、ちょうど迫でございます。迫の水処理ですね、上からの水で林道ごと流れたところでございます。軽量盛土工の高さがですね、今回、直壁10メートルを超えるものになるところでございます。林道八重線が完了次第、最後の先線に1カ所の工事箇所がありますので、後々、順次工事を発注していくところでございます。

続きまして、議案第38号を御説明いたしたいと思います。議案第38号、工事請負契約の締結について、次のとおり工事請負契約を締結する。

1、契約の目的。林道空舎線災害復旧工事です。

2、契約の方法。指名競争入札に付し落札契約。

3、契約金額。6,765万円。

4、契約の相手方。球磨郡多良木町多良木1053-4。株式会社イワオ建設、代表取締役、味岡一郎。

提案理由です。地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、当該契約は議会の議決に付す必要がある。これが、この議案を提出する理由でございます。

工期のほうは、議決を得た日から令和8年3月20日まででございます。

こちらのほうも指名競争入札でございますので、後ほど結果表を御確認いただければと思います。

今回の工事概要について御説明いたします。こちらは5ページでございます。林道空舎線災害復旧工事でございますが、こちらも令和2年7月の豪雨により被災した箇所であるところでございます。こちらのほうもようやく工事に着手することができるということで、被災原因はやはり谷からの溪流からの流水により既設構造物が洗掘され、路肩保護の役割を機能していないため、補強土壁工に復旧を行うところでございます。こちらのほうは敷き鉄板を敷いてですね通行可能に今現在なっているところでございます。復旧延長は31メートル、床堀875立米、盛土144立米で

ございます。こちらのほうも通行はできますけども、またさらに工事があるところ
でございます。今回、大規模に土砂が流出した区域の復旧に際しては補強土壁工を
実施するというにしておりますけども、6,800万円を超える工事費となつて
おりますので、補強土壁工だけには4,000万円ぐらいの費用がかかるところでござ
います。

最後に、議案第39号の御説明いたします。議案第39号、工事請負契約の締結につ
いて、次のとおり工事請負契約を締結する。

契約の目的。林道菊池人吉線災害復旧工事。

契約の方法。指名競争入札に付し落札契約。

契約の金額。9,009万円でございます。

契約の相手方。球磨郡五木村甲4917。有限会社尾方工務店五木営業所、所長、尾
方鶴子。

提案理由です。地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及
び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、当該契約は議会の議決に
付す必要がある。これが、この議案を提出する理由であります。

工期のほうは令和8年3月20日までとしております。

入札経緯は指名競争入札でございます。後ほど結果表を御確認いただければと思
います。

林道菊池人吉線の災害復旧の状況でございますけども、最後のページ、6ページ
でございます。建設課資料の6ページに概要を記載してございます。

こちらのほうも令和2年7月豪雨により被災した箇所が令和4年台風14号におり
拡大崩壊したものでございます。こちらのほうも、先ほどと同じように谷からの溪
流からの水の流出ですね、流入により被災したものでございます。災害復旧延長は
58メートルでございます。床堀851立米、路体盛土175立米、補強土壁工307.8平米
でございます。舗装工、ガードレール設置、仮設工一式でございます。

こちら、道そのものがなくなっているものでございまして、補強土壁工、こち
らの標準断面図に書いてございますけども、この高さがですね約11.4メートルにな
る工事でございます。こちらはですね菊池人吉線、降雪、積雪により、また凍結と
かですねございますので、繰り越しせずにできればなど、業者と打ち合わせしなが
ら行っていきたいと思っておりますのでございます。

以上で、議案第35号から議案第39号の御説明を終わります。よろしくお願いま
す。

○議長（岡本精二君）　ここで暫時休憩をいたします。午後1時からお願いを申し上げ
ます。

-----○-----

休憩 午前11時56分

再開 午後 1 時00分

-----○-----

○議長（岡本精二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第40号の説明を求めます。竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） それでは、議案第40号、一般会計の補正予算でございます。

1 ページ、おめくりいただきたいと思います。

令和7年度五木村一般会計補正予算（第1号）。

令和7年度五木村一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,250万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億1,402万9,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

次の2ページをお願いします。第1表でございます。歳入からです。補正予算額のみ申し上げます。使用料及び手数料の使用料が10万円、国庫支出金の国庫補助金及び委託金で629万9,000円、県支出金の県負担金、委託金で43万7,000円、財産収入の財産売却収入で187万円、繰入金で3,190万2,000円、村債で190万円でございます。歳入合計額、補正前の額が40億7,152万1,000円、補正予算額4,250万8,000円、合わせまして41億1,402万9,000円です。

次の3ページ、歳出になります。こちら、補正予算額のみ申し上げます。総務費の総務管理費から戸籍住民登録費まで2,321万6,000円、民生費の社会福祉費、児童福祉費合わせまして629万2,000円、衛生費の保健衛生費で173万6,000円、農林水産業費の農業費と林業費合わせまして減額の203万8,000円、商工費で672万7,000円、土木費の道路橋梁費で減額の104万3,000円、消防費で321万4,000円、教育費になりますが、次ページにまたがっております、4ページお願いしたいと思います、教育費の教育総務費と社会教育費合わせまして190万4,000円です。災害復旧費の農林水産施設災害復旧費で250万円です。歳出合計が、補正前の額40億7,152万1,000円、補正予算額が4,250万8,000円、合わせまして41億1,402万9,000円です。

次に、5ページ、地方債補正なんですが、すみません、ここで訂正を、数字を打ち間違えております。説明しながら申しますが、過疎対策事業債は補正額が190万円で、合計の2億3,130万円です。災害復旧事業債は補正はありません。その下の

ですね脱炭素化推進事業債というのが、補正前の額1,143万円となっておりますが、起債はですね10万円単位でしか借りることができません。正確には1,140万円なんですけど、実は調べているうちに、当初予算から、すみません、間違っております、この予算書ですね2ページをお開きいただきたいと思います。2ページの一番最後の村債の補正前の額、これが当初予算の額になりますが、2億5,573万円となっておりますが、10万円単位ですので2億5,570万円で、3万円プラスになっておりますものですから、ここを、5ページの脱炭素化推進事業債を変えてしまいますと、また全体の予算が3万円合わなくなってしまうので、大変申し訳ありませんが、次期補正予算等ありましたら、この3万円を減額させていただけないかと思います。現状で語りますと合計がですね補正前の額が2,557万3,000円、補正額が190万円、合計しまして2億5,763万円となります。ちょっとわかりにくいものですから、後ほどでもペーパー等をお配りしたいと思います、わかるようにですねお配りしたいと思っております。大変申し訳ありません。

次に、事項別明細、歳出のほうから申し上げたいと思います。11ページになります、歳出です。まず、全体的なことを申し上げますと、4月1日付でかなり異動がっております。その点でですね全款的に職員の給料とか手当とかが調整しておりますので御承知おきをお願いしたいと思います。かいつまんで説明します。

11ページ、総務費の総務管理費の使用料及び賃借料ということで、ガバメントクラウド利用料802万6,000円ということです。これは総務課の資料でペーパーを出してありますけども、それに若干説明を書いているところです。

それから、12ページです、14款の諸費になります。負担金、補助及び交付金の中の五木FM中継局管理負担金が447万5,000円、それから、その下が人吉高校五木分校通学支援補助金196万1,000円です。

それから、12ページの総務費の税務総務費ということで一番下、負担金、補助及び交付金で定額減税補足給付金（不足額給付）ということで275万円でございます。

次に、13ページをお願いします。一番上の総務費の戸籍住民登録費で、ここにも使用料及び賃借料でガバメントクラウド利用料553万5,000円です。13ページの社会福祉総務費等が人件費です。

14ページ、お願いします。民生費の老人福祉費で、高齢者笑顔生活支援金で30万円です。それから、中央付近、民生費の児童措置費で広域入所認定こども園給付費負担金95万1,000円です。

次の15ページにおきましては農林水産業費ですが、これも人件費等の調整でございます。

それから、16ページでございます。こちらも人件費が主ではございますが、商工

費の道の駅管理費の負担金補助で、ふるさと寄附金企業版溪流ヴィラ I T S U K I 運営支援金ということで130万円。これは、ここに書いてありますように企業版ふるさと寄附金でですね寄附金を130万いただいております。その財源をもって溪流ヴィラの運営資金に充てるというものでございます。道路橋梁土木費につきましても、人件費が主でございます。

17ページをお願いします。消防費の消防施設費でデジタル防災行政無線定期検査実施業務委託料321万4,000円です。こちら、総務課資料には詳しく書いておりますけれども、5年に1回の定期検査になります。総務省の規則によって、法律によって決まっておりますが、当初、令和6年度にやりたかったんですが、機器の不具合によりまして先延ばしになっておりました。予算が通りましたら、早速取りかかりたいと思っております。教育費の義務教育振興費で、新たな学びプロジェクト指定校事業補助金で20万円でございます。

18ページですが、教育費の社会教育総務費、これと、ちょっと飛びますが、文化財保護費に関係するんですけれども、当初予算でですね文化財保護費の中に旧二中学校舎記念イベント業務委託料と旧二中の解体工事を入れておりましたけども、施設そのものはですね文化財保護ではございませんので、社会教育総務費に組み替えるものでございます。それから、その段の真ん中、中央公民館費でございますけども、工事請負費、下谷地区集会所合併処理浄化槽設置工事で250万円です。

歳出の一番最後になりますが、災害復旧費の林業施設災害復旧費で、委託料の災害復旧工事測量設計業務委託料で250万円です。

次のページからは給与費明細書になっておりますので、後ほどでも御覧いただければと思います。

続きまして、歳入のほうをお願いしたいと思います。8ページになります。こちらにかいつまんでございますが、使用料及び手数料で総務使用料、これは高野短期住宅使用料ということで10万円です。その下が、国庫支出金の民生費国庫補助金及び総務費国庫補助金で補正額が603万5,000円です。

次に、9ページをお願いしたいと思います。9ページの県支出金の委託金になりますが、教育費委託金、先ほど歳出で申し上げたところで、新たな学びプロジェクト指定校の事業の委託金ということで県の委託金でございます。それから、一番下の財産収入で、不動産売払収入が高野代替地の売払収入で187万円です。

次に、10ページでございますけども、繰入金で財政調整基金繰入金から、五木村振興基金繰入金まで3,190万2,000円です。説明の欄のですね財政調整基金繰入金が2,000万円を超えておりますけども、主に、先ほどお示しましたガバメントクラウドの利用料が半分以上を占めておるところでございます。一番最後の総務債です

けども、総務債で人吉高校五木分校通学支援事業補助で過疎債ソフトと書いております。多分、初めてじゃないかなと思うんですけども、今まで道路を造ったり、いろいろな施設つくるに過疎債のハード部分では借入れをやっていたんですが、こういうソフト事業についても借入れができるということで、今回、五木分校の通学支援の事業については、この過疎債ソフトで起債を起こそうと考えております。

すみません、早口でしたが、総務課の予算資料の中にもかいつまんで説明書きしておりますので、後ほど見ていただければと思います。

以上をもちまして、議案第40号の説明を終わります。

○議長（岡本精二君） 次に、議案第41号の説明を求めます。高田保健福祉課長。

○保健福祉課長（高田孝浩君） それでは、議案第41号、令和7年度五木村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について説明をさせていただきます。

1 ページ目をお開きください。令和7年度五木村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,750万6,000円とする。

2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2 ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正です。まず、歳入でございます。県支出金、県補助金、補正予算額が23万9,000円でございます。歳入合計23万9,000円。歳入総額1億3,750万6,000円。

次に、3 ページの歳出でございます。総務費、総務管理費、補正予算額23万9,000円。歳出合計23万9,000円。歳出総額1億3,750万6,000円です。

次に、歳入歳出補正予算の事項別明細について説明させていただきます。まず、歳出のほうからでございます。7 ページをお開きください。こちらのほう、1 点のみでございますが、国保システム改修業務委託料23万9,000円でございます。こちらのほうにつきましては、この委託料につきましては、このたび高齢基礎年金の基準額が80万円から80万6,700円に引き上げられることになりました。この基準額の引き上げによりまして、国民健康保険の負担割合それぞれ1割から2割という負担割合がございますが、その判定にも影響をしておりますことから、今回、国民健康保険システムの改修を行うものでございます。なお、改修後のシステムの運営につきましては、令和7年8月1日施行の予定でございます。

また、システム改修に係る費用につきましては、県からの特別調整交付金が全額交付されることとなっております。

6 ページをお開きください。歳入の部分でございます。特別調整交付金ということとで、23万9,000円を計上をいたしております。

以上で、議案第41号の説明を終わります。

○議長（岡本精二君） 議案第42号の説明を求めます。土肥ダム対策課長。

○ダム対策課長（土肥整二君） それでは、議案第42号、令和7年度五木村ダム対策事業特別会計補正予算（第1号）の説明をさせていただきます。

1 ページをお開きください。令和7年度五木村ダム対策事業特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ187万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ244万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2 ページのほうをお願いします。第1表、歳入歳出予算補正。歳入のほうから説明をさせていただきます。款項補正予算額を述べさせていただきます。4 繰入金、1 繰入金、補正額187万円。歳入補正予算額187万円、補正後の予算になりますけれども、244万7,000円。

3 ページをお願いします。歳出になります。こちら、款項補正予算額を述べさせていただきます。1 総務費、1 総務管理費、補正予算額187万円。歳出合計、補正予算額187万円、歳出補正後予算が244万7,000円となります。

続きまして、事項別明細書になりますけれども、まず、6 ページを御覧ください。こちらは歳入になります。繰入金になりますけれども、一般会計繰入金として187万円でございます。こちらは、先ほど一般会計補正予算のほうでも説明がございましたけれども、高野地区にあります高野代替地の売り払いの金額でございます。こちらのほうを一般会計補正予算のほうで財産売払いとして財産収入をしまして、ダム対策費のほうから、この特別会計のほうへ繰り出しをさせていただいて、こちらの歳入に入ってきているところでございます。

7 ページを御覧いただければと思います。歳出ですけれども、今、一般会計から入れました金額を基金費の積立金、ダム対策事業基金積立金として187万円、こちらを積み立てたいというふうに考えております。

—————○—————

日程第22 質疑

○議長（岡本精二君） 日程第22 議案の質疑を行います。

報告第1号の質疑を行います。報告第1号、報告第1号の質疑を行います。質疑

ございませんか。繰越明許費でございます。ございませんか。2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） 資料のほうからなんですけど、議案資料の建設課のほうで進捗率とか書いてありますけど、この進捗率で大体工期内に全部終わるような予定でいらっしゃるのかですね。これから梅雨に入るものですから、そのへんのところはどう予測されているのか伺います。

○議長（岡本精二君） 黒木建設課長。

○建設課長（黒木光重君） お答えいたします。

建設課の資料の1ページでございますけども、繰越事業の進捗状況というところで記載のとおりでございます。この中で一番進捗が進んでいない入鴨線災害復旧工事、林道でございますけど、これが5%ということでございますが、この状況につきましては今年1月に議会のほうで5,000万円以上の案件ということでお認めいただいたところでございますけども、着手については今年度から4月になってからでございます。その理由としましては、余裕工期を設定した入札でございます。入札で不調がございますので3か月の余裕期間をもって入札いただければ、4月からの繰越の着工が認められるというものでしてございまして、今現在、こちらについては5%で、見込みにつきましては、もちろん今年度で終わる契約ではございます。

あと、進捗率が低い裾川線でございますけども、こちらについては林道裾川線災害復旧工事（2号箇所）、30%でございますけども、工期としましては7月31日と設定しておりますけども、こちらについては若干伸びる可能性がございますが、今年度中、完了する予定でございます。

最後、明許繰越の村道白蔵線地すべり災害復旧工事、こちらの進捗率が0%。こちらの工期は令和8年3月19日まででございますけども、こちらにつきましては、次ページの資料をお開けしていただければと思いますが、この0%の工事は3段目の3期工事の分でございます。緑の箇所でございます。これも繰り越してしておりますわけですが、0%。なぜかといいますと、青の工事、令和5年協定の2期施工分、次、出てくる事故繰越の分でございます。こちらの施工が終わらないと着工できないと。ただし、この緑の繰越分につきましては、工事数量がアンカー式擁壁とブロックということで、この青の2期工事が終わると速やかに進む工事でございます。

以上でございます。

○議長（岡本精二君） ほかにございませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） ないようでしたら、質疑なしと認め、これで報告第1号の質疑を終わります。

次に、報告第2号の質疑を行います。質疑ございませんか。ございませんか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） 質疑なしと認め、これで報告第2号の質疑を終わります。

承認第1号の質疑を行います。質疑ございませんか。専決処分です。ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） 質疑なしと認め、これで承認第1号の質疑を終わります。

承認第2号の質疑を行います。質疑ございませんか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） 質疑なしと認め、これで承認第2号の質疑を終わります。

議案第30号の質疑を行います。質疑ございませんか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） 質疑なしと認め、これで議案第30号の質疑を終わります。

議案第31号の質疑を行います。質疑ございませんか。7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） これは辞表を出された方ということで、あと後任が選定されておると。生年月日がどこか、私見つけなかったものですから、本来ならば。あったですか、すみません。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下丈二君） お答えいたします。

今、議員御質問の議案第31号の教育委員会委員の選任についての氏名は先ほど申しました松井さん、生年月日等につきましては、議案書のその下に生年月日等は記載してございますけれども、その上が住所ということで記載してございます。

○議長（岡本精二君） ほかにございませんか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） 質疑なしと認め、これで議案第31号の質疑を終わります。

議案第32号の質疑を行います。質疑ございませんか。3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） この32号は村立義務教育学校設置条例で位置とか第1校舎とか第2校舎ということで2カ所体制でつくるのでそういうことをするということが、まず、将来はこれが一緒になると思うんですが、小等部、中等部はわかりませんが、プールとかいろいろな関係、施設を利用するからこれは残すということですが、まず、小等部の人たちが中等部のほうに合流して授業をするというのもあると思いますが、そういう移動とかの安全の確保とかそういう動線といいます、そういうことは今から考えられるのかお伺いします。

○議長（岡本精二君） 山尾教育課長。

○教育課長（山尾浩二君） お答えいたします。

今回の義務教育学校の校舎についてでございますけども、まずは中学校のほうに小学校機能の教室のほうを移転するという形で考えております。ただ、校舎の完成につきましては、ちょっと時期がずれるということで、当分の間は校舎の分離型という形で運用していくという形になります。

その間の移動はどうするのかということでございますけども、一応、車の移動とかそういったところも含めてですね子どもに支障がないように安全に移動できるように、今後検討して、そういうふうな形で進めていきたいというところで考えているところでございます。

○議長（岡本精二君） ほかにございませんか。5番、田山議員。

○5番（田山淳士君） ここにですね名称が五木村立五木学園となっておりますね。この前、全員協議会のときにちょっと話しました学校名ですが、アンケートで決まったということはしょうがないですが、教育長のほうからですね五木村立五木学園の前に義務教育何とかというのを入れると聞いたんですが、これに載っていないみたいですが、正式名称に載っていないんですか、この義務教育を入れるから小中学校は入れる必要はないといわれたんですよね。そこらへんをちょっと説明してもらえますか。

○議長（岡本精二君） 西教育長。

○教育長（西 龍三郎君） お答えします。

今の御質問ですけども、名称については、アンケート、それから最終的に検討委員会、教育委員会等を通してですね五木村立五木学園という名称。ただし、五木学園の正式な名称の一般的にはですね学校を紹介する場合には義務教育学校と、そして五木村立五木学園という具合になるということになります。

よそもですね、他の小中一貫校についてもですね同じような感じで、名称的には球磨村立球磨清流学園、それから水上村立水上学園、そして、一般的に広く伝えるためにはですね、その前に義務教育学校というのを総称的に捉えるということでございます。

以上です。

○議長（岡本精二君） 5番、田山議員。

○5番（田山淳士君） よその町村はいいんですよね、五木村立五木学園、私が提案したのはですね何とか学園では、例えば熊本学園大学とかありますね、そういった意味で小中学校というのをはっきりするために小中学校を後に入れたらいいんじゃないですかという、そういう質問をしたわけですね。教育長はそういうのを入れるとおかしいと、義務教育学園か何かを前に入れるから、義務教育学校の後に五木学園と入れるからダブるということをおっしゃる。今、話を聞くと五木学園が一般的な

名前になってくる。ちょっと話が違うような気がするんですけどね。それを入れて五木学園と入れるんだったらわかりますけど、やっぱりそういったちょっとごまかされたみたいな感じがしてですねすっきりしないんですけど。それでは、学校名の上にはそういった義務教育とか何かを入れないで、これだけで入れるわけですね。それだったら、よく調べてみたらですね、やっぱり学園も多いんです、学園、小中学校、あるいは学園を入れないで何々小中学校というのはかなり多いんですよ。はっきりわかる、誰が見ても小中学校とわかるわけですよ。そういった提案も出たのにですね、アンケートを取って1位と2位が、2つに小中学校と学園が並んだわけですが、その2個で、何でアンケートを2個に絞ってしなかったのかをひとつお聞きしたいんですが。アンケートの仕方を見ると、ほかのものも五木を平仮名に変えてみたりして、この中でどれがいいですかということでやっておられるものですから、やっぱりちょっとやり方がおかしかったんじゃないかなと思います。これは決まったのであればですね私も仕方ないと思うんですが、もうちょっと公正なやり方をしてもらわんとですねやっぱり後味があんまりよくないような気がしますけど、そこらへんどう思われますか、教育長。

○議長（岡本精二君） 山尾教育課長。

○教育課長（山尾浩二君） お答えいたします。

教育委員会の資料に、1ページのほうにですね、先ほどの提案の説明のときに説明させていただきまして、校名の選考と決定の流れという形で書かせていただいたところでございます。

一応、新校名につきましては、多くの方、住民の方も含めてですね募集を行いまして、それ以降で、選考を段階的に3回選考を行ったところでございます。それぞれですね学校関係者、それと地域の方々もですね学校運営協議会、ほかは地域の代表者の方も入ってですね選考を行って、圧倒的に五木学園という名称のほうが多かったということで、今回、そういった形で校名のほうを決定させていただいたところで、一応公平性は保った状態で選考を行ったというところで考えているというところでございます。

○議長（岡本精二君） ほかにございませんか。7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） 教育長と教育委員会のほうにお尋ねをいたしますが、五木村の義務教育学校設置条例については校名の選考決定の流れということでここに書いてございますが、いよいよ令和8年4月から出発ということになります。その間、6年度から7年にかけていろいろと様々な関係者の協議がなされてきたと思います。義務教育学校の移行に関することについては一貫教育ということで推進事業がなされてきたわけでありましたが、いよいよ生徒が少なくなったから、これはこういうこ

とになったのかどうか。もっと深く生徒を集める、前から私も一般質問をしましたが、方策はなかったのか。ただ、一貫教育をすることが目的でされたのか。校名の決定とか3回も4回もやって最終的に決まりましたが、最終的には議会の議決によってこれが決定することになるわけですが、そう理解していいですか、村長。最終的には議会の、今日の今回の議会で決定すれば、そういう移行、揺るぎない方向でいくのかどうか。この計画どおりに推移していくのかどうかお尋ねをしておきます。まず、教育長にですね、その成り行きについて、村民の方には非常にまだまだ不安を感じておられる方もおられるようですのではっきりと御答弁をいただきたいと思います。

○議長（岡本精二君） 西教育長。

○教育長（西 龍三郎君） お答えします。

まず、義務教育学校について、その成り行きといいますかそういったところでですね、この件については先から小中一貫連携校ということですと、数年前から話があってありました。そして、小中一貫教育についてはですね、ここ数年、そういったことが出てきてですね、先ほど言われたように少子化、特に複式学級がここ数年、続いておりましたので、複式学級をどう解消するかということも1つの争点であります。小中一貫の複式をどうにかして義務教育学校にすれば、単式学級のような複式学級ができると、教科担任制とかですねそういうのがありまして、そういうのが可能であるということでもあります。

それから、以前から私も前に村政座談会が二十何箇所であったときにですね、保護者の方からそういった話、小中一貫校を目指す複式という御意見もあったこともあります。そういったところでですね近隣の町村で義務教育学校になったということで、五木もそういった方向に進めば、より子どもたちの教育活動、いろんな活動に効果があるんじゃないかということを考えて、こういう経過をたどって小中一貫校、義務教育学校にするという方向で進んだところでございます。

これからのことについてはですね、まだたくさん課題もありますけども、ひとつ、そういった部会とか検討委員会等を通してですねいろんな課題を解決しながら小中一貫校の校舎建築までできるように頑張っていきたいと思います。

以上です。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下文二君） お答えいたします。

今回の条例制定ということで、今回議案としてあげておりますけども、それをもって、いけば義務教育学校が設置されるのかということでもありますけども、当然、提案理由の中でもうたっておりますように、今回の五木村立義務教育学校設置条例

を制定するに当たり、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を得る必要があるということになっておりますので、それに則って、今回提案をしているところであります。

今、るる、これの名称についての過程について、教育課長また教育長のほうで、その趣旨等についてお話があったわけでありまして、これにつきましても多く、広く捉えますと、設置の第1条の学校教育法の義務教育学校ということで今回設置をしまして、その名称については五木村立五木学園ということになっておりますので、上部の文科省あたり、いろんな書類提出が、県の教育関係書類を出しますときには学校教育法の義務教育学校五木村立五木学園と、通称的には五木村立五木学園ということで、子どもたちについてはですねしっかりこの名称を覚えていただいて、今、村民の方、また議会の皆様からいろいろな貴重な御意見を賜りますけれども、五木学園が新たにスタートしまして、1年生から9年生までということで新しい五木村の教育の形ができてまいりますので、しっかり、この教育を全国に広げるような立派な教育ができますように私ども精一杯支援をしていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（岡本精二君） 7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） 村民からしますとですね非常に東小学校とか、あるいは昔は西小学校、北小学校、だんだん、村からそういったなくなる、学校がなくなるわけじゃないですけども、住民感情からするとですね賑やかであった子ども、将来の五木村を担う子どもがいなくなって小中の一貫教育と。いうならばですね先々では学校はなくなるんじゃないかと、隣の相良あたりでもそういうようなことで北小学校ですか、非常に村民としては寂しい思いをするわけですね。将来を含めて、やはり、教育長から前ありましたように、子どもが宝ということをおっしゃいましたが、宝物がなくなると寂れていくわけですから、そういう方面にも私どもが決議をする前にですね力を注いでもらうことが一番大事でないかと、将来の五木村を考えたときにですよ。そういうことを思うものですから、質問をするわけでございますが、今までの流れからいくと一貫教育の推進を来年の4月からやるということでございますので、今まで私どもが話しましたように寂れないような一貫教育の基本精神をもって取り組んでほしいということを申し上げて終わります。それについて、教育長の心構えをひとつ。

○議長（岡本精二君） 西教育長。

○教育長（西 龍三郎君） 義務教育学校についてですね、今、議員がおっしゃったとおり、教育効果が一番大切だと思います。いろんな教育効果、例えば小学生と中学生が一緒に同じ学舎の中で生活して共同にやっていくこと。それから、いろんな過

程の中でですねやはり、まず一番は学力を向上させることが一番だと思います。そして、そういった教育効果をいろんなところで発信しながら、五木学園については非常に素晴らしい学校だという評価をいただいてですね、その後に、五木東小学校の校舎棟が、その後、どう活用されるかということも含めてですね、山村留学とかですねそういうことがもしもできたらですね、そういったところにつなげて、子どもたちが五木の学校に学びに来るといような体制になったら、少しは村の活性化、それから子どもの少子化対策にもなるんじゃないかと、今のところはそういう具合に考えています。

○議長（岡本精二君） 暫時休憩します。

—————○—————

休憩 午後 1 時51分

再開 午後 1 時56分

—————○—————

○議長（岡本精二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第32号、質疑ございませんか。7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） これは重大決定をしなきゃならない、私どもは責務があります。そこでですねもう一言聞いておきたいものがあります。子どもの教育というのは国の指針であり宝であります。我々は決議する以上はですね義務教育の移行する上では、もとは小学校、中学校と、そして段階的に高等学校、大学ということになって、そして一般社会人と成長していくわけですが、その間の過程の教育というのは大事でございます。

そこで、義務教育の一貫教育のですねメリットとかデメリットとかあると思います。それを一番メリット、デメリットはどういうところが一番大事であるかということをお私どもにはわかりません、この一貫教育。今、球磨村とか、あるいは水上でやっておられますが、聞いてみると、非常にいいという人と、問題もありましようとかいう人、それぞれでございます。教育長の立場からですねメリットというのは、こういうものがメリットですよ、一番メリットですよ、反面、デメリットはこういうことにありますから、ここで注意しなきゃいかんということがあれば、ひとつお聞かせいただきたいと思います。

○議長（岡本精二君） 西教育長。

○教育長（西 龍三郎君） お答えします。

先ほどからメリット・デメリットという話が出て、資料のほうにも幾つかのメリット・デメリットがあるんですけども、たくさんありますけども大きなメリットは3点申し上げたいと思います。1つは、小中9年制の過程でですね継続的に子ども

たちの教育が同じ教員集団によってできるということが一番だと思います。例えば、1年生、2年生で積み残し、そして3年、4年とずっと上がっていくわけですが、教育の学習状況とかそういったのが積み残しができないで、次にずっと継続的に先生方で継続できるというのが1つのメリットだと思います。それから、2つ目に、先ほど申しましたように、教科担任制というのが小中一貫校ではできると。例えば小学校の算数の授業に中学校の数学の先生が来て算数の授業を教科担任でできるということでもあります。だから、複数の先生方が授業を持つことができるというのが2点目でございます。3点目が、教育課程ですけども、小学校、中学校にはそれぞれの教育課程がございますが、普通の教育課程の上にですね新たな教科を設けることができるということでもあります。今、考えているのは、ふるさと五木のことを学ぶ五木学という科を設けるということ。そして、もう1つは、今、英語を外国語に特化したですね英語科というのを設ける。そして、もう1つは、読書科というのが、今、子どもたちの本を読む機会というのがなかなか学校の課程の中でできませんので、読書科というのを設けて特別な教科を設けるということが、3つの大きなメリットだと思います。

デメリットといえばですね、やはり、普通にいえば9年間、同じ学校で子どもたちが育つわけですが、人間関係が統一的に画一化されるというのがデメリットになるのかなと思います。ただ、今、五木の現状を考えた場合には、保育園から中学校までですね同じ人間集団でいきますので、大きな学校と違って、その付近は当てはまらないかなと思います。それから、もう1つは、中1ギャップですね、中1ギャップというのは、中学校に移るときに、小学校6年生がなかなかじめないというのがありますけども、そういったところは一貫教育でどうにか対処できるかなという具合に考えます。

○議長（岡本精二君） ほかにございませんか。2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） 1点だけお伺いしたいんですけど、委員会の中でですね9年間となりますと、今までは6年と3年で一回卒業式がありますよね。そこで区切りがつくと思うんですけど、それはなくなると、ずっと9年間、子どもの教育がなるんですけど、そこで、やはり私の考えとしては区切りがあってもいいんじゃないかなと思っているんですけど、そういうのがあって、やはり次のステップに進むというか、そういったのは考えられなかったのかどうかですね。一貫教育で9年間、ずっと子どもが育つものですから、先ほどデメリットの中でありましたけど、ずっと固定化されてしまうと懸念されますので、そこで一回どこかでか、9年間だったら5年に分けるとか、そういった考えはなかったのかどうか。

○議長（岡本精二君） 山尾教育課長。

○教育課長（山尾浩二君） お答えいたします。

今回の義務教育学校につきましては、1年から9年生ということで9年間になるんですけども、今回考えているのは、6年から7年生に上がるときにですね進級式という形で設けるようにしたいというところで、今検討しております。ほかの義務教育学校につきましても、そういった形でやられているということでございますので、その設置で今回検討してみたいと思います。

○議長（岡本精二君） ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） ないようでしたら、質疑なしと認め、これで議案第32号の質疑を終わります。

議案第33号の質疑を行います。質疑ございませんか。7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） これについては副村長という項目が載っている。現在、条例からいきますと副村長はないわけですが、総務課長、この点は、ただ書いただけなのか、どういう意味なのか。

○議長（岡本精二君） 竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） お答えします。

副村長がいない、副村長を置かない条例というのがあるんですが、実は報酬審議会のときにですねそれを聞かれまして、本当は横棒とか線を引かんとじゃなかったかという話が出たんですが、副村長を置かない条例をつくった当時も、このように副村長の給与が入っていたものですから、一応そのままでいかせてくださいというふうには説明はしました。昔もそうになっていたから、このままでお願いしますみたいな感じでですね。

○議長（岡本精二君） ほかにございませんか。ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 質疑なしと認め、これで議案第33号の質疑を終わります。

議案第34号の質疑を行います。質疑ございませんか。7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） これは村長の何パーセントという基準が昔から言われてきておりますが、議員のほうはですね。

○議長（岡本精二君） 7番さん、34号は地区集会所設置条例でございます。議案34号のことでしょう。

○7番（西村久徳君） 議員のとは村長の何パーセントという基準が。

○議長（岡本精二君） 議員の報酬は上げてないですから。議案第34号の質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 質疑なしと認め、これで議案第34号の質疑を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。20分から行います。

—————○—————

休憩 午後2時09分

再開 午後2時20分

—————○—————

○議長（岡本精二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第35号の質疑を行います。質疑ございませんか。ここから工事請負契約関係でございます。質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 質疑なしと認め、これで議案第35号の質疑を終わります。

議案第36号の質疑を行います。質疑ございませんか。竹の川の住宅整備工事です。

3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） 今回の竹の川の再建住宅整備工事ですが、見取図といたしますか、こっちの平面図とかいろいろありますが、これが将来、村営住宅に、また竹の川の再建住宅の事業が終わった後、その後に村営住宅として利用するということですが、今現在、村内にも村営住宅があります。間取りとか部屋数とかそういう箇所では現在のそういう村営住宅と今回、竹の川に造る住宅の差とかそういうのはほとんどないですか、今度のは広かですよとか、今の既存の住宅よりも、差別化というのがもしあれば教えてください。

○議長（岡本精二君） 黒木建設課長。

○建設課長（黒木光重君） お答えいたします。

今回整備する竹の川の再建住宅でございますが、その使用後は村営の一般住宅になるということで、今回3LDK、若干形は違いますが4棟とも3LDKの住宅でございます。ほかの村営住宅はどうなのかというと、下谷と宮園地区、あと野々脇、こちらのほうの住宅の構造は2階建てでございますけども同じ3LDKというような、規模的には大体一緒ぐらいになると。特に2階か平屋かというだけでございます。

以上です。

○議長（岡本精二君） ほかにございませんか。5番、田山議員。

○5番（田山淳士君） 今質問ありました建物ですね、3LDKというのは確かにいいでしょうけど、えらい狭いなと思うんですね。6畳二間に5.3畳、もう一方のほうもですね6畳一間ですね、あと4畳半と5.3畳。もうちょっと広く、8畳ぐらいの部屋がですね、もうこれできているんだからしょうがないでしょうけど、広くす

る考えはなかったのかですね。今までの住宅はそれでいいでしょうけど、やっぱり、これは6畳を8畳にしたからといってですね何百万も変わるもんじゃないんですよ。これは設計のときにそういった意見をですね、8畳二間ぐらいを付けてほしいとか、やっぱり、今はそういうぐらいにしないとですね、品物入れたら狭くなりますよ、6畳だけでは。そこら辺の考えはなかったのかどうか、村営住宅の場合は特にこういったあとも使う人がいるでしょうから、そういう考えはなかったのかどうか、ちょっとお伺いします。

○議長（岡本精二君） 黒木建設課長。

○建設課長（黒木光重君） お答えいたします。

今回、竹の川のこの用地に対して4棟入れるというところで、もうちょっと大きくできなかったのかというところでございますけども、検討する中で、設計会社ですねエバーフィールドと協議したところ、できれば可能ならば可能な限り大きい住宅ができないのかというお話はしたところでございますが、今回、車の乗り入れと駐車場を含めたところで、この3LDK、家族世帯向けでぎりぎり3LDKが精一杯だという話でございました。3人から4人家族ということでもお願いしたところでもございましたので、3LDKというところでございます。

あと、すみません、先ほど説明で移築する住宅、使用する住宅、人吉の村山公園と申し上げましたが、すみません、間違いで、これは石野公園でございました。石野公園の仮設住宅を11戸、精一杯11戸使って持ってくるということでございまして、その部材の兼ね合いもあって、この3LDKとなったところです。

以上です。

○議長（岡本精二君） 5番、田山議員。

○5番（田山淳士君） これは結局中古住宅を買って、また移設するということですか。

私は新しく造ると思っていたものですから、それにしてはえらい高いもんですね。ざっと計算しても3,300万ぐらい1棟にかかる計算になるんですよ、1億2,000万ちかくかかるということは。3,300万なら立派な、それこそ4DKでもできるぐらいのですね金額にはなるんですよ。中古で高いとか、そういった交渉はできなかったんですか値段。余りにも高いですよ。これ。中古で持ってきて、解体して組み立てるから金もかかるんでしょうけど。広さの意味ではそういうのを買うのであれば、それは変えられないのはしょうがないんですけど、余りにもちょっと高いですよ。この辺の家でも3,300万だと立派な家が建ってますよ、もっと大きくて。中古を持ってきてこんな値段で、何でそういったいきさつになったのかちょっと教えてください。

○議長（岡本精二君） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後 2 時31分

再開 午後 2 時39分

-----○-----

○議長（岡本精二君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第36号について、質疑ございませんか。2 番、早田議員。

○2 番（早田吉臣君） 今の竹の川のでよろしいですか。レイアウトについてお伺いしたいんですけど、住民の意向に添って、このレイアウトをされたのか。ちょっと斜めになったりしているので、出入口がそれぞれ変わっているのと、それと道路側に進入路というか、なくて奥のほうになっているんですけど、ここは道路側のここですね、県道五木の湯前線、ここが時期によってはヤマメ釣りの方が路駐をされるんですね、そのへんの関係もあって、どうしてこういうふうになったのかなというふうにちょっと、2 点お伺いしたいと思います。

○議長（岡本精二君） 黒木建設課長。

○建設課長（黒木光重君） お答えいたします。

まず、この平面図の位置関係、微妙に位置がずれているというか、こちらは設計会社とも確認して、なぜこういうことなのかということですが、微妙に形をずらすことによって駐車場と進入路がちょうどいい具合に確保できるのがこれですということでございました。

また、住民の方に配置図をこれだというのは、まだ説明はしておりませんが、一応、4 棟をこの中に入れますと、駐車場も含めたところで入れますという話をしていたところでございまして、了解は得られるものと思っているところでございます。

あと、駐車場の件ですが、五木湯前線に路駐されるということですか。すみません、そこらへんはちょっと押さえてごさいませんが、進入路としては、可能な限り、住民の方からおっしゃられたのは、配置図も含めてですけども、やはり梶原川の越流が心配だという話で、なるべく奥のほうに配置したいんですけども、道の進入路として、裏側にですね配置しながら、今度は竹の川地区の集会所に行くスロープも一緒に造られればということで、こういう形になったところです。

ヤマメの釣り客の方々についての車の配置図は、すみません、ちょっと存じておりませんでした。

以上でございます。

○議長（岡本精二君） 2 番、早田議員。

○2 番（早田吉臣君） 今のところはやはり住民の方がここを使われるので、住民の意見をぜひ反映していただきたいと思います。そのへんのところは再度確認したいと

思います。

○議長（岡本精二君） 黒木建設課長。

○建設課長（黒木光重君） お答えいたします。

該当する住民の方々にですね、この配置図を示しまして御理解を得たいと思っております。

以上です。

○議長（岡本精二君） ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） ないようでしたら、議案第36号の質疑なしと認め、これで議案第36号の質疑を終わります。

次に、議案第37号の質疑を行います。質疑ございませんか。1番、園田議員。

○1番（園田良治君） 八重線ですけども、工事するに当たってですね令和8年3月20日までとなっておりますけども、今後ですね梅雨とか台風とかですね工事がストップになったり、またひどくなったりする可能性がございます。3月20日まで予定どおり完成するのかちょっと聞きたいと思います。

○議長（岡本精二君） 黒木建設課長。

○建設課長（黒木光重君） お答えいたします。

この林道八重線でございますけども、今回、5回目の入札でやっと業者が決まったところでございます。議決を得た日から3月までということでございますけど、なにぶん、ここも工事数量としてはボリュームが多うございます。もちろん年度内に竣工を目指すところでございますけども、おっしゃられたとおり梅雨に入りまして、先ほどのほかの議案でもあったように拡大崩壊する可能性もないとも言いきれません。ただ、次の工事も待っておりますので、速やかにするように頑張るところです。

以上です。

○議長（岡本精二君） ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 質疑なしと認め、これで議案第37号の質疑を終わります。

次に、議案第38号の質疑を行います。質疑ございませんか。ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） ないようですので質疑なしと認め、これで議案第38号の質疑を終わります。

議案第39号の質疑を行います。質疑ございませんか。ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） ないようですので質疑なしと認め、これで議案第39号の質疑を終わります。

ここで、本日は、これで散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 異議なしと認め、本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

—————○—————

散会 午後2時47分

第2回五木村議会定例会会議録

令和7年6月11日（水）開会

（第2日）

五 木 村 議 会

令和7年第2回五木村議会定例会（第2号）

令和7年6月11日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

日程第1 一般質問

日程第2 質疑(議案第40号から)

日程第3 討論

日程第4 採決

日程第5 議員派遣について

日程第6 閉会中の継続審査・調査について

2. 出席議員は次のとおりである。（7名）

1番 園 田 良 治 君

2番 早 田 吉 臣 君

3番 中 村 俊 也 君

4番 川 邊 正 美 君

5番 田 山 淳 士 君

7番 西 村 久 徳 君

8番 岡 本 精 二 君

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（10名）

村 長 木 下 丈 二 君

総 務 課 長 竹 村 文 秀 君

ダム対策課長 土 肥 整 二 君

政 策 調 整 監 山 下 俊 彦 君

保健福祉課長 高 田 孝 浩 君

住民税務課長 大 岩 留 美 君（兼務）

産業振興課長 土 肥 博 司 君

建 設 課 長 黒 木 光 重 君

会 計 管 理 者 大 岩 留 美 君

教 育 長 西 龍三郎 君

教 育 課 長 山 尾 浩 二 君

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名（1名）

議会事務局長 木 野 徹 也 君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（岡本精二君） 本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（岡本精二君） 日程第1 これから一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） それでは、7番、西村でございますが、議長の許可を得ましたので、ただいまから一般質問を行います。

過疎脱却と空き家対策についてということで第1番に掲げておりますので、村長をはじめ、担当よろしく願いいたします。

今、日本全体が人口減少の方向にある中で特に本村は近年、急速に少子高齢化が進んでまいりました。全国でもトップクラスといわれております。私が申すまでもなく、どの集落に行っても空き家と高齢者が目立っております。10年前からすると、実に寂しさを感じるほどでございます。このまま対策を講じなければ、10年を待たずして消えていく集落が出てくるのではないかと危惧をいたしております。既に、前も申し上げましたように、小原集落は六、七戸あったのが全壊でございます。また、折立や鶯山も1戸です。最近、葛の八重集落も10戸あったのが、今、1戸になりました。また、36戸もあった下梶原地区、学校もあって賑やかでありました。現在8戸しかございません。人員も12名です。ほとんどが高齢者で独り暮らしが多いようであります。五木村内の山間部落がこのような現状でございまして、このまま対策を講じなければ自然消滅していくのではないかと心配をしております。今、県や村が提唱しておりますひかり輝く五木村どころか、先行き不透明なまっくらではないかと集落の方々は不安を募らせておられますが、この現状と過疎脱却をどのように捉えておられますか。

また、今後の村の振興対策をどのように考えておられるかを村長にお伺いをいたします。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下文二君） おはようございます。

それでは、7番議員さんの質問にお答えをいたします。

今、過疎脱却と空き家対策ということで、一番、五木村にとりましては最大の課題であります人口減少、また少子高齢化についての御質問に、大変私どももそう危

惧しているところでございます。

それについての対策はどうかというお話でありますけども、今、五木村は御案内のとおりでありまして、流水型ダムを前提とした村づくりを進めております。特に令和7年度のいろんな実施計画等についても、国・県・村三者の確認式を取りまして、6月の前半までに各地区座談会を5カ所行いまして、今回の進行についての説明を各住民に説明してまわったところでございます。この大きな柱は4つございまして、その柱をしっかり大きくすることで五木村のいろいろな少子高齢化、また人口減少等にしっかり役立つように、いろんな全体的な側面から捉えているところでありまして、特に令和5年からこの5年間を集中的にやろうということで、今、ちょうど3年目に入っておりますけども、去年からがダムを前提としたいろんな振興に入っておりますので、平場の造成、また右岸側の村道の付け替え、そういうものをしっかり国にもお願いしながら、また村内の安全・安心も含めて竹の川から宮園地域の河川改修も、今、県のほうでやっていただいておりますし、いろんな砂防事業等もやりながら、ひとつの安心・安全な村づくりをする上において、これから将来の若い人たちがそこでいろんな企業が生まれたり、また林業振興、そして商工業の振興とか図られるように基盤整備を急ぐとともに、ソフト対策としましても、そういういろんな若い人たちの意見を聞きながら、これは教育も含めてでありますけども、そういうものに耳を傾けながらですね、しっかりこの5年間、集中的にやっていきたいということでありまして、3年目を迎えました令和7年度が非常に重要な時期だというふうに捉えているところであります。

これは、この計画の基本理念でもありますけども、誰もが安全・安心に住み続けられ、若者が集まるひかり輝く新たな五木村の実現ということで掲げておりますので、今、7番議員さんが御指摘のとおり、このままではお先真っ暗だと、そして集落の方は不安を感じていると、それは事実だというふうに思っておりますけども、そういう不安をですね早く払拭して、この計画を推進することによって、それが実現されるものと信じておりますので、今後とも御指導賜りますようによろしくお願い申し上げます。

○議長（岡本精二君） 7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） 大体、気持ちは私どももわかるんですよ。しかし、現実としては非常に過疎化、高齢化が進んでまいります。その歯止めというのは大変これは難しい話であります。実効性のあるものを次から次に、村民が安心するような対策を講じるのが行政の一番の役目だと思います。今、五木村はですね御承知のとおり、60年にかかるダム問題で苦難をしております。その中で少子高齢化の波が押し寄せてきております。この過疎対策こそが村の運命を左右する大きな鍵だと私は思っ

おります。村長、各課長、これを心にしてひとつ一体となって村づくりの過疎対策を講じてほしいと願うものであります。

村の人口構成を見ますと、高齢者が50%になっております。地域の防災上も大変問題があります。また、お年寄りは買い物や医療や交通、不便を強いられておるのが五木村の現在の現状ではないかと思います。お年寄りは生まれ育った我がふるさととは離れ難いものであると思います。この方々こそが今日まで五木村を支えてきてくださった大切な方だと思います。先ほど村長からも話がありましたように、安全で安心して我がふるさとで老後を暮らせるモデル的な地域システムづくりなど等は全国に先駆けてそういう計画はあるのかどうか、住民課長にお尋ねをいたします。

○議長（岡本精二君） 高田保健福祉課長。

○保健福祉課長（高田孝浩君） おはようございます。お答えいたします。

いろいろと高齢者の福祉ということで、村のほうでも誰もが安心して暮らせる村づくりの実現ということで買い物弱者ということで、高齢者の買い物支援、そして医療、福祉、健康づくり、介護事業、そして福祉事業ということで村のほうも取組を行っているところでございます。

本年度につきましては、いろいろと物価高の対策とかですねこういうものもございます。高齢者の支援ということで、このような物価高対策に係る高齢者笑顔支援給付金の新設や、あるいは高齢者のですねいろんな支援ということで取組のほうを進めているところでございます。このような中で、五木村の振興ということでございますけれども、過疎脱却ということでですね子育て支援、そして、このような対策にも取組を進めているところでございます。そして、子育て支援ばかりではなく、村としましては住まいの支援でありますとか雇用対策、そして、このようなものを含めましてですね村の振興を図って人口の減少に少子高齢者対策に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡本精二君） 7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） わかって、わからんようなことですが。例えばですね一生涯、五木村でお年寄りの方はそれぞれの村を愛しながら、我が家を愛しながら子どもを育て、そして地域のためになってこられたわけでありまして。後ほど申し上げますけれどもですね、高齢者が非常に多い中で、頭地には社会福祉協議会という建物があって、ここでいろんなことをやっていただいております。お年寄りは感謝をされております。宮園には北小学校の跡地で老人ホームの施設があって、そこに何名か入っております。さらに、人吉球磨郡内にですねお年寄りが相当施設に入っておりますね。今、面会ができないんですよ、家族が（不明）、あるいは友達なんか。非常に寂し

がりをしております。これを村内ですすねそういう老後を送りたいという最後の気持ちを村でそういう安心して安全に暮らせる、楽しく暮らせるシステムづくり、全国で初めてのそういうものを考えていただきたいというのが私の願いであります、そういうシステム、全国にいろいろありますから、そういうものを見いだして、ああ、五木に住んでよかったと、生まれてよかったと、こういうシステムづくりをしていただきたいというのが私の願いであります、また、これは村民のお年寄りの願いでもあります。そういうことを念頭に置いて五木村で全国でも珍しいシステムづくりをお願いしたいということでございますが、どうですか。

○議長（岡本精二君） 高田保健福祉課長。

○保健福祉課長（高田孝浩君） お答えいたします。

高齢者の住まいの確保ということでございますけれども、現在、五木村におきましては生活の拠点づくりということでグループホームと介護施設や高齢者施設の充実に向けた検討ということで行っているところでございます。これにつきましては、先ほど議員おっしゃいましたとおり、高齢者が最後までですすね住みよい村づくりにつなげるためですすね、このような介護施設の検討をしているところでございます。

この介護施設については、いろいろと住民の方からもアンケートを取ったところでございますけれども、その中で、どうしても高齢者の皆さんについては、やはり自宅で最後まで住み続けたいという意見が多うございました。その中で、どうしても住み続けられなくなって介護状態とかそういう状態に陥りますと、介護施設への入所というところになるわけでございます。そのような中で、五木村におきましては「五木の友」と介護施設等ございますけれども、宿泊型の施設というのがございませんで、現在、そのような宿泊型の介護施設ということで現在検討を進めているところでございます。

現状としましては、まだ、この施設等については土地の選定とか、このようなものがはっきりと定まっておられませんものですから、今後、土地の選定を進めた上でこのように介護施設等の整備のほうも進めていければというふうに思っているところでございます。

また、あと高齢者の方の住居の確保というところで、高齢者住宅の建設等についてもですすね現在検討を進めているところでございますけれども、高齢者住宅につきましては、どうしても、現在、高齢者住宅と似たような施設のほうが社会福祉協議会のほうに宿泊施設がございす。こちらのほうが6世帯ですすね部屋がございすけれども、現在入居者が2名でございまして、現在、空きが4名の状況でございす。このような状況も鑑みてですすね、まず、高齢者住宅の建設ではなくて保健センターにある高齢者の入居施設ですすね、こちらの入居のほうを優先して考えていき

いというふうには現在のところは考えているところでございます。いろいろと高齢者の住みよい住まいづくりということで検討しなければいけないところでございますが、現状としてはこのような形で計画を進めているところでございます。

以上です。

○議長（岡本精二君） 7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） これからは少子化、子どもがおらない、年寄りは増える、これは目に見えてわかるわけですね。それで、村長も先ほど言いましたように、お年寄りが安心して安全に我が生まれ故郷で過ごすということは人間の一生涯にとって願望であります。そこを踏まえてですね村の対策を講じてほしいと切にお願いをしておきます。これは非常に難しいデリケートな問題もありますのでですね、このあたりにいたしますが、次にですね空き家対策についてということで質問をいたします。

本村は空き家が相当目立ってまいりました。これは皆様も御承知のとおりと思いますが、これは人口減少や高齢化の進行、若者の不在、様々な要因があると思いますが、空き家の増加は地域の生活や環境に深刻な影響を及ぼしております。空き家のそばから雑草がぼうぼう生えて、一旦火がつきますとその集落は全滅するおそれがあります。そういう不安も地域では抱えております。

また、一方では、防災上の問題だけではなくて、近年はですね動植物のすみかとなっております。農作物を楽しみにつくっても、食い荒らして、住民は大変困っております。村でも試行錯誤やっておりますが、根本的な大々的な対策はないか。村民が安心してものをつくり、キュウリをつくり、なすびをつくるというようなことでないと安心して作物はつくれない、安心して住まない。そういうことでありますが、その根本策はあるのかどうか、担当にお願いをいたします。

○議長（岡本精二君） 土肥ダム対策課長。

○ダム対策課長（土肥整二君） それでは、今御質問がありました空き家対策等についての質問について回答させていただきます。

今、議員から御指摘がありましたように、村内ではですね空き家のほうがかなり増えておりますけども、空き家の関係で防犯・防災の問題、あるいは、さらに、先ほど言われましたように小動物などの獣害の問題も心配されるところでございます。

令和6年3月にですね村のほうでは五木村空き家等対策計画を策定しております。その中でも、空き家の状況を調査したところ、村内で150戸の空き家が確認されたところでございます。また、その中でAランク、Bランク、少しでも修理することによって居住可能なものも含めると33戸が利用可能な空き家という調査結果でございました。この空き家等についてはですねAランク、Bランクにつきましては所有者の皆様には御相談をさせていただきながら、現在、空き家の利活用について取り

組んでいるところでございます。

昨年度中にはですね御相談した結果、宮園地区で2戸、空き家バンクへの登録をしていただいたところでございます。さらに、ほかの物件につきましても、御相談しながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

また、空き家対策におきましては、空き家の、先ほどAランク、Bランクについては利用可能な住居でありますけども、それ以外のものについては、かなり危険な物件もございます。そういったものも含めまして空き家の除去支援を含めた利活用など、空き家対策の総合支援を今後、議会の皆様にも御相談しながら総合支援策を設置して取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（岡本精二君） 7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） 土肥課長、空き家の調査については次に質問しますが、空き家対策でですね様々な障害があるでしょう。例えば防犯、地域のコミュニケーション、お互いの助け合い、そして安心して暮らせる。動物が来て作物を荒らしてがっかりさせる。その根本的な対策はないかということで質問しております。これは、最近では動植物、シカとか猿とか、あるいはイノシシとかですね、どんなに駆除しても増えてまいります。これは五木村の問題だけではありません。球磨、人吉、熊本県、全国にシカが繁殖しております。その根本的な対策を講じなければですね駄目なんですよ。それがいいのかどうかということをお聞きするわけです。腰を入れて、この対策に乗り出さないと動物は人間よりも生きるためにあらゆる手段で潜ってきたり、あるいは網を破ったりするわけです。この根本策はないのかということで、これをやらなければ作物をつくっても何もできないと落胆されますから、そういうことを聞いておるわけです。それがいいのかどうか。ないならいいです。

○議長（岡本精二君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） おはようございます。

ただいま、鳥獣被害の御質問ということで、産業振興課のほうから御回答させていただきますと思います。

鳥獣被害につきましては、現在も鳥獣被害防止対策協議会のほうでですね五木村の鳥獣被害防止計画をつくりまして、これによりまして対策を行っているところでございまして、現在、シカ、猿、イノシシ、アナグマ、鳥類、こういったものの被害対策をしております。実施隊、駆除隊の皆さん、今50人ほどですけども、皆さんに活躍していただきましてですね、年間、シカにつきましては1,500頭、これがこの数年、ほとんど維持しております。ということは、減少はしていませんけども、1,500頭を維持して確保いただいているという現状でございますので、今後も引き続き、駆除のほうを続けていただきたいということで、村としましても、国としま

してもですね支援をしているところでございます。

また、自主防衛としましては、五木村、いろんな作物を、椎茸とかですね作物をする際に被害を自主防除していただくということで、そちらにつきましても村で補助事業を行っております。そういった面を活用いただきながらですね生産のほうをしていただければということで、現在は駆除と防除という形で対策をしているところでございます。

○議長（岡本精二君） 防災関係で、総務課長お願いします。

○総務課長（竹村文秀君） 今、議長のほうからお示しがありました防災関係になりますと、これはちょっと私的な話になるんですが、私も空き家を持っております、御存じかとは思いますが。なかなかですね取り壊すのに300万弱かかるということで、空き家を解体すると更地になって手出しだけでそれだけする。防災関係、一応、空き家の例を取ると、台風が来たときにですね国道沿いなものですから、これは台風時期だけじゃなくて毎日のように不安に思っているところでございます。

また、今度は悪い人が住み着いたりすると、また困りますので、やはり空き家対策として除却の費用等を補助できるような制度があるといいなと考えて、ちょっと私的な部分もありますけども、考えているところでございます。

○議長（岡本精二君） 生活環境、何かありますか、生活環境。7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） ひとつ村を挙げて、五木だけでは対策は効果がありませんのでですね、やっぱり広域市町村、球磨郡なら球磨郡の市町村で連帯して一斉にやるような方向も必要であります。そういうことをお願いをしておきます。

それからですね空き家の調査についてということで質問をいたします。令和6年3月にですね空き家の調査報告がなされております、対策調査方向という報告書が出ております。それを見ますとですね村内に空き家が150戸あるとされておりますね、150戸。私が昨年の12月に一般質問したときは、担当課長は九十何戸ということでした。これを見ますと150戸、空き家がある。それもですねAランク、Bランク、Cランク、Dランク、4つの段階で調査しております。この調査はですね村直接でやられたのか、あるいは外部に委託されたのか、ちょっとそれからお尋ねして、質問にまた入ります。

○議長（岡本精二君） 土肥ダム対策課長

○ダム対策課長（土肥整二君） それでは、ただいまの御質問に回答させていただきます。

まず、先ほど議員からありましたように、令和6年3月に、先ほども、すみません、御説明させていただきましたけども、五木村空き家等対策計画というものを策定させていただいたところでございます。御指摘がありましたように、この調査の

中で空き家の村内の状況の調査をさせていただいております。こちらの調査につきましては、外部に業務委託をさせていただいて、そこから空き家の現状につきましてはですね外観から見た状況を報告いただいております。そうしたところ、村内に150の空き家が確認されたところでございます。

先ほどありましたように、その家屋のですね状況を見ながら、Aランク、Bランク、Cランク、Dランク、あと調査不可というようなところで判断してですね、それぞれ分別をさせていただいたというところでございます。

○議長（岡本精二君） 7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） 調査は外部の委託ということで、専門家だろうと思いますが、昨年の秋ですね、私の集落にも、70歳ぐらいの男の人と、あとは高校生か大学生だろうか、来て、庭をうろうろうろうろするものですから、何事ですかと聞いたところが、ここはどこの部落ですか、お宅たちはどこから来られたんですか、福岡といいましたよ。何事ですかと言ったら、いやいや、ここの部落の名前を聞くとですたいうものだから、あなたたちはどこのどなたで、どういうことと証明か何かを持っておりますかと聞いたところが、空き家を調査に来ておりますと。全然知らない人がですね調査に来ておられますね。役場の職員が1人か2人付いて、丁寧にここはどこ部落で、地図も持っておりましたよ、もちろん。投げやりじゃないかなというふうに感じます。

ここですすね頭地分館にもですね43戸の空き家がありますね、この中心に。分館ごとに報告がなされております。西分館に20戸空き家がある。三浦分館に44戸ある。そして、北分館に43戸、合計150戸あるという報告書が、先ほど課長からありましたようにあります。そして、その中でですねAランクの、そのまま、修繕もせずに入っているというのが2戸しかないという報告がなされておりますが。それから、Bランクには少し修繕をすると入られるという家、Cランクは住宅には不適切だと。さらにDランクではとてもじゃない、倒壊のおそれがあるから駄目だという統計が出ております。この調査についてですね、これだけ150戸、本当に150戸あるのかどうか確認をさせていただきます。これは前の課長がだったと思いますが、それは間違いなのかどうかお答えください。

○議長（岡本精二君） 土肥ダム対策課長。

○ダム対策課長（土肥整二君） それでは、空き家の調査について回答させていただきます。

調査につきましては、令和5年度に実施をさせていただいております。また、外部のほうに委託をさせていただいておりますが、確かに調査の折りにですね、うちの職員が付いていなかったところもあるかとは思いますが、大まかには案内を

しているということは聞いているところでございます。

また、先ほどありましたように、4つのランクにわけさせていただいているところです。それぞれの分館にわけさせていただいておりますけども、東分館のお話が出ましたけども、東分館におきましては、この頭地地区と、あと平瀬地区、あるいは南のほうも全域入っておりますので、ここ中心部だけの数字ではないというところになります。

Aランクのほうがですね全体で6戸、Bランクが27戸、Cランクが65戸、Dランクが34戸、調査不可能が18戸というところで合計の150戸になります。Aランクはそのまま居住可能、Bランクにつきましては、少し修繕が必要であるが利用可能というランク付けになっているところでございます。

○議長（岡本精二君） 7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） 五木村はそういった少子高齢化、ダム問題、空き家対策、老人対策、非常に厳しい村政の状況があります。それでですね、150戸ある空き家、今後どのような対策を、どのような利活用をすれば五木の再生ができるか。できないならできない、こういうものは撤去する、法律が今はいっぱいありますね、空き家対策については、個人の権利もありますから。46ページにわたるいろんな法律があります。難しいことはわかっております。しかし、これをクリアしてですね、空き家対策を何とか軌道に乗せて村の活性化を図らなければ先が真っ暗だと思います。今、空き家対策で市町村はですね移住・定住を一生懸命頑張っております。非常に難しい話ですが、どこも競争です。五木村はどのようなことを考えておられるか、ちょっと村長にお尋ねをいたします。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下文二君） お答えいたします。

空き家に起因するところの、先ほどは鳥獣被害、それとまた移住・定住の推進とかそういう視点での御質問かと思っております。先ほどの鳥獣対策については担当課のほうで申し上げましたように、今の鳥獣対策の被害防止協議会の中でシカとかイノシシ、いろんなものについては対策を行っていただいております、それについては毎年、毎年お願いをしているところであります。

それとまた、それが空き家の中にそういう小動物が入って被害があるということが、議員の御指摘かと思っておりますので、そういうものについてはダム課の土肥課長のほうからありましたように、令和5年度に国の制度に則った調査をやっております、それはしっかり建築士等も同席しながらということで伺っておりますので、そういう調査をやらないと国の、いえば除去についての補助もいただけないということで、令和5年度に調査をした経緯がございまして、今、しっかり150戸に

ついでの確認が取れたということですので、それに基づいて危険な、いえばDランクとかですねそういうものについての対応をどうするのかということかと思っております。それについてはこの調査が終わりましたので、これについて国の助成制度、また村としてどういう方向でそれを支援しながら持ち主の人と協議をして、その対策をするかというのは、今後また議会の皆さんと相談をしながらやっていきたいというふうに思っています。

それともう1点は、人吉球磨にもこういう空き家は非常に多くなってきておりまして、そういう中で各町村についても移住・定住に向けた空き家の開放、そこに移住者が入っていただくような改築の補助制度とかやっておりますけども、村としましてもそういうものも空き家バンク等に登録をいただきますと、割とAランク、Bランクについてはすぐ、外部からですねそういうものの問い合わせ等が入ってくるというふうになっておりますので、それに向けてもしっかりと整理をしながら、情報発信をしながら移住者の住宅になるように整えていきたいというふうに思っておりますので、とにかくそういうものが防災関係も含めまして、そういう小動物の被害も含めて、せっかく調査をしましたので、これを基に、いろんな村としても対策を今後しっかり打っていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（岡本精二君） 7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） 空き家対策は非常に言うはやすく行うは難しいわけで、個人の権利もあります。そこで、課長も上京されたついでにいろいろ村内の出身者に家の貸借をお願いしておりますが、なかなか容易じゃないだろうと思いますよ。その見通しはどうか、自分で当たってみて。相手があることだし、そしてまた移住する方も条件が整わなければ来ないわけですよね。どの町村も競争で我が町に、我が村に、我が市に来てくださいという競争心が今あります。それはやって効果があればいいですが、自分でやってみて、その効果というのが本当に容易であるのか、容易でないのか、実感としてどうなのか、ちょっとお聞かせをいただきたい。

○議長（岡本精二君） 土肥ダム対策課長。

○ダム対策課長（土肥整二君） それでは、空き家ですね空き家バンク登録等について御質問にお答えさせていただきます。

私も、昨年からダム対策課に来まして、空き家についていろいろ携わらせていただいているところです。先ほど議員からもありましたように、所有者の方にですね直接お会いしながら、空き家バンクへの登録等も何件もの物件についてですね御相談をさせていただいたところでございます。その中には、やはりお盆とかお正月に帰ってくるのでちょっと貸せないとか、あるいは仏壇をそのまま残しているので貸せないとか、あるいは私は貸したいんだけど、ほかの家族から反対があるとかです

ね、いろんな様々な事情がございます。そこを少しずつクリアをしていただきながら登録をしていただければということで、御相談を継続させていただいているというところがございます。

昨年度は御相談をさせていただきながらですね2戸の空き家バンクへの登録をしていただいたところがございます。現在、その物件につきましてはホームページ等で御紹介をしながら問い合わせに対応させていただいているところがございます。

また、各市町村、空き家の対策についてはですね取組をさせていただいているところですけども、うちのほうでもですね移住・定住のイベントであるとか、あるいは村のホームページ、あるいはいろんな場面において御紹介をしているところがございます。

また、ひかり輝く新たな五木村振興計画の中にも書いてございますけども、子育て支援、出産祝いから保育料無料化とか、義務教育の無償化、子育て応援助成金とかありますけども、そういったもの、あるいは住まい支援としてですね空き家バンク登録制度、あるいは空き家のですね改修の補助金、そういったもの、あるいは結婚支援、雇用対策としまして村内企業さんのですね求人等も御紹介しながら移住・定住については御紹介させていただいて、いろんなこういうあらゆる支援をですね総動員しながら、課の縦割りではなくてですね横断的に、全庁的に移住・定住を推進しているところがございます。

また、今後につきましても、そういった取組を進めながら移住・定住、あるいは空き家バンク登録に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（岡本精二君） 7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） 土肥課長、空き家対策、空き家バンク、移住・定住促進、これは難しいということは私ども知っておりますが、それで今、一生懸命やっておられる。効果が上がっているかないかというのを主体的に聞いてみるわけですが、これは見通しがありますか、どうですか。6月8日に社会福祉協議会でですねなかよし会というのがあったんですね。コロナで4年ぶりに開いたということですが、その中でですね五木村に65歳以上の独り暮らし、これは95人、65歳以上独り暮らし、約100件ですね、100人の方がおられます。いずれ、この人たちは、私どもを含めて亡くなっていくわけですから、あと100戸増えるということですよ、10年後には。そして、その中にですね80歳以上の独り暮らしというのが54名、驚く数字であります。そういうことですから、このような数字を見てですね今後、五木村としては早くからですねこの対策を講じなければ消滅しますよということを警告するわけです。空き家等の対策にもいろいろと載っております。この実行、実現は非常に難しいです

が、心を込めて、心を開いて村民に訴えをしていかなければ空き家対策というのは非常に難しいんじゃないかと、こう思います、これは先ほどから何回も言いますように、言うはやすし行うは難しいですから、私たち議会にも責任があります、議会にも相談しながらですね空き家対策を本格的に打ち立てていくように、土肥さんから私の側の方々、いい立派な家、電話をいたしました、なかなか自分の権利があります、兄弟がおります、思うようにはいきません。ですから、そういうものをいちいちですねAランク、Bランク、Cランクというようなことで分けてありますが、議員の皆様にもですねそれぞれ親戚とか知り合いがおりますから、自分一人で苦勞せずにですねみんなに協力を仰いで、そしてそのものが解決していくようなシステムづくりをやらなければ私は駄目だと思いますが、どうですか。村長、そういうスクラムですね、協力体制、空き家対策、行政では、庁内ではやっていると思いますが、村民も含めた空き家対策。そうしなければですね先ほどから申し上げますように、防犯の問題、火災の問題、災害の問題、ますます、65歳以上が95人もおること、これは火を見るように消えていくわけですから、そういうこと考えはないですか。

○議長（岡本精二君） 村長。

○村長（木下文二君） お答えいたします。

空き家対策についてということでもありますけども、今の議員御指摘いただきましたように、65歳以上の独り暮らしが今95世帯あるということで今伺いました。80歳以上の独り暮らしが54戸ということでありまして、先ほど申しましたように、今回、令和5年度の調査を基に、村としましては五木村空き家対策計画を策定しておりますので、それに則って、国の補助等もいただきながらそういうものについては進めていきたいというふうに思っております。

その中で、今、議員もおっしゃっていただきましたけども、持ち家の方の協力なしには、いけば政策をつくっても、そこに入ってはいけないということがございますので、空き家対策を行うときには、当然、住民の方の御理解もいただいて、一緒になってですねそれを進めていきたいというふうに思っておりますので、住民の方の、空き家の持ち主の方の協力もいただきたいというふうに思っておるのが1点であります。

そして、もう1点は、そういう空き家が増えて、これからも増える見込みがあるということもございますけども、そういう空き家にならないように、例えば、今、五木村では450世帯ぐらいございますけども、そういう世帯、世帯の世代交代、また、そういう世帯が若い人がいて、高齢者がいて、子どもがいてというですね、そういう世帯の中の世代交代もしっかりできるような村政の運営をやっていくことも

私は重要かと思っております、その集合体が村となつてきますので、そういう独り暮らしにならないような家族構成、そういう世帯のそれぞれの世代交代もしっかりできるような産業育成と教育、村全体のいろんな政策を通じて、空き家世帯が発生しないような、また独り暮らし世帯が発生しないような取組をですね今後しっかりと、議員の皆さんとも一緒にやりながら進めていきたいというふうに思っておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（岡本精二君） 7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） 空き家対策については非常に難しいデリケートな問題があります。しかし、これを避けて通れない五木村の現状でございます。これを避けてほったらかしておくと、ますます過疎に拍車がかかって五木村は滅びていくという結果になりはしないかと思ひますので、本腰を入れて空き家対策やってほしいと思ひます。以上で、空き家対策及び調査については終わります。

さて、五木村は御承知のとおり、林業の村で栄えてまいりました。林業振興についてをお尋ねをいたします。戦後、本村はですね山の景気で実に華やかでございました。近年は、社会構造の変化によって林業不況が長く続いております。林業が主産業である五木村では、大変な大打撃であると思ひます。今後の見通しについて、どのように産業課長、考えておられるか、ちょっと総体的なことをお答えいただきたいと思ひます。

○議長（岡本精二君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

林業の不振に、現在の状況につきまして今後の見通しということでございますけれども、まずは林業についてですけれども、これは五木村だけではなく、全国的な問題になっております、林業の低迷につきましては。特に木材の価格ですね、こちらにつきましては、昭和55年をピークにですね下落し、平成2年の台風以降、さらに下落し、現在はほぼ横ばいになって長期にわたり木材の価格の低迷が続いているところでございます。

また、併せまして、住宅の着工数、これは全体的なものでもございますし、木造住宅の着工数も減少しております。こういった中ですが、近年、皆様御存じのとおり、森林資源のほうはですね増加しております。木材が大きくなって素材生産上は、若干ですけれども増加しているところでございまして、併せまして木材の受給率も増加しているということで、いうよりも木材の受給が増えてきているというのは、少しですけれども明るいきざしがあるということで、国のほうも、今後さらに林業の持続的かつ健全な発展へ施策を行うとしております。

先ほどもありましたように、森林資源は五木村の最大の財産でございまして、林

業は村の主産業でございますので、木材利用と森林整備といった循環型林業はもちろんでございますけども、森林環境を活用した活性化対策など、多様な対策を今後とも国・県と連携して図ってまいりたいと思っております

○議長（岡本精二君） 7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） 課長、五木村はですね宝の山といわれてきたんですよね。五木は山があつてよかねと、下流から言われることも多かった。山の景気はそれだけよかった。全体で2万5,000ヘクタール、五木村にはあるわけでありますが、この山を先人たちはですね苦勞しながら一生懸命に植えよ増やせよで植林をしてまいりました。汗の結晶であります。その中でもですね恵まれた国有林が2,552ヘクタール、そしてですね県有林がですね2,496ヘクタール、村有林が912ヘクタール、民間の会社有2,186ヘクタール、そして民有林がですね7,000ヘクタール、こんなに恵まれた条件はないわけであります。そして、五木の山は豊富であります。木が太ります。その中でですね森林整備センターが植林したのが3,400ヘクタール、県有林公社が637ヘクタールですか、健康造林が321、五木村が912、森林組合が83ヘクタール、これは人工林がこの中で1万3,000ヘクタール、まさにこれは汗の結晶であり、先人たちの努力であります。この中でも天然林も7,755ヘクタールある、恵まれたものであります。これらを生かし、活用して、いかに林家に所得を与えるかというのが我々行政の任務ではなかろうかと思ひます。この恵まれた森林資源を、日本には石油、ガソリンが出るわけじゃない、資源というのは農作物、山の木材、資源、大事なものでございます。今は価格が安いわけでありますが、一旦、ものが不況になりますと、あるいは戦争で焼け野原になりますと木材というのは価値観が出てまいります。木の生長というのは100年を基準にやれと、孫子の代のために植林するんだという昔からのことわざがあります。今大事にしなければならないときであります。産業課長、この認識のもとにですね五木の林家の今日まで努力された皆さん方にどう報いをしてあげるかという、宝といいますか、御礼といいますか、してあげなきゃならない私どもの任務があります、責任があります。その点について、どうお考えですか。

○議長（岡本精二君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

五木村の宝である森林をですね、どう所有者の皆様に還元するかということでございますけども、先ほどもありましたように、現時点ではですねなかなか厳しい面があるのは現状でございますので、今、議員がおっしゃるように将来的な価値と、そういったものを守るという意味でありましてですね、村としまして、以前から育てていただいた村有林の収益、そういったものを基金としまして林業の振興、ま

た今後につながるように担い手対策を、完璧ではございませんけれども、つなげていくためにですね行っているところでございます。そういった森林環境の面をもちまして、先日も行いましたJ-クレジット、そういった環境を利用した森林の活用、こういったものものございますので、そういったものを財源に、今後も将来に向けてですね森林を守っていくという財源に使って林業振興につなげていきたいと思っております。

○議長（岡本精二君） 7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） 今、五木村ではですね2万5,000ヘクタールの中に1万3,000ヘクタールが植林されております。一番高いときで昭和三十七、八年頃、1ヘクタールが四、五百万、三十四、五年から40年のスギがありました。1ヘクタール、400万から500万。今はですね人件費がかさみます、燃料も上がります、機械化されましてもですね、機械化が高い。そこで、1ヘクタールの収穫は50万か60万。村が造林しております、どことは言いませんが、30ヘクタール、何十年と手入れをして何百万金をかけて、買い手がいないという現状は私ども知っております。

しかし、これは先人たちがやった、非常に貢献されたわけでありますから、どうしてお金になすかということを、ひとつ考えていただきたい。それには、昔から、山を買うなら道を買えということわざがあります。道がなければ材木は出ませんよという意味です。また、高齢化になって、山に行くのを、今は自動車でないといけないわけです、年寄りには行けないわけです。そういうことわざがあるし、そして林業というのは気を長くして孫子のためにやるんだというのが昔の鉄則であります。そういうことを念頭に置いてですね必ずや五木の山林の宝が芽が出るよというようなことで頑張ってほしいと思います。

それとですね最近山が不況ですから、苦勞する夏の暑いとき、冬の寒いとき、外に出て仕事することを若い者は嫌うわけであります。ですから、山に魅力のある仕事をどのようにすればいいかということを、ここで大きく考えてみる必要があると思いますが、その対策が何かあれば教えていただきたいと思います。

○議長（岡本精二君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

林業が魅力ある仕事となり得るようなという今後の対策ということになるかと思えます。現在ですね林業担い手、なかなか確保が厳しいのが現状でございます。こういったことに向けまして、国・県も力を入れていただいておりますし、本村でもその対応を行っているところでございます。

今後、こういった魅力ある仕事となり得るような対策はないかということですが、現在、熊本県、また全国的に林業大学校が増えております。熊本県でも林

業大学校が現在ございますけども、今後、その拡充に向けた検討を行っております。これにつきましては、林業従事者となり得る者はもちろんですけども、それ以外に林業の魅力、森林の魅力、こういったものを発信するという、そういった観点からも学校を拡充していきたいということになっております。

また、併せて、林業大学校を核とした地域の活性化ということで、熊本県では今後、林業大学校の拡充に向けて、その人材をどう五木村で活用するか、そういったことについても併せて検討しておりますので、こういったもので人を五木に来ていただいて森林を守っていただくというようなことができないかということで現在、進めているところでございます。

○議長（岡本精二君） 7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） どうもお答えが筋違いで、林業大学校のことですが、林業に魅力を持つ青少年からせんと山に愛着心というのは湧かないわけ、木の良さというものがわからない。そして経済林を優先して、どうすれば採算に合う林業ができるのかという、いろんな観点があります。

そこですすね今、どの業界も、どの業種も人手不足があります、人手不足。2万5,000ヘクタールの林業の育成を図るには、どのくらいの陣容が必要なのか。それは計算したことがございますか。どれだけあれば、五木の育林成長ができると。今のままでは森林に携わる造林を下ごしらえされる人たちの話を聞くと、二、三人しかいないということだそうですが、これで間に合うのかどうか。これで五木の山が本当につくられるのかどうか。村の行政はですね山の管理・育成を図り、指導していかなければならないと書いてありますね。できないならできないでいいです、できないならば、どういうふうな対策を講ずればいいのかという、そういう名案はございますか。

○議長（岡本精二君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

森林の管理をどう行うかということですが、1つは管理の面でいきますと、現在、森林経営管理法ですすね森林の管理者を明確化し、また、その管理はもちろん主は所有者でございます、それに市町村がどう協力していくかということになっておりますので、そういった面ではですね、もちろん人材不足という観点はございます。そこで、以前はですね森林計画で伐期が40年、スギが、ヒノキは45年でした。そういったものを長伐期にして伐期を集中化させない、そういったことでの管理。また、ゾーニングをしまして、なかなか木を切ったあと、植えにくいといったところにつきましては、間伐等を行っていくといったようなゾーニングも必要ではないかというようなことを村ではつくっております、今現在、森林管理法に基づきま

して、毎年、座談会を行っているところでございます。そういった面での森林の管理の方法が1点でございます。

あと、人材につきまして、今不足しているということで、これは間違いなく人材は不足しております。村内の事業体でも人材を確保しながらですね森林を整備をしていこうということを行っておりますし、もちろん不足している分がございまして、不足する部分につきましては、村外の協力事業体なども連携して森林整備を図っていただいております。こういった面も含めまして、村としましても様々な担い手対策等を行って協力していきたいと思っております。

○議長（岡本精二君） 7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） さっきですね山を買うなら道を買えというお話をいたしました、これは、今、高齢化になって山に行くのが大変ですよ、ですから、林道作業道を造れば山が荒れる。ですから、強固なですね災害に遭わない林道網の整備が必要ではないかということを思いますが、そういう林道網の計画はあるのかどうか。そうしなければ、山はなかなか育たない。諸塚村あたりは1ヘクタール当たり60メートル、これは20年前ですよ、そして山の経営をやっておられる。村を挙げて林道網の整備、災害の起きないような整備をやっている。こういうことを強固な、今後は林野あたりにですねお願いして、災害の起きない林道網の整備、そういう新しいシステムはあるわけですから、そういう考えはあるかどうか。

○議長（岡本精二君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

林道につきましては、現在開設しておりますのは、瀬目下谷線、1路線でございます。こちらにつきましては、県営林道の規格に乗って経営林道として、県に今、依頼をしているところでございます。五木村全体でも25路線、143キロの林道がございまして、そちらにつきましては、以前よりですね、やはり道路が必要ということで整備をしましてまいりました。こちらにつきましては、ただ、現在、令和2年の災害以降ですね、災害がかなり続いておりまして、令和2年、4年の災害で、特に林道の災害復旧が現在も遅れているところでございます。そういった面も含めましてですね、今後、どうしても所有者さんの意見もございまして、所有者の御意見とかも聞きながら、必要な面につきまして、村としましても応援して開設したいと思っておりますけれども、現在のところ、地域座談会とか行く中で、そういったお話等は、1カ所ございまして、それ以外では上がっておりませんので、また、森林整備される皆さん等の御意見とかも含めながらですね検討していきたいと思っております。

○議長（岡本精二君） 7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） まだ申し上げたいことがたくさんありますが、最後にですね、

この前、人吉市出身の林野庁長官、山田先生と人吉市のスーパーで、十数年ぶりに会いました。そこで、長官、今は人吉球磨も過疎、林業不況、どうにもなりません、どうにかならないですかと直接話をしたところですね、今、日本の林業はいいほうですよと、逆に私はなでられてですね、何ですかと言いたかったんですが、お隣の韓国や台湾の林業は全く駄目です、動きません、日本は切って出せば動きましますよ、いいほうですよ。しかし、林家の手取りはないですよ、それで林業に魅力を若い者が持てますか。林業に若者が魅力を持てるような対策を立てなければ駄目じゃないですか、人吉球磨は林業の地でありますから、ますます疲弊していきますよというお話をしました。直接そう言うことをいっていただいて、ありがとうございます、明日も私は東京が半分、熊本が半分です、明日また上京しますから、林野庁の後輩たちにそのことを言いますと。西村さん、林業は将来、今は厳しいですけれども、なくてはならない資源ですよ、頑張ってください。この言葉に打たれましたがですね、やはり若い人たちの林業大学校も含めてですね小学生から中学生、高校生、そういった林業の大切さというものを、空気の浄化とか、炭素の浄化とか、そういうものを含めてですね林業の大切さを頑張ってくださいと、逆に叱咤激励されたわけですが、五木村は94%が山でございますから、山の宝を大いに生かしていただきますように、あるいは継続して五木村の林業は熊本県一だと、日本一と言われるような振興対策を継続してやってほしいとお願いして私の一般質問を終わります。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下文二君） お答えいたします。

全般にわたって、今、7番議員さんのほうから、山の大切さ、また、従来、宝の山と言われて、現在はなかなか所得が上がらないということで、その苦悩、また現況について御質問、意見をいただいたところであります。

私も五木に生まれましてから、高校も林業、また帰ってきましたら林業に携わっておりまして、林業の厳しさと、またやりがいというのは十分、自分でも認識をしているというふうに思っております。今、先人の皆様方が植えていただいた、例えば昭和30年代からの戦後の拡大造林、それがやっと今、60年、65年、70年経ちまして、やっと林業で言えば1サイクル来て、今、伐採期に入ってきております。これは過去からも宝の山ですけども、私は未来に向かって五木村の大切な宝の山というふうに認識をしております。ちょうど、この1サイクル終わりました、これからが本当に五木としましたら安定的に恒久財源となり得て、これがいろんな高齢者の福祉、また子どもたちの教育の原資となるように、これからも山づくりに努めていきたいというふうに思っておりますので、今、産業振興課長、るる答弁いたします。

たけども、そういうものも踏まえて、これが本当にしっかりと宝の山となるように、これからも林業政策をやっていきたいというふうに思っております。

そういう中で、子どもたちに、やはり林業の教育という、若者が触れ合う場所が必要ということも議員から御指摘をいただきましたけども、それについても小学校では緑の少年団という団を結成いただいて緑に携わっていただいておりますし、今回、議員の皆さんの協力もいただきまして大通り周辺の国有林の上のほうをあの一帯をモデル林として今、整備を進めておりまして、ああいう中で村外、また村内の人がああいうところに行ってですねいろんな林業の機能の環境について、また経済林としての取組についても理解を深めていただくと、そういう場所になればというふうに思っております。

ちょうど60年、70年経ちましてから、拡大造林で、その中においてはどうしても経済的な価値が出てこないという山もたくさん、今出てきております。買い手が付かないというのも、その一例でありますけども、それにつきましては、今、管理組合等を結成しまして、これが経済林としてこれからも循環をさせていく山と、あと環境林としての水源林、また里山として生かしていく、いけば環境林として、大きく2つに分かれておりまして、区分けをですね、今、各村内をまわって座談会等やらせていただいて、その説明をやっておりまして、その中で経済林とならないところはそういう環境譲与税等も入れまして環境に適した山に今から育てていくと。経済林につきましては、そういう担い手の確保も含めてしっかりとまた循環ができるような、恒久財源としてしっかりと宝の山となるように進めていきたいというふうに思っているところであります。

少し長くなりますけども、今、私も、昨年の12月に全国の山村といわれる自治体がございますけども、連盟がございますして、山村振興推進連盟という連盟がございますけども、多くの山村という自治体がそこに参加をしておりますして、特に国土の50%以上をそういう山村が守っていると、国土の50%以上を山村が守っておりますけども、人口比でいきますと、日本全体の人口からは2%、およそ200万人の人が国土の50%を守っているということが、そのときの説明でございまして、これはいろいろな、川辺川流域また球磨川流域についても、緑の流域治水という、これは公の安心・安全、治水の一端として山づくりは入ってきておりますので、こういうものについても日本全体の国土を守ると同時にですね五木村の産業を守るということは国土を守るという行いでございますので、経済林とは別に、そういう1つの公の山づくりの中に国のたくさんですね林野も含めて、そういういろんな支援、また公の事業としてそういう山づくりをしていくということに大きく転換をしていくものが必要かというふうに思っております。たまたま山村振興連盟の会長は地元の

金子先生が会長としてやっておられますので、これからちょうど山村振興法も令和7年度から向こう10年間の、ちょうど改革の時期に来ておりますので、多くの国会議員の先生もその場において御発言されましたけども、林業の理念と、あと、そういう経済性だけの林業でいいのか、環境を守る林業も必要ということ是被われておりますので山村振興法の行く末と、山村を守っている2%、200万人の方が減らないように、過疎が進まないようにということで国においてもいろんな政策を打っていくということを言われておりますので、私ども自治体としましても、そういうものを受けながら、しっかり五木の宝の山となるように五木の林業振興には努めていきたいということで取り組んでまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（岡本精二君） これで、西村議員の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩します。35分からお願いします。

-----○-----

休憩 午前11時25分

再開 午前11時33分

-----○-----

○議長（岡本精二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） お疲れさまです。議長の許可を得ましたので、通告に従い、一般質問を行います。

今回は、私は、最後の議員の任期となりますので、村長に、五木村のグランドデザインについて伺いたいと思います。グランドデザインというのは、今、協議をされているグランドデザインじゃなくて、五木全体のことでございますのでよろしくお願いいたします。簡潔明瞭に質問いたしますので、答弁も簡潔明瞭に行っていただきたいと思います。

まず、木下村長、2期目に就任されて、昨年、流水型ダムを前提とした新たな五木村振興計画が、熊本県、国土交通省、そして五木村の三者で確認をされました。この振興計画は、先ほど村長も言われましたとおり、令和5年から第1期の集中期間としてされた振興計画であります。私は将来の10年、20年後の姿を村長はどう描かれて、この振興計画をされておられるのか、まず伺っておきたいと思います。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下文二君） お答えいたします。

今、早田議員、2番議員さんのほうから、村のグランドデザインを村長として5年、10年、20年先をどういうものを描いているかというお話かと思っております。

先ほどもありましたように、五木村に取りましては、今、少子高齢化、人口減少が続いておりますけども、これについては1つの統計的には社人研の従来出た統計からしましたら、人口減少の曲線は割と緩やかに今なっております。そういうものを基本として、やはり人が暮らすような村でないと自治体としての機能も発揮できませんし、いろんな政策、また産業等も伸びていかないということがありますので、人口減少を食い止めながら、そういうものをしっかり若い人が残れるような産業育成も含めて、そういうものをしっかり、今回のいろんなダム事業が残っておりますけども、右岸の道路、また平場の造成等でもですね含めながら基盤整備をしっかりとやって、まだ、私どもからしますと、従来の平成8年のあのときつくりました振興計画、ルネッサンス計画がありましたけども、それから、ダムを前提としないと言いますか、ふるさと五木村づくり計画、これは平成20年のときにできたやつですけども、今回は流水型も前提とした新たな五木村振興計画ということで、近年だけでも3つの大きな計画を基に、今、村振興をやっておりますので、これが五木村の最終的な形として、今まで届いていなかった基盤整備をしっかりとやりながらですね若い人が起業ができる、また、村外の企業が五木に来て業を起こしたりとか、そういうような基盤整備をしっかりとやりながら、また地元とすれば、先ほどもありました林業育成をしっかりとやりながらですね、これを五木の宝として益を得ながら、それを福祉に充てたり、また教育の原資となるようにですね、そうしますと、未来永劫、五木村としましてはしっかり1つの自治体とすればひかり輝く1つの自治体になろうかというふうに思っておりますので、そういう基盤整備も含めて、若者が働くような職場づくり、企業誘致、そういうものをしっかりとやっていきたいというふうに思っております。

○議長（岡本精二君） 2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） 村長が申されたとおり、これまでの五木村の歴史を考えた場合ですね振興計画が二転三転しております。今度は木下村長は流水型ダムを前提としたという姿になっておりますが、私も人口減少に対してですね、今ゼロ、（略可能）ゼロミッション、そういったもののいろんな（不明）が出てきております。例えばトヨタとかスマートシティ構想とかコンパクトシティ構想とか、そういったのがあるんですが、そういったものをやはり、人が住むのにどんな姿で住むのがいいのか、本当に自然と一緒に住む村を目指しているのか、そのへんの、やはり人が住むところと町というか、機能は達さなければなりません、そのへんがどういうふうな形を目指しておられるのか伺っておきたいと思います。こんなに点在している町がありますので、そのへんのところはどうか考えているのか伺っておきたいと思います。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下丈二君） お答えいたします。

五木村は、御案内のとおり、かなり広いところに各集落が点在をしております、この中でも人口減少、集落の維持機能が非常に難しくなってきたという現状があることは私も認識をしております。

そういう中で、これから将来の五木村の姿として、各集落をどういうふう維持を続けるのか、また中心部に寄せていろんな、例えばコンパクトシティのですねいろんな集約型の、そして振興計画にも書いておりますけども、2つの地区をですねやはりいろんな畑作業とか、いろんなことについて、農作業とかはやっぱり地元に帰ってやりたいとか、そういう事例も、今、社会福祉協議会の2階を利用された方もおられましたけども、冬場は頭地に来て、春、夏になったら向こうにちょっと行きますというようなこともあってですね、やはり、今、議員がおっしゃっていただきましたように、これから先についてはいろんな情報ネット社会の中でですね頭地周辺の今度平場ができたらずねそういうのも視野に入れて、集落機能を維持するところは維持していきますけども、いろんな高齢者の福祉とかそういうものについて、やはり頭地周辺にですね平場ができましたら、そういうところで暮らしていただいて、また、元の集落、地元の元にあった集落の家等についてはですね、そこには管理とかたまに行っていただくとか、そういういろんなより分けをですね2つの地域をまずしっかり整えていきながらですね、そういうものに高齢者の方が住んでいくと、そういうものを私としたらずね村の姿としましたら、そういうのが将来的にはいい方向に行くかなというふうに考えているところであります。

○議長（岡本精二君） 2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） 将来的にはコンパクトシティみたいなを目指したいということなんですが、今お手元にタブレットがあると思うんですが、五木村の人口のピラミッドを検索していただきたいと思いますが、検索するとつぼ型ですね、本当にこうなって下が下がっている。熊本県のを探すと、つぼが下が少し緩やかになっております。私はこういう姿を本当は目指すべきではないかと思っているんですが、村長、この姿を見てですね、どう若者というか子どもたちの世代を増やしたらいいのかということを考えておられるのか伺っておきたいと思います。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下丈二君） お答えいたします。

人口ピラミッドの形についてはですね、基本的には正三角形で、下が底辺が若い人が多くて、その人たちが高齢者を支えていくのが理想型だと思っておりますけども、なかなかそうはいきませんで、現状等については高齢化率がうちは50%ですけ

ども、と言いますのも65歳以上の方半分、上におられて、その下のほうが半分の方が支えていくと。それが若干ですね、あと10年もしますと、非常に下が小さく、上が大きくなっていくということで、非常にこれについては人口ピラミッドからいいますと、やはり若い人たちを増やして、いろんな子どもさん方も五木に残っていただくような政策をやりながら、また移住者等の若い人も来ていただいて、底辺をですね、しっかり若年層についてはしっかり、これから増えていくような政策を打っていくべきというふうに思っているところでございます。

○議長（岡本精二君） 2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） 五木村振興計画ですね、5月ですか、座談会が開かれて、5カ所ですか、開かれたんですけど、その中でやっぱりいろんな意見が出てくると思うんですが、その意見をどう反映されるかというのも、やはりこの計画の中で必要だと思うんですよ。そこのところの取りまとめは、またまとめて後で報告とかされるのかどうか伺っておきたいと思います。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下丈二君） お答えいたします。

行政座談会につきましては、5カ所で行っておりまして、それについては大変、皆さん、雨が降った夜もありましたけども、皆さん、仕事でお疲れのところ集まっていたかまして、今、議員御指摘のように、いろんな御意見をいただいたところであります。これは毎年やっております、この意見については集約をしまして、それぞれ区長会等を通じて、こういう意見がありましたということは伝えていきたいと思っておりますし、各地区からあったいろんな課題等については、担当課も含めて、これは国・県も同席いただいておりますので、それについては早い対応は次の日に対応したという事例もありましたけども、しっかりそういうものについては対応し、また、その報告は各御意見のあった地区、また個人の方もおられましたけども、お伝えをしていきたいというふうに思っております。

○議長（岡本精二君） 2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） その座談会については取りまとめをして答えるものに関しては回答していくということなんですが、もう1つ、声なき声というのも私はあると思うんですが、そのへんはどうやって拾っていくのかというのが課題であるのかなと思うんですけど、来れなかった人がどういう心配をしているのか、そういったのを拾う必要もあると思うので、新しく、今、IP電話の活用があるんですが、なかなか高齢者の方がIP電話の活用が難しいという課題があります。そこで、やはり一回出向いていってIP電話の使い方を教えて、その中でやりとりをしながら、どういったら使えるのか、そしたら今度はテレビ電話機能みたいなのが付いていますの

で、それを活用しながらですねどういった意見を、困りごととかそういうのができるのか、行政に反映できるのかというのをしたらどうかと思うんですが、そのへんの対応はどうなんでしょうか。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下丈二君） お答えいたします。

ああいう座談会、それも夜でございまして、なかなか交通機関とかですね夜はないものですから、なかなか来れない人もいるというのは事実でありまして、そういう声をどうやって拾っていくのかという話の中で、今回、タブレットをですね各世帯に配付をしましたけども、その基本的な取り扱いについては説明会をしておりますけども、有効活用についてですね、もう少し広げてやろうかという御提案かというふうに思っております。もともとタブレットにした趣旨からしたら、その趣旨もありまして、やはりスピーカーですと、一方通行の御案内にしかありませんので、これをタブレット化にしたらカメラも付いておりますので、それを双方向のいろいろな普段の思いとか、いろいろな状況等についてを双方向でですね話をしながらできるというのがタブレットの一番のメリットでありますので、そういうものを、今、議員御指摘のところをしっかりと村としても取り入れながらですね、いろんなアップルの機能もこれからも入れていきますけども、そういうものをやっていきたいというふうに思っております。

○議長（岡本精二君） 2 番、早田議員。

○2 番（早田吉臣君） そういったアプリの開発も必要なんですが、その中で、やはり私は時間というか、早くしてほしいんですよね。今から特に梅雨の時期になると防災関係がありますので、そういったのがあるので、できれば早くですねまわってほしいと思うんですが、できたら私は9月いっぱいまでには、先ほど年寄りの話がありましたけど、その方たちだけでもまわってほしいと思います。そのへんの実効性はどうなんでしょうか。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下丈二君） お答えいたします。

今、防災関係で梅雨場を迎えて、そういう災害が発生する前兆、これからいろいろな大雨がありますけども、事前にそういうものを高齢者を対象にやったらどうかというお話、そのとおりかと思っております。特に災害が発生する予報とかですね、それがあった場合に、まず、今行っておりますのは、うちの社協を中心に、独り暮らしの方、事前避難をする方とは連絡を入れさせていただいて対応しておりまして、それ以外の各集落におられる独り暮らしの皆さん等についてですね、そういうタブレットの使い方、それを利用しながらですね情報の発信とか、そういうのも必要か

と思っておりますので、それについては、また担当課も含めて協議をしていきたいというふうに思っております。

○議長（岡本精二君） 2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） 人口減少問題ですね、振興計画にやっぱり具体的に書く必要があるんですが、ある程度、具体的にあるんですが、仕事の対策ですね、仕事もやはり仕事場はあると私は思っているんですが、なかなかそこに就業していただく人がいない。ここがちょっと課題ではないかなと思っているんですが。隣の店とか、道の駅もそうなんです、人材不足でかなり疲弊しております。本当に稼げるのに稼げないという、全国的にもそういった人材不足の倒産というのは件数が増えていますので、そのへんの対策として何か手があるのかどうか伺っておきたいと思えます。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下丈二君） お答えいたします。

五木村の中でいろんな事業所、今頑張ってやっていただいておりますけども、そういう中でも人が足りない、募集をしても人が来ないという現状があらうかと思っております。これは、商工業も含めて1次産業あたりもそうですけども、そういうものをどうしていくかということはあるんですが、その中で副業協同組合がですね設置をいただいて、その中で多分3名の方がお勤めいただいているというふうに思っております。

それともう1点は、五木で仕事をやりたい、五木に住みたいという中でも、なかなか、先ほどありました空き家バンク等は今、整理をしておりますけども、住宅が足りないという移住者の方から要望があったということで、今回は年度当初に議員の皆さんにも決定をいただきまして、住宅の整備を今進めております。4棟8戸の住宅を整備したり、そしてまた竹の川地区の皆さんの移転をされた後については、その住宅は村有住宅として活用させていただければということで、問い合わせ等はかなり来ておりますけども、その中でやはり住宅の問題等がありまして、それについては早く解決をしていきたいというふうに思っております。

そして、もう1点は、商工振興補助金と、いろいろ村でも制度をつくりながら商工振興の皆さんの一助になるようにですね政策はつくっておりますけども、そういうものも一回見直すとかですね、いろんな商工関係の皆さんとの一緒に協議の場が必要かと思っております。これは林業関係もそうですけども、今、いろんな形で五木村の振興基金をそこに充てておりますけども、一回、来年、再来年を視野に入れてですね見直しとかですねいろんな伸ばすところは伸ばして、これはどうかなというやつは切っていくということが必要かと思っておりますので、そういうものも商

工事業者の皆さんといろいろ話し合いをさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（岡本精二君） 2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） 今、住まいの話も少し出たんですが、村営住宅についてですね少し話したいんですが。村営住宅があつて、一度退去されて、しばらくの間、空きがあるんですが、そのときに私は、今はただ清掃だけになっていますが、それはやっぱり、今の生活にあつたリノベーション、改修が必要ではないかなと思うんです。やはり、そこに住んでいてちょっと住みにくいところがあります。例えば畳のところをフロアにしてからバリアフリーにするとか、もしくは椅子の生活、またベッドの生活にできるような村営住宅にしたら、やはり村営住宅に住みたいという人も出てくると思うんですが、そのへんのところの対策はどう考えているのか伺っておきたいと思います。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下文二君） お答えいたします。

今、御指摘のとおり、今は村営住宅、退去された後には清掃をやりながらですね壁紙とかいろんな対策をしておりますけれども、基本的に、昔造った住宅、かなり古いやつもありますけれども、そういうものについてはリノベーションをしたらどうかという話で、これについては座談会の折にも、南地区の座談会でそういう話が出まして、今はなかなかそういう押し入れとかもですね使わないと、そういう機会に、今、議員御指摘のように、中の改装を若干やって、それをその中でまた村営住宅として新たにですね、またやったらどうかという話もいただきましたので、それについては担当課も含めて協議をしながらですね、今、村営住宅全般についてはボイラーの改修とか外回りの塗装とかやらせていただいておりますけれども、中の部屋のそういうリノベーションについてはまだ考えておりませんでしたので、南地区の座談会も含めて、今回の議員の御指摘も含めて、いろいろ検討していきたいというふうに思っております。

○議長（岡本精二君） 2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） リノベーションはぜひやってもらいたいと思います。

それから、住むのに家賃の問題も私は公営住宅の場合はあると思うんですが、どうしても住宅は長く住むと家賃が上がったりする。これをやっぱりどうにか解決しなければならないと思うんですが、村民には生活があるので、3年ぐらい住んだら上がってしまうと、子どもが産まれたりすると逆にお金が必要になると。そういったときにどういった対策があるのか。できれば、私はそのままで住んで、できれば長く住むなら、その住宅がその人の持ち物になるようなことも考えながらしたほう

が、定住というかずっと住めるようになるのではないかなということも考えています。一度、村長はそういった話もされたんですが、そのへんの計画はどうなっているのか伺っておきたいと思います。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下丈二君） お答えいたします。

今ありましたように、ある一定の所得がありますと、公営住宅の補助を使った住宅等については、その所得に応じて家賃を取りなさいという法がございまして、それに則ってやらせていただいております。

それと、もう1点、村が単独で造ったものについては、かなり家賃等でもですねかなり低く抑えて、その中で対応しておりますけども、今は例えば家賃が5万円以上になりますと、その分の差額については村のほうで定住支援ということでやろうということで、その案件も実際動いているところであります。

住宅問題として、先ほど議員がおっしゃったように、将来的にはその人に、その人のものとして、いけば定住住宅的な捉え方ですね、そういうものについての考えはないのかと、これは事前にも一回質問もあったところでありますけども、それについてもなかなか、平場等の整備をして、それを入居者の方にですねそれを受け渡すというところまではまだ行っておりませんけれども、今回の平場の造成とかいろいろなものが始まりますと、定住住宅としての捉え方もひとつ必要になってくるというふうに思っておりますので、そういうものも検討させていただければというふうに思っております。

○議長（岡本精二君） 2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） できたら定住で、本当に移住だけでなく、できるだけ定住に結びつくような支援をしていただきたいと思います。

それから、最後になりますけど、林業大学校のですね生徒の募集と卒業後の五木村の就業について伺っておきたいと思うんですが、今まで林業大学校を卒業されて就業された方、事業所は結構あるんですよ、募集もしております。なかなか就職につながっていないというところがあるんですが、そのところはもうどう考えているのか伺っておきたいと思います。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下丈二君） お答えいたします。

林業大学校については、今年は5名の方が入校いただいたということで、特にこれまでの経緯からいいますと、去年ぐらいからですけども、高校を卒業してすぐに林業大学校に来たという学生が増えてきてまして、今年も2名、南稜高校から女性の方と男性が2名、今、入校されて県南のほうで、五木のほうでがんばっていただい

ているというところであります。そういうものも含めて、これから先の林業大学校を出た生徒さんについて、どういう仕事があって、村の中でどういう活躍をしてもらうかということは課題だと思っておりますけども、これは産業振興課長のほうも委員として行っておりますけども、林業大学校の拡充について、これは3つのパターンが、今、案としてきておりますけども、従来の長期の1年型と、ショートの短期のやつと、あと2年生コースをつくればということが、大まか3本柱で今動いているというふうに聞いております。特にショートのほうにつきましては、五木で卒業後に働く人ということで、いろんな林業の資格はもちろんでありますけども、いろんなアウトドアの資格とかですねいろんなガイドの資格とか、そういうのも取っていただいて、すぐ五木村をフィールドとしていろんな仕事をですねできるような形がショートというふうに聞いております。

また、長期の2年については、いろんな林業経営から林業の理念からですね、そういうものと技術も一緒に2年間勉強をしていただくというふうに聞いておりました、林業大学の拡充によって五木のほうに定住していただくという学生もかなり増えてくるというふうに期待はしておりますので、村としてもそういうものの整備についてはいろんな宿泊する場所とかそういうものについてももしっかり対応していきたいというふうに考えたところでありまして、林業大学校の、せっかくですね県南の座学として位置づけられておりますので、ここを拠点に、先ほどもありましたように、五木は山の宝が非常に多くございますので、その労働力として、またいろんな山を守る人としてですね五木に定住いただくように、村としても努めていきたいというふうに思っております。

○議長（岡本精二君） 2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） 林業大学の活用なんですが、先月、陳情に行った折に4番議員さんのほうから林業大学校の学生の山をつくったらどうかという陳情がありました。本当に私もそう思います。やはり、植えてから大きくなるその姿を見ると、学生もやはり考えが変わるんじゃないかなと思いますので、そういったのやはり要請というか、県にやはり、いろいろ林業に関しては県がやる部分がいっぱいありますので、そういうテーマも一回設けて、大通りのほうにモデル林はつくりましたが、林業大学校の山というのをつくって、やはりそれぞれの5年後の山、10年後の山、それから30年後の山、そういった山をまわってすると、やはり勉強にもやはり変わってくるし、就業にも就職にもつながるんじゃないかと思いますが、そのへんの考えはないか伺っておきます。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下丈二君） お答えいたします。

林業大学校の森とかですね、この前提案があつて私も聞いております。そういうものについてはぜひですね、県のほうにもお願いをいて、県有林がですね下梶原団地、県内の4分の1は五木にあるということになっておりますので、ああいう県有林等を活用させていただいてですね林業大学の森というのを整備していきたいと思っておりますし、この前、J-クレジットで文京区さんとの協定の締結式を行いましたけども、ゼロカーボンのJ-クレジットですけども、そういうものについてもですね文京区さんとこれからいろんなおつきあいがですね、人的交流も含めて、そういう環境学習も含めて広がっていくと思いますので、そういうものについてもそういう形の中でですねいろんな方が五木に来られて、そういう自然体験をやっていただいて、その中でいろんなものを学んでいただく、また、交流をしていただくというのがいろんな森づくりのほうで生きてきますので、しっかりそういうものについては県にも訴えをして取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（岡本精二君） 2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） ぜひ、村長から力強いお言葉を伺いましたのでよろしくお願ひしたいと思います。

それから、商工関係ですね、やはりこれも私も見直しが必要ではないかなと思っております。ただ、補助金だけやったらいいのかでなくて、やはり、それが持続してやる必要があるだと思いますので、この辺の話し合いをやはり商工会なり、事業所の方なり、商工会に入っていない方もいらっしゃいますので、そういった方とも告別でいいですから、そういったのをやっていただきたいと思うんですが、村長どうでしょうか。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下文二君） お答えいたします。

商工業関係の皆様についてはですね、先ほど言いましたようにいろいろ今、補助体系をつくりながら支援はしている中ではありますけども、これは当然、林業関係の皆様もそうです、農業関係もそうですけども、そういうものについてですねやはり効果が出ないような補助体系とかいろんな支援の在り方等については見直すべきところは見直していくと、それは当然かと思っておりますので。そして伸びていっているところにはしっかり応援をして、まだまだ伸びていってもらふということが必要かと思っておりますので、そういうものについてのひとつの見直し時期を定めてですねしっかり各関係業態の方とですね、商工業、林業、農業の方と話をさせていただいて、しっかりしたものを1年をめどぐらいにですねつくっていければというふうに思っておりますので、そういう会議はもっていきたいというふうに思っております。

○議長（岡本精二君） 2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） 私たちの課題は、いかに五木村で将来にわたり住まい続けていく、これが最大の課題だと思っております。新たな振興計画が住民の身近なものになり、人口減少に歯止めをかけて、子どもたちの明るい笑顔が響く村づくりになるか、これが私たちも努力しなければならないと思っております。

再度、村長の新たな五木の振興計画の姿をお伺いして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下文二君） お答えいたします。

先ほど申しましたように、五木を振り返りますと、この60年以来ですね、非常に揺れ動いた時期がずっと重なってきて、これは村民の方も大変疲労感もあるし、絶望感もあった時代がずっと長く続いたというふうに思っております。

しかしながらですね、これから先の若い人たちとか、五木村をどうやって残そうかというときにはですね夢と希望を持ってですね、今取り組んでおります新たな五木村振興計画、こういうのをしっかりですね前に進めながら、若い人たちがそれに参加をいただいて新たな五木村づくりに励んでいただくと、それに取り組んでいたということとは重要かと思っておりますので、そういういろんな会、いろんな産業界の皆さん、またいろんな教育、子育ての皆さんともですねしっかり参加をいただいて、これからの村づくりに励んでいきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○議長（岡本精二君） これで、早田議員の一般質問を終わります。

12時になりましたので、ここで暫時休憩をします。午後1時10分から行います。

—————○—————

休憩 午後0時01分

再開 午後1時09分

—————○—————

○議長（岡本精二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） それでは、議長の許可が出ましたので、私が通告しております質問をしたいと思います。よろしくお願いします。

私は、1番目でございますが、小型の鳥獣対策についてということで、これは毎年、シカとかイノシシとか獣害対策は毎年、捕獲数とかいろいろ報告をお聞きをしておりますが、今回は、先ほど7番議員の質問で、産業課長がアナグマと答弁もされておりますが、私はアナグマとかいろいろな小動物、小型害獣について、まず、

農作物や家屋などに被害を伺っていないか、ちょっとそのあたりをお伺いします。

○議長（岡本精二君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

小動物、アナグマ等の被害の状況ということで、こちらにつきましては村民の方から直接お伺いしている面もありまして、また、五木村の鳥獣被害防止対策協議会の中でも御意見が出ております。農作物、また畑の石垣、こういったものの被害があるということで、令和2年度から五木村の鳥獣被害防止計画の中に入れて対象獣ということで対応しております。

○議長（岡本精二君） 3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） 今、答弁をなされましたが、前からアナグマ等に関しても、五木村の鳥獣被害の対策に入っているということで伺いましたが、私、ハクビシンというのが村内に、ハクビシン以外にも村内にはイタチとかテンとかタヌキとかいろいろいますが、ハクビシンの目撃とか確認というのは村内ではまだ発見とかされていないのかどうか、そのあたりわかればお願いします。

○議長（岡本精二君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

ハクビシンにつきましては、アナグマ、またタヌキ等によく類似するということで、目撃したという噂はございますけども、アナグマにつきましては、先ほど令和2年度から駆除を始めております。これにつきまして、直近で言いますと、村としましては令和5年度に110頭の捕獲、6年度は220頭、約倍です。球磨郡管轄でも令和5年度が500頭、令和6年度で1,000頭ということで、やはり球磨管内でも倍の捕獲がされております。

ただ、こういった捕獲、写真を出していただきますけども、そういった中での正式なですねハクビシンという確認は行われておりませんで、振興局管内におかれましても、各市町村におかれましても、まだ正式な捕獲実績、目撃はないということで、また、併せまして、県内でも確認させていただきましたけども、正式なものはないということで伺っているところです。

○議長（岡本精二君） 3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） 現在は、村内また郡内でもハクビシンを目撃、確認というのは取れていないということで、私も村民の方々からちょっと聞いたものですから、ハクビシンを見たとか。私とすれば、そうですかぐらいしか答えられないんですけども、なかなか県北には早い時期から、多分、ハクビシンは目撃また捕獲もされている状況だと思います。シカとかイノシシとかそういう鳥獣害の被害というのは、農作物生産意欲に直結して、また、今回、私が言います獣害も、さらなる、またそ

ういう農作業の意欲を減退させることでございます。

この対策といえば、やはり銃による捕獲とか、ワナなどによる駆除などが考えられますが、五木村では、先ほど詳しい数を言われましたが、五木村でワナとか、もし箱ワナとかという簡易なワナでも、あれはワナ免許が多分要るのではないかと考えておりますが、そのへんは、多分そうだと思いますが、ちょっとそのあたりをお答えいただければ。

○議長（岡本精二君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

アナグマ等につきましては狩猟獣ですので、駆除の対象となりますので、免許所有者でしかできないということになります。

○議長（岡本精二君） 3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） やはり、やっぱりそうですよね、ワナ免許、狩猟というか、今回は銃でなくてワナに限定してお聞きしましたが、結局、そういうことになれば、いろいろなあちこちのお年寄りがいろいろ農作物をつくるときに、こういう被害に遭って、また、ましてや、そういうワナの免許とか持っていない人が多分相当だと思います。村には、また、箱ワナを所有していますよね、あれはワナ免許がある人にしか貸されないのか。ただ、貸すというか、設置するだけで、結局、なにがしかの動物がかかったときに免許従事者が処分とか、どういうことになるのかなと思って、そのあたりが、結局、安易に役場にワナを借りにいて、うちはあそこに置いてもらたばいと、それに入たばいと、私は何もせんやたばってん、狩猟免許、ワナ免許を持っている人に処分してもらたという例もなきにしもあらずだと思いますが、そのあたりはどういう見解でしょうか。

○議長（岡本精二君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

まず、駆除の面でいきましたら、農地、そういった面につきましては駆除の許可を得られた方にですね一応、年に一度はですね隊長さんの情報を区長会を通じて周知して、被害があった場合には御連絡を直接お願いしますと、村にもですけれども、お願いしますということにしております。

併せまして、特にこの一、二年、アナグマの被害が特に多いんですけど、これにつきましては、住宅周りあっておりますので、現在活動いただいております協力隊の方が設置をして、捕獲をしていただいていると。これによっての実績もかなり上がっておりますので、そういった情報をいただいて行うということにしております。

ただ、先ほど言った、役場が貸し出しての人家の猫とかですねそういったものを捕獲するものでありまして、駆除とはまた別の用途になりますので、そこはまた若

干意味が違うかなと思います。

○議長（岡本精二君） 3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） 私が聞いたのは、極端に言えば犬・猫用の捕獲するだけのワナということです。私も、そのへんも多分、私も理解はしておったんですけども、村民の人が、私が先ほど質問したようなことを私に聞かれたものですから、どういう制限があるのかなと思ってちょっとお伺いをしました。要するに、そういう被害に遭われた人たちが、少数かもしれん、多数かもしれませんが、村民のニーズに応えるというのは、目的としてはやはり早く捕まえたり、捉えたりということが絶対必要だと思います。

今回は小さい簡易的なワナ、私もホームセンターでちょっと見かけたことがありますが、かなりやっぱ横が1メートルちょっとぐらいとか、50、60ぐらいで1万円ぐらいだと記憶しておるんですけども、狩猟の人たちにワナの補償金とか、そういう身近なところすぐ仕掛けていただいて、そういうことを早くやれるという体制を少しでもアップできないかなと考えたものですから、イノシシとかシカはくくりワナとかいろいろありますが、そういう補助金は今から考えられないか、ちょっとお伺いします。

○議長（岡本精二君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

現在、箱ワナとかですねそういったものについては補助の実績はございません。ただ、くくりワナにつきましては、国有林からですね100基お借りして、駆除隊の皆さんにお配りして利用していただいた経緯がございます。ただ、現在、箱ワナ等につきましては、そういった駆除隊の皆さんにお配りするようなことは現在はおしておりません。ただ、今後、そういったものがですね多くなって、小動物、アナグマ等の被害を防止するためということで必要ということであれば、また、鳥獣被害防止対策協議会の中でも協議しながらですね検討していきたいと思います。

○議長（岡本精二君） 3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） やはり、村内も狩猟される方もかなり減っている。また、ワナも若干、横ばいか減っているかちょっとわかりませんが、そういう人たちがだんだん少なくなる。また、少ない人が自分の負担もかかるようなことでは捕獲意欲もなくなるし、なるべくならそういうことも若干ですね、10分の1とかその程度で補助を出していただいて、そういう小動物の被害防止ということを考えてほしいなとは思っておりますので、よろしくお願いします。

次にいきますが、皆さんも御存じかと思いますが、村内でヤマビルがかなり、爆発的と申しますか、拡大しております。山や畑やら仕事をする人たちが有痛されて

いる村民が多いというのも現実でございます。村内のヤマビルの生息の地域とかそういうことを村で調査をしたことがあるのか、ちょっとお伺いします。

○議長（岡本精二君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

ヤマビルにつきましての村内での生息調査自体は行っておりませんけども、村内各地区からの情報、こういったものについては村のほうにも来ておりますし、座談会等でも御意見をいただいている点もございますので、大体、現在はですね大きく5地域、座談会をした5地域とかで考えますと、全村域で確認されている状態ではあると思われます。

○議長（岡本精二君） 3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） ほぼ全域に分布をしているということだと思います。ヤマビルというのは大型ほ乳類に付着をして拡散するということだと書かれておりましたが、また、別名が山の吸血鬼ということもいわれております。やっぱりこればかりはヤマビルを体験した人しかわからないと思いますが、かなり気持ちが悪くて、表現がどうかわかりませんが、かなり憂鬱になるような、今の時期からちょっと前ですけども、かなり今、出ております。ヤマビルの対策と申しますか、そういうことに当たっての駆除とかそういうことを行政の力で対応するということは考えられないのか、ちょっとお伺いします。

○議長（岡本精二君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

行政が全体的にといった場合に、これは蜂であつたり蛇であつたりそんなものと一緒ですね、全体的な村全域を含めた駆除というのは規模的にかなり厳しいものがあるかと思います。ですので、あと対応としたら、そういった場所に行く方々への周知、対応であつたり、刺される前の対応、刺された後の対応等を周知を行うか、また、集落的ものでありましたらですね、集落での除草作業、薬の散布とか、そういった、今、村でも消毒薬の散布の配付とかも行っておりますけども、そういったものを含めまして、集落単位での対応等を今後検討ができる範囲であれば、そういったものかなと。あとは、村の施設内をどうするかということにつきましては、検討の課題が残るものと思います。

○議長（岡本精二君） 3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） なかなかそれは、本当に行政が、蜂とかなら、どこそこの軒下にかけてからということで、多分すぐ一網打尽ということでしょうが、ヤマビルの場合は山のどこそこに多分おるもので、これはなかなか難しいかなと思ってます。議会、大分前ですが、予算書の中で南阿蘇村が公的なお金を使ってヤマビルのいろ

いろなことを調べたり、駆除を目指していろいろするというような、多分、出だしだったと思いますが、そういうことも記憶に残っております。

なかなか行政としてはやりにくいかもしれませんが、やはり、先に言われた薬の散布とか、ヤマビルバスターズとかそういう薬とか、また、インターネットでちょっと見たんですが、A Iの五木村甲というところで、具体的に草刈りや落ち葉の処理、日当たりと風当たりをよくするという環境整備が一番だろうということですが、なかなかそういうところまで心配りができないのが現実だと思います。やっぱりおるところ、特に白滝公園とかああいうところも、結局、よその人たちが来てそういう被害に遭われたら、かえって変なイメージを持たれて帰路につかれて、そういうのが拡散するということも考えられますので、まずは公園とかそういうところを徹底的に環境をよくするというか、そういうことを考えられないのか。また、今からそれをするのができないのか、ちょっとお伺いします。

○議長（岡本精二君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

先ほど言われたように、阿蘇地域のほうではそういった調査、大学等と一緒にですね調査を行ったという経緯があるということはお伺いしております。ただ、なかなか最終的な対応というのはですねやはり厳しいということがあります。ただ、今言われたように、先ほども私説明しましたが、村の管轄内での対応については今後とも検討が必要かなと思いますけれども、昨年、一回このお話があったときにですね、大滝がかなり多いということで、なぜ多いかというと、どうしても湿地帯、下に落ち葉であったり、上に枝がすぐ、人の歩く上にあたりした場合には、どうしても枝から、また湿地帯から被害があるということがありまして、大滝に生息情報がかなりありましたので、昨年、枝をある程度払って、下草を払ってですね薬剤を散布ということを、昨年行っております。

昨年、1回行いましたが、それだけでなかなか成果がですねわかりませんので、今年度までは調査しようということで、今年度3回、また薬剤散布を計画しております。これで、ただ、何度も言いますけど、範囲的なものであったり、大滝の湿地はですね、これはもうどうしようもないということもございますので、様子を見ながら検討したいと思いますけど。

ただ、白滝につきましてはある程度日当たりもよくてですね、大滝のような被害状況も今のところ聞いておりません。ただ、今後ですね、こういった情報があれば、白滝辺りであれば散布による影響は軽減することが可能かとも思いますので、村のそういった管轄であれば、そういったものを検討していきたいというふうに思っております。

○議長（岡本精二君） 3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） ヤマビル自体が人体に悪影響を及ぼすようなことが多分考えられないし、蜂みたいにアナフィラキシーとかそういうことでもないと思います。ただ、実際見た感覚、また血を吸われたところを見たら、かなり精神的なダメージがあるものですから、これは本当、ことあるごとにですね、徐々にというか細々と、今、課長が言われたように、いろいろな農薬の散布もしかり、落ち葉とか日当たりとか風当たりとか、そういうのを定期的にもそういうことを行われるように、また、よそから来た人にも注意喚起の、もしできればですねそういうところも検討していただきたいなと思っております。よろしくお願いします。

それでは、最後ですが、私は枳形山の登山道についてということで、まず、五木村のですね頭地地区に枳形山の登山道入り口という標識がございます。青井阿蘇神社のところの端のところですが、あれは以前、枳形山の登山道整備ということでやっておりますが、何回か、それ以降に定期的な登山道の整備とかいうようなことをされているのか。また、そういう山の関連事業をそういうことをずっと継続されているのかちょっとお伺いします。

○議長（岡本精二君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

まずは、先ほどの件にですね、ヤマビルに噛まれた後、大変気持ち悪いということとであります。他の地域でもですねヤマビルの対応はなかなか厳しいものがありますけども、対策マニュアルとか、先ほど広域的なお話ばかりさせていただきました。最終的には防除、自分での駆除、こういったものが必要になりますので、刺されたときの対応であったり、その後の、そのまま離しますと、生きて残るものですから、それをまた駆除するという最終的な対応などにつきましては、区長会を通してとか、そういったものを検討していきたいと思います。

枳形山の登山道につきましてですけれども、枳形山の整備につきましては、水特法の中でもうたわれておりますけども、村が大々的に行っている整備というのは、実際には行っておりません。ただ、直近で言いますと、平成26年頃に観光協会です、先ほど言われましたように、ルートのマーキングでありましたり、入り口、また途中でわかりにくいところの看板、こういったものを設置しております。ただ、あくまでも民地でございますので、観光協会が小規模的に、迷子にならなかつたりとかそういったものを目的に行っております。

現在はですねこういった、登られる方もおられますので、こういったものの環境を維持するということでシルバー人材センターのほうに巡視等を併せてですね、入り口等の草払いとか、また案内看板とマーキングの確認などはさせていただいてお

りますけども、整備といった、歩道整備とかいったもの自体はしておりません。

○議長（岡本精二君） 3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） 私も誤解かどうかわかりませんが、その当時、観光協会が主体的に、どれぐらいの度合いが整備かちょっとわかりませんが、マーキングとかいろいろやったということで、やはり、あれだけしてあれば村とすれば、登山者は、大げさですけども、登山者の把握とか、シーズンに何人ぐらい登るのかなとか、そういうのはなかなか把握までできないと思います。やはり登られる方がおられるということは、やっぱりイメージとすれば、よい山、登りやすい山うんぬんというのは、それはジゲン差があると思います、個人的に。でも、石が落ちたり、倒木があったりということまで、もしあった場合には、結局、悪いイメージを拡散するというおそれもありますので、せっかく、あそこまで看板をかけて、登山道入り口というのがありますもんですから、また、ましてや、五木村の山です、観光の1つと考えれば、少し、整備といわずにも、シルバーさんをお願いをして最低限度のルート of 安全の確保の状況整備をお願いしたらどうかなと思います、御意見をお伺いします。

○議長（岡本精二君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

先ほど説明いたしましたけど、以前はですね観光協会のほうで、仰鳥帽子山であったり高塚山のトレッキングというツアーも含めてですね行っておりました。そういった中で、来られたお客様が近くで登るところがないかという御意見等もあったということで枳形山を、先ほど言うように小規模な案内板とかそういったのをしていたというのが現在まで残っている状況でございますので、先ほども説明しましたが、でも、そういった監視と、マーキングとか案内板につきましては、確認して、やり直しが必要なものについては現在も行っていておりますので、引き続きお願いしていきたいと思います。

○議長（岡本精二君） 3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） いろいろやり出せばという言い方をすれば、山があるからいろいろそういうことになったかもしれません。しかし、枳形山とか、また仰鳥帽子とか、高塚山とかいろいろなことをルートの構想があったということをお聞きすれば、現在までの五木村の山のPRというのはどうなっていたのかなと思って、いろいろ五木村は観光地でございますが、一時期は山があるとか、山に登ったり、女性たちの話もありました。いろいろやっぱり総合的に、薄く広くじゃなくて、やはりちゃんとつくったところは安心・安全の確保を最重点に、やはり整備というか、もし、できない場合は、危ないとか、ちょっとルートが難コースですよというぐらい

の最低限のサインも必要だと思いますが、これは村としてはどういうところまで、お客様は五木村に來られてそういうことを判断しますもんですから、どういう考えで今からやっていくのでしょうか、ちょっとお伺いします。

○議長（岡本精二君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

まずは、現在、先ほども言いましたとおり、もともとお客さんが多かったのは仰鳥帽子山、また高塚山につきましては、もともとお客さんが多い状況でございました。ただ、双方とも、今、林道災害でなかなか登りにくい状況になっております。そういったものが改善されればですね、また元のようにお客さんが来ていただけると思います。ただ、そこにつきましては、登山道の整備につきましても遊歩道的な整備を期待される方もいらっしゃいますけれども、やっぱり登山道につきましては、ある程度自然のままでということもございますので、先ほど言いましたマーキングであったり、そういった案内をちゃんとすると、数年に一度、大雨でマーキングの場所が悪かったらルートを変更するとか、そういったものにつきましては、現在、仰鳥帽子とか高塚は管理ができない状況ですけども、もともとそこも管轄に入っておりますので、今後そういったところの活用が可能になれば、引き続き確認をしていきたいと思ひますし、隣の五家荘とかそういったところも登山道の整備とか、今、GPSを活用した整備とかもありますので、そういったところは五家荘とか五木、合わせてですね今後計画したり、山はつながっておりますので協力しながらですね観光に利用できればと考えております。

○議長（岡本精二君） 3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） これはいろいろ始めれば難しいのが山積することですが、やはり始めたからには、仰鳥帽子なんかも山野草とか希少植物の保全とかいろいろ盗掘があったもんですから、そういうこととかいろいろ、本当に考えないような対策まで打っていかないようになる状況に陥ってくると思ひます。

でも、これがやっぱり五木の観光の1つの目玉となれば、やっぱりこれを一押しとしてもなにがしか成功の方向に、またそういう状況の情報を五木村のホームページとかでアップしていただければ、クローズならクローズ、大丈夫なら大丈夫、難易度を使ってでもそういう方向で拡散というか、いろいろ広げられると思ひますので、それが五木村の将来の観光振興の一役になるように、山とか、またいろいろなことを押し進めていただきたいと思ひまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございます。

○議長（岡本精二君） これで、中村議員の一般質問は終わります。

以上で、3名の方の一般質問が終了しました。

ここでお諮りします。

本日は、これで散会したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 異議なしと認め、本日は、これで散会いたします。
お疲れさまでございました。

—————○—————

散会 午後 1 時45分

第2回五木村議会定例会会議録

令和7年6月12日（水）開会

（第3日）

五 木 村 議 会

令和7年第2回五木村議会定例会（第3号）

令和7年6月12日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 議員提案第1号 五木村議会会議規則の一部改正について
- 日程第2 議員提案第2号 五木村議会委員会条例の一部改正について
- 日程第3 質疑（議案第40号より）
- 日程第4 討論
- 日程第5 採決
- 日程第6 議員派遣について
- 日程第7 閉会中の継続審査・調査について

2. 出席議員は次のとおりである。（7名）

- 1番 園 田 良 治 君
- 2番 早 田 吉 臣 君
- 3番 中 村 俊 也 君
- 4番 川 邊 正 美 君
- 5番 田 山 淳 士 君
- 7番 西 村 久 徳 君
- 8番 岡 本 精 二 君

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（10名）

- 村 長 木 下 丈 二 君
- 総 務 課 長 竹 村 文 秀 君
- ダム対策課長 土 肥 整 二 君
- 政策調整監 山 下 俊 彦 君
- 保健福祉課長 高 田 孝 浩 君
- 住民税務課長 大 岩 留 美 君（兼務）
- 産業振興課長 土 肥 博 司 君
- 建 設 課 長 黒 木 光 重 君

会計管理者 大 岩 留 美 君

教 育 長 西 龍三郎 君

教 育 課 長 山 尾 浩 二 君

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名（1名）

議会事務局長 木 野 徹 也 君

開議 午前10時00分

—————○—————

○議長（岡本精二君） 起立、礼、おはようございます。着席をお願いします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

お諮りします。総務常任委員会、田山副委員長より、議員提案の申出があつております。つきましては、この議員提案ですが、本日の議題に追加したいと思います。が、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） 異議なしと認め、日程第1 議員提案第1号、日程第2 議員提案第2号を議題といたします。

—————○—————

日程第1 議員提案第1号 五木村議会会議規則の一部改正について

日程第2 議員提案第2号 五木村議会委員会条例の一部改正について

○議長（岡本精二君） ただいま議題といたしました議員提案第1号、議員提案第2号は、会議規則第36条第2項の規定により、提案理由の説明を省略いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） 異議なしと認め、議員提案第1号、議員提案第2号は、提案理由の説明を省略することに決定をいたしました。

—————○—————

日程第3 質疑（議案第40号より）

○議長（岡本精二君） 日程第3 議案の質疑を再開します。

第1日目に、議案第39号まで質疑が終了しております。本日は、議案第40号の質疑から行います。

それに先立ちまして、総務課長より訂正の依頼があつております。これについては、前回の閉会終了間際に議長より、こういうことがたびたびあつては困るということに注意をしておきましたけれども、また、今回そのようなことになったということは、やはり執行部としてももう少し真剣に取り扱っていただきたいということを私から申し上げておきたいと思っております。それでは、総務課長、お願いします。

○総務課長（竹村文秀君） それではおはようございます。

1枚ペーパーをお配りしております。右肩に総務課予算書修正資料ということで、定例会初日にですね言葉にて若干説明は申し上げましたが、ちょっとわかりにくいと思ひまして訂正の資料を付けております。予算書内の財務表の地方債補正の中身

になるんですが、まず、合計欄、ちょっと全然別な数字が入っておりましてですね、私も、すみません、気づかずにそのままいってしまいました。

補正前の額が5億1,146万円となっていますけども、補正前の額が2億5,573万円でございます。今回の補正が190万ということで、それを合わせまして2億5,763万円ということになります。

それからですね、これは脱炭素化推進事業債というところに1,143万円とありますけども、吹き出しを赤字でつくっております。借り入れというのはですね本来10万円単位でございます。これがですね当初予算から誤っております、訂正といいますか、減額しますと3万円ではございますけども、全体の予算がまた変わってくるということで、できましたらですね次期補正予算で3万円だけの額を減額補正をお願いしたいと思っております。

議長、冒頭申し上げられたようにですね、毎回、毎回修正等をしなければいけないということで、毎回反省はするんですけども、ちょっと見落としが多いということで私自身も大変御迷惑をかけたということで、大変申し訳なく思っております。

地方債補正の説明は以上でございます。

○議長（岡本精二君） ただいま、総務課長のほうから、5ページの地方債補正のことでございますけども、合計欄が修正をお願いをしたいということで、お手元に配付のとおり修正方をお願いを申し上げたいと思っております。

また、10万円単位でということでございますので、これら等については次回の補正で減額をしたいということでございますので、よろしく願いをしておきたいと思っております。

それでは、歳入歳出に分けて行いたいと思っております。まず、歳出の11ページからお願いします。質疑ございませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 12ページ。3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） 12ページですねFM局の、今回、塩化ビニールということで、いろいろ問題があって、今回、FM局と半分ずつの負担をして修理をするということでございますが、これはどのくらい経年といいますか、どれくらい経って、どれくらいの時点でこういうことがわかっていたのか、おわかりになればお聞きかをよろしくお願いします。

○議長（岡本精二君） 竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） お答えします。

まず、タブレットの中に資料を入れておりますが、3ページにちょっと詳しく書いております。ポリ塩化ビフェニルという、それが使用してあるということで、こ

れはカネミ油症、お聞きになった方もいらっしゃると思いますが、昭和43年にですねカネミ倉庫という、会社だと思いますけど、製造した米ぬかの油にP C Bが含まれて食中毒事件になったということでございます。現在は、製造とかですね輸入が禁止されている。

御質問の、どれぐらいにわかったのかというのは、F M局から連絡が入ったのが去年の年度初めぐらいでした。まず、F M局がですねどのくらい前にできたのかを調べました。ちょっと調べきれなかったもので、今、地デジであれですけど、テレビの鉄塔が昭和53年ぐらいにできておりますので、あまりF M局も変わらないんじゃないかなと思っておるところです。この補正予算を組んだのは去年の初めぐらいで、今年の当初予算に上げようと、金額とかがわかりましたので、今回補正するものでございます。

○議長（岡本精二君） ほかにございませんか。2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） 13の使用料及び賃借料のところ、ガバメントクラウドの補正が出ていますが、資料によると使用が9月から利用が発生するのであったが、4月からの料金が発生するという事なんですが、これは試行するのにもこういったのが発生するのですね、試行であれば、向こうのメーカーというかそういったところが私は別にしてもいいんじゃないかと思うんですよ。金額がかなり大きなものですから、そこは試験的に発生する電波とかそういったものは相手方がするべきではないかと思うんですが、そのへんの解釈はどうでしょうか。

○議長（岡本精二君） 竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） お答えします。

これは資料の中でもちょっと若干書いておりますけども、私たちの試行と申しますか、実際にやっていくのに対して試験的な、大体そう思っておりました。ただですね、その試験をするのにも国のJ-L I Sという、そこにアクセスしなければいけないということで、今回発生しました。ほかの町村も一緒でございます、球磨郡のみならず熊本県、全国にこういうのが発生していて、かなり問題になっているようでございます。今年の1月ぐらいでしたか、熊本県の町村会からもですね、この移行について幾らかかるのかみたいな調査ものが来ております。今後どうなるかちょっとわかりませんが、熊本県の町村会から全国のほうに要望と申しますか、そういうものがいくんじゃないかと。国がやらせているのに、なぜ町村が負担しなければいけないのか。繰り返しになりますが、試行のときもJ-L I Sというところにアクセスしなければいけないので負担してくださいということでございます。

○議長（岡本精二君） 2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） 国がつくったところにアクセスするわけですが、その前にやは

り国がするわけですから国が負担して、アクセスも国が負担すべきではないかと私は考えているんですが、町村会でもやっぱりそういった話があるので、もう少しやっぱり詰めてですね、やはりこれまでマイナンバーとかそういったもののあれもかなりかかってきますし、そのときもやはり、そういったアクセスの試験とかも払っていたのかどうか、確認したのかどうか伺っておきたいと思います。

○議長（岡本精二君） 竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） お答えします。

マイナンバーのときにはですね結構国庫補助が来ていましたので、ただ、今回の場合は全然システムというか、私も突っ込んだ詳しいことは知りませんが、マイナンバーのときにはそんなに通信料と申しますか、利用料というのはあまり発生していないということでございます。

○議長（岡本精二君） ようございますか。ほかにございませんか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） ないようでしたら、先に進みたいと思います。13ページ。13ページです。ございませんか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） ないようでしたら、14ページ。ございませんか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） 先に進みます。15ページ。ございませんか。16ページ。5番、田山議員。

○5番（田山淳士君） これは議運のときにちょこっと申し上げたんですけど、道の駅管理費のですねふるさと寄附金というのがありますが、これは説明の中で名前というか、寄附してくれた方の、大金ですからお名前出せないのか、出せるのかということを知ったら、調べておくということだったんですが、その説明がなされていないので、どういう状況なのか説明してください。

○議長（岡本精二君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

こちら、寄附者のことにつきましては個人情報等もありますので、ここでは公表をちょっとできません。また、今後ですね表彰規定とかございます、そういったもので表彰とかもしていただけるようであれば、そういったものは広報とかですね載せていいということになればですね、また、そういったものの公表となろうかと思いますが、すみませんが、この場では公表はできないということでよろしく願いいたします。

○議長（岡本精二君） 5番、田山議員。

○5番（田山淳士君） 公表しろということではないんですよ。本人さんが公表しないでくれというのであれば、もちろん公表できませんが、寄附というのはあくまでもですね善意でされるわけですが、中にはやっぱり寄附して一言ぐらいお礼というか、やっぱり公表してほしいという人も中にはいるわけです。そこら編はどうなっているのかということを、今、公表できないということだったから、本人さんのほうから口止めをされているのであればですねこれ以上言いませんけど、そこらへんを聞きたいということです、現状どういうことですか。

○議長（岡本精二君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

先ほど言いましたような表彰規定、そういったのも含めてですね、まだお返事をいただいておりますので、今日の時点ではですね公表することができないという状況でございます。

○議長（岡本精二君） 5番、田山議員。

○5番（田山淳士君） そのために議会運営委員会の中で総務課長に言っておきましたよね、調べておきますと、公表できるか、できんかということ。やっぱりこれはあげた人もですね人によっては、ただもらっておいて、どこから来たかもわからんと、失礼なことですよ。やっぱりそこらへんは調べて、公表できるものならして、やっぱり表彰状を1個ぐらいあげてもですね、人にこんだけの大金を寄附するということですから、ありがたいことではあるのですが、やっぱりもっとですね、今まで五木は全部公表しないでおったんですよ、公表してほしい人もしてないので。やっぱりするべきところはする、公表しないでくれといえ、もちろんできませんけど。そこらへんをはっきりして、今日はですねはっきりと言わんといけませんよ、名前まで言わなくても後ほど発表しますとかそういったことをしないと、ただ闇から闇では、やった人に私は失礼だと思いますよ。村長、考え方を、どうですかね。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下文二君） お答えいたします。

今回の指定寄附についてはですね、今、相手方さんと、表彰関係がありますから、それについての受託いただけるかどうかと交渉中でございます。この件については、従前にも林業関係の方が100万円を寄附されまして、その方については五木に来ていただいて、ちゃんと感謝状を贈呈を、写真も撮らせていただいてやっております、過去の皆様については、そこは辞退しますということ、それが大体8割、9割でございます。先月だったですか、林業関係の方が100万寄附されて、それについてはしっかり広報に載せますということで、感謝状の贈呈は行っておりますので、この件についても、相手方と交渉中といたしますか、相手の気持ちもありますもので

すから、相手方が写真でも広報に載せても大丈夫ということであれば感謝状贈呈というものはやっておりますので、それについては今後もやっていきたいというふうに思っております。

○議長（岡本精二君） 5番、田山議員。

○5番（田山淳士君） これはですね、今後のこともありますから、やっぱり表彰規定みたいなものをつくってですね、例えば100万以上の方、いただいた場合は、もらった時点でですねやっぱりお礼と同時にやっぱり公表してよろしいでしょうかと伺いするべきですよ、これは。そして、そうだったら、そのようにやっぱり手続をしていくと。ちょっと名前を伏せてくれといえ、それはもちろん伏せんといかんわけですが、そこはいただくときにですねはっきりしたことをした方がいいんじゃないですか、今後。そして、規定をつくって、100万という高額、今までたくさんおりますよ、役場上がりとかの方もおりますし、だけど、名前も全然出てこない。だから、そこらへんを、今から、今後のこともありますから、やっぱりそこらへんの規定をですね今後、村長、つくっていくという考えはないでしょうか。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下丈二君） お答えいたします。

表彰規定そういうものは今つくっておりますので、それに則ってやっております。とにかく、こういう寄附についてはですねいろんな予算化等も必要となってきますので、今回、議会は予算として認めていただいて、その中においてですねしっかりまた、相手方と相談をしながらやっていきたいと。表彰規定は、今ございますので、それに則ってやっております。

○議長（岡本精二君） ほかにございませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 17ページ。3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） 今回、消防費のデジタル防災無線定期検査実施業務委託料で320万ほど上がっておりますが、説明を見たときに令和6年度に実施する予定であった試験ですね、が、その試験自体を延期していたということで、受発信器の不具合が解消された。それで、この施設は何年ぐらい経過をして、定期点検ですから1年とか2年とかあると思いますが、どれぐらいのスパンで点検がなされるのか。

また、今回不具合が見つかって、機器の交換とかいろいろなことでこういう予算が発生したのか、ちょっとそのあたりをお伺いします。

○議長（岡本精二君） 竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） お答えします。

資料にも若干の説明ですが、白髪山と国見山の発信施設が不具合があったと。大

体、昨年度中にやらなければいけなかったんですが、まず、供用開始したのが令和2年5月ぐらいだったですかね。ここに書いているとおりですね定期点検というか検査でございます。総務省の総合通信上局ですか、九州、その管轄で検査になります。5年に1回ということで、ちょっと1年延びましたので、あと5年後にまた検査が来るということでございます。

○議長（岡本精二君） 3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） 今の説明でございますが、結局、5年に1回の検査前に不具合が発生したということで、問題があっている期間はどうやって防災行政無線の業務というか、電波の受信・発信の業務ができたのか、できていないのか。それは、全然このことにすれば防災上は関係なかったのか、ちょっとお伺いします。

○議長（岡本精二君） 竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） お答えします。

実はですね故障が、ちょっと不具合が見つかったのは、実は去年の山林での人探しがございましたですね、あのときに通信がちょっとうまくいかなかったというのがわかったことでございます。いろいろ点検の委託業者に頼んだら、まずはアンテナの向きがですねちょっと変な方向に向いていたのもひとつあったそうです。あとは、機械の入れ替えということで、機械入れ替えたら正常に動くなつたようになったということで、機械というのはですね冬場でもございましたので特に影響がなかったということでございます。

○議長（岡本精二君） 3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） 不具合の要因はアンテナの向きが違う方向に向いていたとか、いろいろそういうアクシデントが重なったということでございますが、アンテナがまず向きが変わったということは、故意的な変えられたということではなく、自然にそうになっていたとかということですかね。

5年に1回、今回は6年になるんだと思いますが、これぐらいで、通常のランニングコストと別にこういう機器の交換ということは、かなりまた、これに関すれば予算がまた5年後ぐらいにはまた機器の場所の、いろいろありましようですから、そういうことも可能性としてはあると思いますが、そういうことも考えられるのかちょっとお伺いします。

○議長（岡本精二君） 竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） お答えします。

まず、アンテナの向きがちょっとという話をしましたが、意図的な、結構でかいアンテナですので、誰かがどうのこうのしたというのは考えにくい。ただ、山の上ですので、風とかでちょっと向きが変わったのかな、大体そういうことはあっては

いけないんですが、しかしながら、すみません、詳しいことはちょっと聞いてませんが、ボルトが緩んでいたとか、そういうのじゃないかなと思います。

それから、機器の交換の費用とかが今後かさんでくるということですが、年間です。機器の維持管理の委託料を組んでおりますので、この中で、そのへん、私も金額がどのくらいかかるのかはちょっと聞いていませんけども、その委託料内でできますよということで、補正予算には上げていないということです、委託料の中で済ませるということです。

○議長（岡本精二君） 3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） こういう機器、今回はアンテナとかに限ってですが、いろいろ村でそういう施設、また業者に委託して施設をつくったり、施設整備をしていただいたりということがあると思います。そのときには村の立ち合いの検査が多分あると思いますが、そのときに立ち合いのときにもちゃんと確認をちゃんとして引き取るという手段をとっていかないと、いろいろなこういう問題がまた起こる可能性がありますので、そのへんの実行もよろしくをお願いします。

○議長（岡本精二君） 竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） お答えします。

村所有のと申しますか、設備いっぱいあると思います。一応、できあがったら最後に竣工検査というものをやりますが、例えばちょっとリアルタイムなんです、役場庁舎内にですね今日、朝から、雨水を使って浄化設備とかトイレとか流します、朝からびやんびやんアラームが鳴ってですね、私も最初、何かなと思ったら、浄化槽が満杯ですよとか、少ないですよというアラームでした。できた当初はですね竣工検査をやります、もちろん試験的なこともやりますけど、ちょっと年数が経てくると、いつ何が来るかということがわからないので、そのとき発注するときにもですね気をつけたいと思っております。

○議長（岡本精二君） ほかにございませんか。2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） 教育費の中の18節の新たな学びプロジェクト指定校補助金が20万ありますが、これは新たということなんです、内容のほうを実施計画を見てみますと、今までやっていたことと同じようなことなんです、これに何か加わってくるのか。

それと、もう1つは、中高の学園になったときに、これは指定校がまた新たになるのか、取り消されることはないのか、伺っておきたいと思います。

○議長（岡本精二君） 山尾教育課長。

○教育課長（山尾浩二君） おはようございます。

ただいまの御質問にお答えさせていただきます。教育委員会の資料の6ページの

ほうに今回の事業の概要を書かせていただいております。今回の新たな学びプロジェクト指定校の事業ということで、これは大元の事業としましては県の、熊本新時代に向けた学びの創造事業という形で、目的にも書いてありますように、社会環境の変化に対応した質の高い教育の推進、また、先進的に向けた実践研究の取組を県内一円に普及していくというような事業になります。これに基づいてですね県内の学校に指定を行いまして研究を進めていくということになります。

今回、指定された学校につきましては、五木管内では五木東小学校と五木中学校の2校というふうになっております。

指定期間につきましては2年間ということで、今年度と来年度ということで、義務教育学校に移行しても継続で指定されるというものになります。

今回の事業計画でございますけども、左下に書いておりますように、研究テーマで、来年、8年の4月からですね義務教育学校になるということを見越してですね地域の特色を生かした9年間を見通した教育活動に在り方について、今回テーマをつくるというものになっております。

また、研究の取組内容でございますけども、一応、こちらに書いてあるような内容で、9年間を見通したグラウンド学習ですね、こちらは焼き畑体験活動とか、あとNE活動といって新聞記事を活用した教育デザインということで、学校運営方針の在り方を考えていくというものと、あと、今まで取り組んでおりました総合的な教育になりますけども、こちらの拡充をですね図っていくということもひとつ入れております。

また、新しいものでいいますと、ICT機器、ドローンの体験活動ということで、こちらは今、元協力隊の平山さんですね、そちらの方をお願いして、まず資格を取る前の体験ということで、触れる体験をまずはやっ払いこうと。ゆくゆくは資格を取れるような活動もできないかということで考えております。

また、あと、一番下に書いておりますように、遠隔地校のオンライン交流会ということで、これは当初は天草とこれまで交流しておりますので、天草のほうですねオンラインを通した交流会ができないかというところで計画をしております。

今後につきましては、遠隔地ですので、この間もお話がありましたように、東京の文京区とかそういったところの遠隔地の学校とですねオンラインを通した交流ができないかというところも考えております。また、海外のほうにもですね子どもたちと交流ができないかというところも含めて研究していきたいというところを考えているというところでございます。

また、成果の普及とか発信につきましては、指定校になれば従来であれば発表会とかあるんですけども、今回は県のホームページのほうで研究成果のほうは発信

していきたいというところで計画されているというところでございます。

以上でございます。

○議長（岡本精二君） 2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） これまでやってきたことの拡充ということなんですけど新たなのはドローンのほうと言われたんですが、以前、ハワイの学校との遠隔のミーティングもありましたが、今、熊本は台湾とかの話があって、TSMCの関係でそういったものの交流とか、あと、やはりそういったパソコンとか電子機器、そういったもののプログラミング、そういったのも私は入れてきたほうがいいんじゃないかと思うんですが、そういった考えはないのかどうか伺っておきたいと思います。

○議長（岡本精二君） 山尾教育課長。

○教育課長（山尾浩二君） お答えいたします。

海外の交流という形で台湾とかそういったところもありますけれども、今回の計画につきましては先生方の御意見をもとに研究内容を決めさせていただくというところでございますので、期間が2年ありますので、今、議員のおっしゃられた意見の内容も含めてですねプログラミングとかそういったところも含めて、できるのかどうか含めて検討して、また、できるようであれば内容によってさせていただければというところで考えております。

○議長（岡本精二君） ほかにございませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 次に進みます。18ページ。1番、園田議員。

○1番（園田良治君） 18ページの旧二中校舎解体工事のことですが、すみませんが、学校と上の特別室がありますよね、2つの教室、最終的には解体だけなのか、最終的には更地にきれいになってしまうのか、どこまでなのか。予算が600万なのか、ちょっとお願いします。

○議長（岡本精二君） 山尾教育課長。

○教育課長（山尾浩二君） お答えいたします。

今回の旧二中校舎の解体関係の事業でございますけども、こちらの事業につきましては令和7年の当初予算のほうで計上させていただいたところでございます。今回、まだ補正という形で予算項目のほうがですね、校舎関係が社会教育施設ということでございましたので、今回、予算項目の振替という形で計上させていただいたところでございます。

解体の内容でございますけども、今残っているのが教室関係の校舎が残っていると。特別教室関係の理科室とかそういったものについては解体済でございますので、ヒトヤの部分を今回解体するというので、今後は更地になりますけれども、更地

の活用につきましては、宮園振興協議会のほうでですねどういう形をするかは今後、計画していくという形になります。

以上です。

○議長（岡本精二君） ほかにございませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 次に進みます。次は給料明細でございます。歳出については以上で終わりました。

次に、歳入に移ります。8ページをお願いします。歳入8ページ、ございませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 次に進みます。9ページ。5番、田山議員。

○5番（田山淳士君） 不動産売買の売払収入がありますが、3筆あるわけですが3人の方ですかね、それとも1人で全部買われたのか、そこらへんをちょっとお願いします。

○議長（岡本精二君） 土肥ダム対策課長。

○ダム対策課長（土肥整二君） それでは、今の御質問にお答えします。

こちらにつきましては、高野代替地の雑種地になりますけども、3筆ございまして、同一の方が、お一人の方が買っていただいたというところになります。

○議長（岡本精二君） 5番、田山議員。

○5番（田山淳士君） そうですか、わかりました。

ところで、代替地がまだどれくらいあるのかですね、その状況をですね、今面積の何パーセントが買われて、何パーセント貸しているとか、まだ、今後売り出す土地があるのかないか、そこらへんをですねわかっている範囲内をお願いします。

○議長（岡本精二君） 土肥ダム対策課長。

○ダム対策課長（土肥整二君） お答えします。

高野の代替土地につきましては、全部でですね2,186平米あります。そのうち、88%が売却済みで、残りの約12%ですね、11.9%になりますけども、こちらは村民の方等に貸付をさせていただいております、現在、空いているという土地はございません。

以上です。

○議長（岡本精二君） 5番、田山議員。

○5番（田山淳士君） 残りの12%ということですが、どの方が使っておられて、貸しているわけですね、それをまた将来売る予定があるのかどうかですね、そして、買いたいと人がおったら、どちらが優先になるのか、今使っているのを買うというの

も変な話ですけど、そういうことが可能かどうか。いろんな人がおりますからね、私もほしいという人がいるかもしれないから、そこらへんはどういうことになりま
すかね。

○議長（岡本精二君） 土肥ダム対策課長。

○ダム対策課長（土肥整二君） 高野代替土地につきましては、水没者の方の生活再建
のために造成をさせていただいております。

当初はですね購入される方、あるいは貸付で使いたいという方の希望を取りまし
て、それで購入していただいたり、貸付で使用していただいているところです。

将来的には、村としてはですね全部売却はしたいという考えではおりますけども、
なかなか貸付で御利用いただいている方の、後々、自分がやらなくなったら後継者
というか子どもたちがするかどうかわからないので、買うまではちょっと至らない
ということで、お借りされている方もいらっしゃいます。

また、購入希望がありましたらですね協議をさせていただいて、できたら、今使
っている方々にですね購入という御希望があれば、そちらが一番スムーズに行くか
とは思いますが、そのへんは今後の平場の造成等も含めてですね検討させてい
ただければというふうに思っております。

○議長（岡本精二君） 次に進みます。10ページ。ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 以上で、歳入歳出の質問が終わりました。

せっかくでございますので、全体でですね歳入歳出で何か聞き漏らしがあった件
がございましたならば聞きたいと思いますが、ございませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） ないようですので、それでは、質疑なしと認め、これで議案第
40号の質疑を終わります。

次に、議案第41号の質疑を行います。歳入歳出合わせて行います。歳入歳出5ペ
ージ、6ページをお願いします。質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） それでは、質疑なしと認め、これで議案第41号の質疑を終わ
ります。

次に、議案第42号の質疑を行います。これも、歳入歳出合わせて行います。歳入
歳出6ページ、7ページをお願いします。質疑ございませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） それでは、質疑なしと認め、これで議案第42号の質疑を終わ
ります。

議員提案第1号の質疑を行います。質疑ございませんか。ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 質疑なしと認め、これで議員提案第1号の質疑を終わります。

議員提案議案第2号の質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 質疑なしと認め、これで議員提案第2号の質疑を終わります。

議案に対する質疑は終了しました。

ここで、質疑の終結を宣告します。

ここで、暫時休憩します。11時から行います。

—————○—————

休憩 午前10時48分

再開 午前11時01分

—————○—————

○議長（岡本精二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

—————○—————

日程第4 討論

○議長（岡本精二君） 日程第4 討論を行います。

承認第1号の討論を行います。討論ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 討論なしと認め、これで承認第1号の討論を終わります。

承認第2号の討論を行います。討論ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 討論なしと認め、これで承認第2号の討論を終わります。

議案第30号の討論を行います。討論ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 討論なしと認め、これで議案第30号の討論を終わります。

議案第31号の討論を行います。討論ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 討論なしと認め、これで議案第31号の討論を終わります。

議案第32号の討論を行います。討論ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 討論なしと認め、これで議案第32号の討論を終わります。

議案第33号の討論を行います。討論ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 討論なしと認め、これで議案第33号の討論を終わります。

議案第34号の討論を行います。討論ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 討論なしと認め、これで議案第34号の討論を終わります。

次に、議案第35号の討論を行います。討論ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 討論なしと認め、これで議案第35号の討論を終わります。

議案第36号の討論を行います。討論ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 討論なしと認め、これで議案第36号の討論を終わります。

議案第37号の討論を行います。討論ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 討論なしと認め、これで議案第37号の討論を終わります。

議案第38号の討論を行います。討論ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 討論なしと認め、これで議案第38号の討論を終わります。

議案第39号の討論を行います。討論ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 討論なしと認め、これで議案第39号の討論を終わります。

議案第40号の討論を行います。討論ございませんか。 7 番、西村議員。

○7 番（西村久徳君） 建設課の、討論になるかどうか、すみません、ちょっと聞きそこなったものですから。私、不審に思ったのがですね。

○議長（岡本精二君） 反対討論、賛成討論。

○7 番（西村久徳君） 住所がですね、これは非常に軽率な話になると思いますが。

○議長（岡本精二君） 議案第40号、予算です。討論です。

○7 番（西村久徳君） 討論です。討論して。

○議長（岡本精二君） 反対か賛成かです。

○7 番（西村久徳君） 文書が違うわけですから、住所がですね、例えば会社の名前の住所が四千何百何十何番地であって、それを認めていいのかどうかということで私は疑問を持ったから討論を申し上げたわけです。

○議長（岡本精二君） 反対討論、賛成討論をお願いします、ございましたらば。ございませんか。

暫時休憩をいたします。

—————○—————

休憩 午前11時06分

再開 午前11時11分

—————○—————

○議長（岡本精二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、議案第40号について討論を行います。討論ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 討論なしと認め、これで議案第40号の討論を終わります。

議案第41号の討論を行います。討論ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 討論なしと認め、これで議案第41号の討論を終わります。

議案第42号の討論を行います。討論ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 討論なしと認め、これで議案第42号の討論を終わります。

議員提案第1号の討論を行います。討論ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 討論なしと認め、これで議員提案第1号の討論を終わります。

議員提案第2号の討論を行います。討論ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 討論なしと認め、これで議員提案2号の討論を終わります。

議案に対する討論が終了しましたので、ここで討論の終結を宣告します。

—————○—————

日程第5 採決

○議長（岡本精二君） 日程第5 議案の採決を行います。

承認第1号の採決を行います。原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

○議長（岡本精二君） 全員賛成でございます。したがって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

承認第2号の採決を行います。原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

○議長（岡本精二君） 全員賛成であります。したがって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

議案第30号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願

います。

[賛成者 挙手]

○議長（岡本精二君） 全員賛成でございます。したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

議案第31号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（岡本精二君） 全員賛成でございます。したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

議案第32号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（岡本精二君） 全員賛成でございます。したがって、議案第32号は原案のとおり可決することに決定されました。

議案第33号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（岡本精二君） 全員賛成であります。したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

議案第34号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（岡本精二君） 全員賛成であります。したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

議案第35号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（岡本精二君） 全員賛成であります。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

議案第36号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（岡本精二君） 全員賛成であります。したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

議案第37号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（岡本精二君） 全員賛成であります。したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

議案第38号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（岡本精二君） 全員賛成であります。したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

議案第39号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（岡本精二君） 全員賛成であります。したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

議案第40号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（岡本精二君） 全員賛成であります。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

議案第41号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（岡本精二君） 全員賛成であります。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

議案第42号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（岡本精二君） 全員賛成であります。したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

議員提案第1号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（岡本精二君） 全員賛成であります。したがって、議員提案第1号は原案のと

おり可決されました。

議員提案第2号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（岡本精二君） 全員賛成であります。したがって、議員提案第2号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第6 議員派遣について

○議長（岡本精二君） 日程第6 議員派遣についてを議題とします。

お手元に配付しております議員派遣については、このように決定したいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） 異議なしと認め、議員派遣の件につきましては、お手元に配付しておりますとおり決定いたしました。

—————○—————

日程第7 閉会中の継続審査・調査について

○議長（岡本精二君） 日程第7 閉会中の継続審査・調査についてを議題とします。

お手元に配付しておりますとおり、各委員長から閉会中の継続審査・調査について申し出がっております。一括してお諮りします。

申し出のとおり、閉会中において審査・調査することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） 異議なしと認め、各委員長から申し出のとおり、閉会中において審査及び調査をすることを決定しました。

お諮りします。本定例会に付された事件は全て終了いたしました。したがって、本日閉会したいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） 異議なしと認め、本定例会は本日閉会することに決定いたしました。大変お疲れさまでございました。

—————○—————

閉会 午前11時22分

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを認めるためここに署名します。

令和 年 月 日

五木村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

五 木 村 議 会 会 議 録
令和 7 年 第 2 回 定 例 会

令和 7 年 6 月 発 行

発行人 五 木 村 議 会 議 長 岡 本 精 二
編集人 五 木 村 議 会 事 務 局 長 木 野 徹 也
作 成 株 式 会 社 ア ク セ ス

電 話 (096) 372-1010

~~~~~  
五 木 村 議 会 事 務 局

〒868-0201 球磨郡五木村甲2672-7  
電 話 (0966) 37-2211

# 資料